

するは、四世までなりと心得べし、

攝津檢非違使把笏制

文德天皇の天安元年八月、攝津國に檢非違使一員を置き、兵仗を帶び笏を把らしめられたり、斯くいふ徵は、文德實錄卷九天安元年八月乙丑の條に云く、許令攝津國人散位從八位下岸田朝臣全繼、帶兵仗把笏、檢國中非違、○以上文と見えたる是なり、此の笏の材も、亦齊衡二年三月大和國に檢非違使を置き把笏せしめたと同じく、木笏なることは勿論なるべし、左に表示す、

攝津國 檢非違使……笏…木

伊勢神官把笏制

文德天皇の天安元年九月、伊勢國の荒祭月讀瀧原伊雜高宮の神社の内人五人に把笏せしめられたり、斯くいふ徵は、文德實錄卷九天安元年九月壬寅の條に云く、伊勢國荒祭月讀瀧原伊雜高宮等神宮内人五人、始預把笏、○以上文と見えたる是也、此の笏の材は此に記したらねど、木笏なることは勿論なるべし、左に表示す、

伊 荒祭神宮 内人
月讀神宮 内人

勢國

瀧原神宮 内人……笏…木
伊雜神宮 内人
高宮神宮 内人

清和帝の朝武藏檢非違使把笏制

清和天皇の貞觀三年十一月、武藏國の各郡に檢非違使を置きこれをして把笏せしめられたり、斯く每郡に置くは無類のもの徒黨をなし、群盜山に滿つを以てなり、斯くいふ徵は、三代實錄卷五貞觀三年十一月十六日丙戌の條にいはいはく、武藏國每郡置檢非違使一人、以凶猾成黨群盜滿山也、○以上文と見えたる是なり、按ずるに、檢非違使は文德天皇の齊衡二年三月諸國に置くこととなりたるに、帶劔把笏を許されたることは前條にいへり、本條に示す處帶劔把笏の文字なしといへども、檢非違使は元より威嚴なかるべからざるものなるが故に、彼に許して此に許さざるの理なし、殊に此の武藏國に每郡に置くは、其の目的奸盜を驅除するにあれば、これが帶劔把笏の必要なるや明けし、故に此の武藏國每郡の檢非違使も、亦帶劔把笏するを得るものにして、其の笏の材は此に記したらねど、木笏なることは勿論なるべし、左に表示す、

示す、

武藏國每郡 檢非違使……笏…木

諸王服色制

清和天皇の貞觀七年、當時の服制は如何といふに、是より先、文德天皇の齊衡三年四月に改られし制を遵守せるなり、斯くいふ徵は三代實錄卷十貞觀七年二月二日從四位上行伊豫守豐前王の履歷をいへる條にいはいはく、豐前爲性簡傲、言語夸浪、接物之道爲人所避、尋常直於侍從局、品藻人物、以爲己任、談笑消日、放縱不拘、諸王五世以下帶五位者、法不聽著紫、爲有司所糾、然後著緋、○以上文と見えたる是なり、按ずるに、五世王は制に従るに皇親にあらざれば、服色は諸臣の位階に依りて着用すべきものなることは、文德天皇の齊衡三年四月の改制に判然たり、豐前王は五世王にして此のとき五位なれば、諸臣の五位の當色緋を着用すべし、紫は三位以上の色制なるを以て着用するを得ざるなり、然るを豐前王は其の身五位なるに拘はらず、紫を着用せしを以て有司に糾され、終に緋を着たりとなり、此のごとく齊衡三年四月の制を遵守せるを見れば、前制の行はれて

あること揭焉なればかくはいふなり、

圖書寮寮掌把笏制

清和天皇の貞觀八年三月、圖書寮に寮掌を置き、これをして笏を把らしめられたり、斯くいふ徵は、三代實錄卷十二貞觀八年三月丁丑朔の條にいはいはく、圖書寮置寮掌一員把笏、○以上文と見えたる是なり、此の笏の材は此に記したらねど、木笏なることは勿論なるべし、左に表を掲げて示す、

圖書寮 寮掌……笏…木

上總檢非違使主典把笏制

清和天皇の貞觀九年十二月、勅して上總國に檢非違使並に主典を置き、これをして劔を帶び笏を把らしめられたり、斯くいふ徵は、三代實錄卷十四貞觀九年十二月四日己巳の條にいはいはく、勅、上總國置檢非違使一員主典一員、帶劔把笏、○以上文と見えたる是なり、此の檢非違使及主典の把る所の笏の材は、木笏なること勿論なるべし、左に表を掲げて示す、

上總國 檢非違使
主典……笏…木

下總檢非違使把笏制

清和天皇の貞觀十一年三月、下總國に檢非違使を置き、これをして劔を帶ひ笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十六貞觀十一年三月廿二日庚辰の條にいはいはく、令下總國檢非違使帶劔把笏、○以上文と見えたる是なり、此の笏も亦木笏なること勿論なるべし、左に表を掲げて示す、

下總國 檢非違使…笏…木

因幡國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年二月、因幡國に始めて國掌を置き、これをして笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十七貞觀十二年二月十九日辛丑の條にいはいはく、因幡國始置國掌二員、把笏、○以上文と見えたる是なり、(按ずるに國に國掌を置くこと恐らくは是や始ならむ)此の國掌は爾後他の國々にもこれを置きたり、ことの委曲は次下に至りてこれをいふべし、然して此の笏の材は茲に記したらねど、木笏なることは勿論なるべし、左に表示す、

因幡國 國掌…笏…木

播磨國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年七月、播磨國に國掌を置き、こ

れをして把笏せしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年七月十七日丁卯の條にいはいはく、置播磨國國掌二員、把笏、○以上文とある是なり、此の笏も亦前條に掲ぐるものと同じく、木笏なるべし、左に表示す、

播磨國 國掌…笏…木

大和國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年七月、大和國に國掌を置き、これをして把笏せしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年七月十九日己巳の條にいはいはく、置大和國國掌二員、把笏、○以上文とある是なり、左に表示す、

大和國 國掌…笏…木

美作國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年十月、美作國に國掌を置き、これをして把笏せしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十月二日庚辰の條にいはいはく、美作國置國掌二人、把笏、○以上文とある是なり、左に表示す、

美作國 國掌…笏…木

河内伯耆國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年十一月、河内國及伯耆國に國掌を置き、これをして笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十一月四日壬子の條にいはいはく、河内伯耆兩國置國掌各二員、把笏、○以上文とある是なり、左に表示す、

河内國 國掌…笏…木

伯耆國 國掌…笏…木

讃岐國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年十一月、讃岐國に國掌を置き、これをして笏を把らしめたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十一月廿三日辛丑の條にいはいはく、讃岐國置國掌二人、把笏、○以上文とある是なり、左に表示す、

讃岐國 國掌…笏…木

禁色

清和天皇の貞觀十二年十二月、朝野を別たす緇素を問はず男女を論ぜず、都て禁色を下衣に着することとを禁せられたり、禁色とは、三善清行の延喜十七年十二月の建言に據るに、火色をいふなり、此の禁色は

從來猥りに用ゐることを禁ぜしかば、下衣に用ゐるものもあらざりしを、此頃禁色の下衣を着用することのあるを以て、其の濫用を戒めこれを聽さざることとせられたるなり、又禁色は下衣のみならず上衣袴などに用ゐることをも、大に禁遏を加へられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十二月二十五日壬寅の條にいはいはく、制略○中又不聽禁色爲下衣、○以上文又著諸禁色、皆從破却、但五位已上錄名奏聞、僧尼著禁色、仍法苦使、律師已上錄名奏聞、○以上文と見えたる是なり、

腰帶制

又此の貞觀十二年十二月、六位以下の腰帶の制を出されたり、其は六位以下は烏犀帶を着用することを聽されたるなり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十二月二十五日の條にいはいはく、制略○中聽六位已下著烏犀帶、但有通天文者不在聽限、○以上文と見えたるにて知るべし、按ずるに、從來の腰帶の制は、嵯峨天皇の弘仁元年九月の改制に依りて定まれるものにして、四位以上は白玉帶及玳瑁帶を通用し、五位は玳瑁帶を用ゐ、六位以下は職事を帯ぶるものは銀

装を用ゐ、無職事のものゝは雜石の腰帶を用ゐ來れり、然るを此に至りて、六位以下は職事無職事を問はず都て烏犀帶を用ゐることを聽されたるなり、但烏犀帶にても其の斑文のあるもの、所謂通天文は用ゐることを禁ぜられたるなり、

右に陳べたる腰帶の制を表示すれば、左の如し、

| | |
|------|----------|
| 正一位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從一位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正二位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從二位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正三位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從三位 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正四位上 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正四位下 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從四位上 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從四位下 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正五位上 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 正五位下 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從五位上 | 腰帶……〔白玉〕 |
| 從五位下 | 腰帶……〔白玉〕 |

右に掲げたる五位以上の腰帶は、嵯峨天皇の弘仁元年九月に制定せられたるものにして、既に掲げて示したれども、彼是見易からしめむが爲に併せて茲に掲ぐ、又其の銀裝雜石二種の腰帶は、前條に述べたる

| | |
|------|------------|
| 正六位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 正六位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從六位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從六位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 正七位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 正七位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從七位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從七位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 正八位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 正八位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從八位上 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 從八位下 | 腰帶……〔銀裝雜石〕 |
| 大初位上 | 腰帶……〔烏犀〕 |
| 大初位下 | 腰帶……〔烏犀〕 |
| 少初位上 | 腰帶……〔烏犀〕 |
| 少初位下 | 腰帶……〔烏犀〕 |

がごとく、元は職事無職事に從りて區別せられ、其の後未これが廢止の法令見えず、然れば銀裝雜石二種の腰帶は、是より後用ゐざるにはあらざれども、此の制出でてより職事無職事共に、多くは烏犀帶を用ゐることゝなりしならむ、故に表中職事無職事を區別せず、

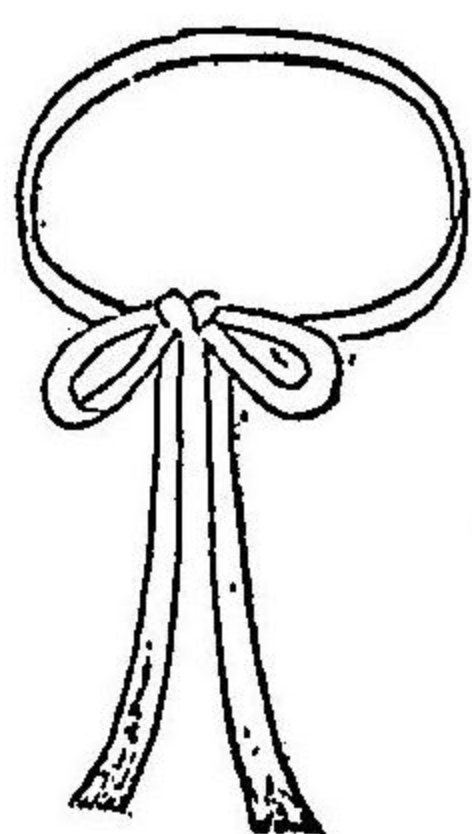
上總國掌把笏制

清和天皇の貞觀十二年十二月、上總國に國掌を置き、これをして笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷十八貞觀十二年十二月廿九日丙午の條にいはく、上總國置國掌二員把笏、○以上と見えたる是なり、此の國掌の把る所の笏は木笏なり、左に表示す、

横刀緒制

清和天皇の貞觀十六年九月、檢非違使の起請を裁可せられて、横刀の緒の制を定められたり、其の制は五位以上は唐組、六位以下は綺と新羅組といづれにても意に任せ用ゐよとなり、斯くいふ徴は、三代實錄卷二十六貞觀十六年九月十四日己亥檢非違使五條を起請することの條の其の五にいはく、應令横刀之

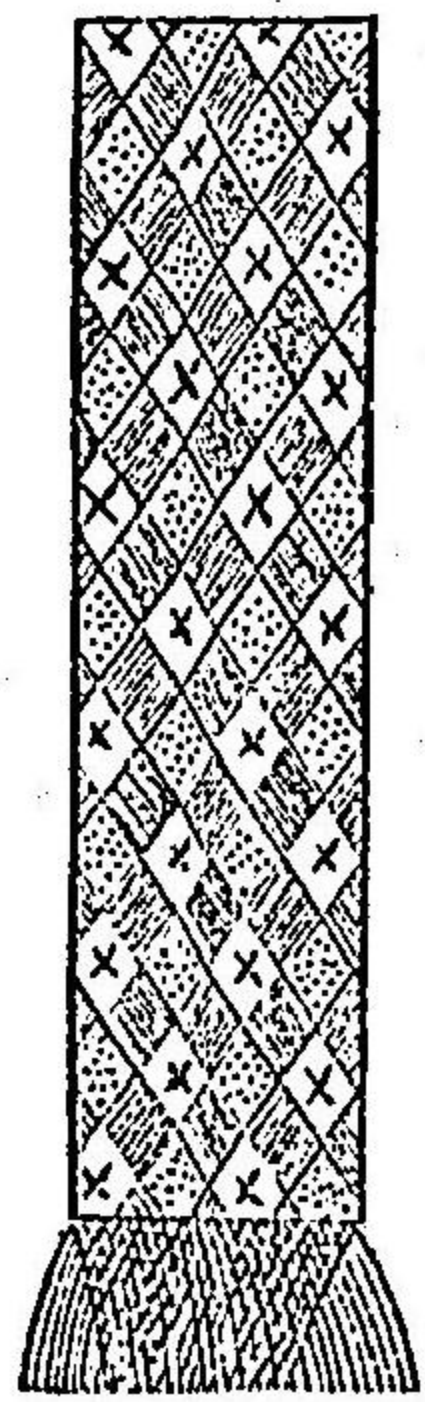
緒上下有別事、按士大夫服用之物、始自朝服、至于馬鞞、皆有其色、是則所以別上下、辨尊卑也、而今横刀之緒上下同、論之物情、理不當、然、望請五位已上同用唐組、六位已下並用綺新羅組等、不令違越、行來時久難可忽變、自來十一月新嘗會節、將加禁遏、有勅、依之頒下所司、○以上と見えたる是なり、按ずるに、從來は本文に見えたるごとく上下の別あることなし、たゞ仁明天皇の承和元年十二月に、囚獄司の物部の用ゐる刀の緒は、胡桃染を用ゐるの制を出されたるのみ、然して此に至りて都て上下の階級を別たむが爲に、五位以上は唐組を用ゐ、六位以下は綺と新羅組とを隨意に用ゐることゝ定めて、これを來る十一月新嘗會のときより實行せよとなり、文に五位以上六位以下とあるは諸王諸臣に通じていへる也、茲に横刀の緒を結びたる圖、並に唐組綺新羅組の組織せる



結横刀緒圖
(後世これを平緒といふ)

一部の圖を出して示す、

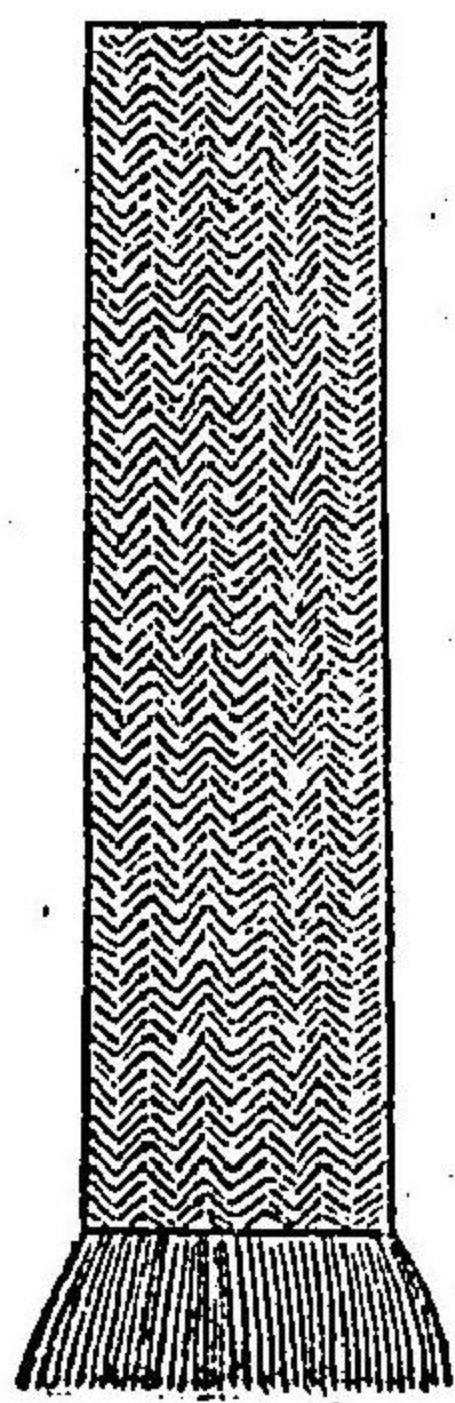
唐組(組成製なり)



椅(織成製)



新羅組(組成製)



陽成帝の朝

能登佐渡檢非違使把笏制

陽成天皇の元慶元年十二月、能登國と佐渡國とに檢非違使を置き、これをして劔を帯び笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷三十一元慶元年十月廿一日丁亥の條にいはい、能登佐渡兩國并始置檢非違使各一人、帶劔把笏、上文と見えたる是なり、此の笏も亦木笏なるべし、左に表示す、

能登國 檢非違使……笏…木
佐渡國 檢非違使……笏…木

佐渡國掌把笏制

陽成天皇の元慶二年九月、佐渡國に國掌を置き、これをして笏を把らしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷三十四元慶二年九月十三日乙巳の條にいはい、詔、佐渡國置國掌二員、把笏、上文と見えたる是也、左に表示す、

佐渡國 國掌……笏…木

茜紅花交染支子色禁制

陽成天皇の元慶五年十月、男女共に茜紅花交染支子の色は、淺深を論ぜず着用することを禁ぜられたり、此の茜と紅花の交染の支子の色は、淺黃丹に似るを以て斯くは禁ぜられたるなり、斯くいふ徴は、三代實錄卷四十元慶五年十月十四日己丑の條にいはい、禁男女着茜紅花交染支子之色、不論淺深無聽服用、上文と見えたる是なり、尙此のことは詳に政事要略卷六十七に見えたり、其の文に云く、大納言從二位源朝臣宣、奉勅備、式云、凡支子染深赤、可濫黃丹者不得服用者、而年來以

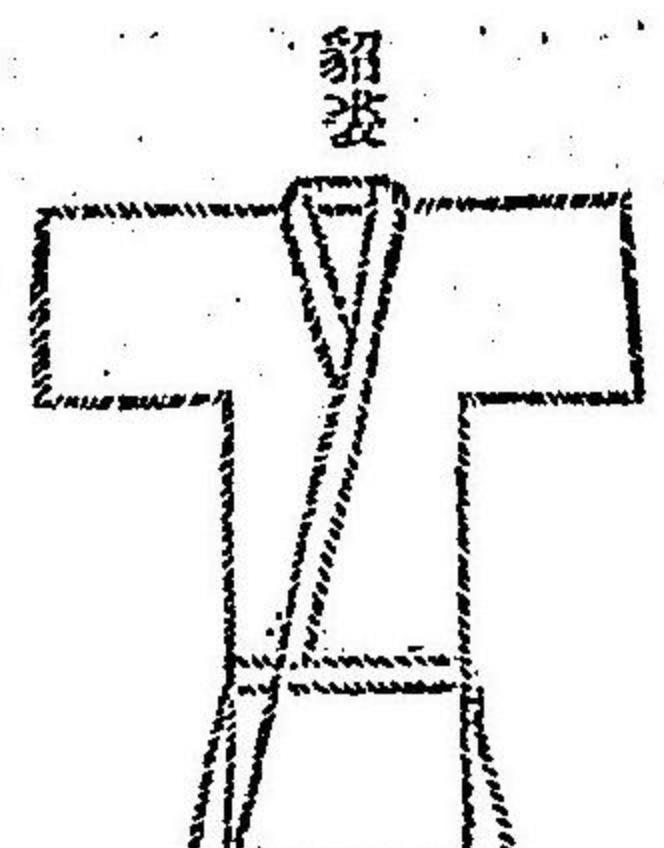
茜紅交染尤濫其色、自今以後茜若紅交染支子者、不論淺深、宜加禁制者、元慶五年十月十四日明法博士兼左衛門大志紀春宗奉、上文と見えたる是なり、因にいふ、黃丹は文武天皇の大寶元年に定められたる皇太子の服色にして、諸臣は勿論親王諸王といへどもこれを服用することを得ず、然して本文に示す所の茜紅花交染の支子は、其の色淺黃丹に紛はしければ、服用することを得ざること、せられたるなり、

光孝帝の朝

貂裘制

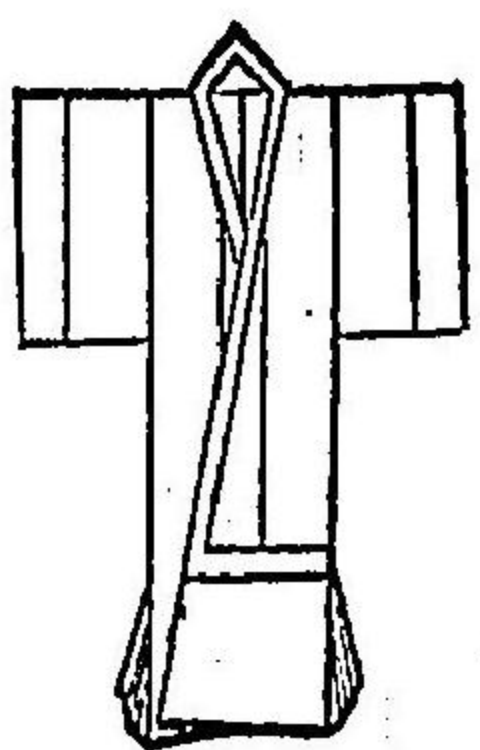
光孝天皇の仁和元年正月、參議以上にあらざれば貂裘を着用することを得ざるの制を出されたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷四十七仁和元年正月十七日癸酉の條にいはい、是日始禁着用貂裘、但參議已上非制限、上文と見えたる是なり、此の貂裘は又女子も着たり、但女子の裘を着ることは制外にもやあらむ、斯くいふ徴は、源氏物語末摘花の卷に末摘花の姫君の衣服をいへる條にいはい、うはぎにはふるさのかはぎぬいとぎよらにかうばしきをき給へり、こた

のゆゑづきたる御さうぞくなれど、なをわかやかなる女の御よをひには、にげなうぶどろくしきこと、いともてはやされたり、上文と見えたり、是を以て貂裘は男子も女子も着用せしを知るべし、源氏物語の文に古代といへるは、思ふに仁和の頃を大方に指したるなるべし、又舞人などは路頭にて着たり、斯くいふ徴は、西宮記臨時八に云く、臨時祭舞人踏路服、黒貂皮衣、上文と見えたり、是は年序を経て制の弛びしにもあらむか、又參考すべきとあり、江家次第卷五春日祭使途中次第の條にいはい、昔蕃客參入時、重明親王○醍醐天皇子、乘鴨毛車、着黒貂裘八重見物、此間蕃客纒以一件裘一領、持來爲重物、見八重大慙云云、上文と見えたる是なり、重明親王の貂裘八重を着したるは、華奢を極めたるにて、當時裘の世に用ゐられたるは、且貴重せられたるを見るべし、此のごとく貂裘は世に用ゐられたりといへども、今に於いては當時のもの、存せるがなきを以て、其の製作を知るに由なし、然れども後世



の裘代は、此の裘の代用に依られたるものなれば、裘代及支那の狐裘によりて、貂裘の圖を擬作して示すべし、

委代(貞文雜記卷五所載)



狐裘(三才圖會衣服卷一所載)



狩衣行膝制

光孝天皇の仁和二年十二月、勅して野行幸のときは、參議以上をして摺布の狩衣を着し、又行膝を着けしめられたり、斯くいふ徴は、三代實錄卷四十九仁和二年十二月十四日戊午の條にいはいはく、行幸芹川野、○中是日勅、參議已上著摺布衫行膝、別勅皇子源朝臣諱、散位正五位下藤原朝臣時平二人、令著摺衫行膝焉、○以上と見えたる是なり、摺布とは布に模様を摺りたるをいふ、衫は後世の衫にはあらずして狩衣をいふなり、斯くいふ徴は、後撰和歌集卷十五雜歌一に、仁和のみかどさかの御時の例にて、せり川に行幸

し給ける日、在原行平朝臣「さかの山みゆきたえにしせり川の、ちよのふる道あとはありけり、おなじ日たかがひにて、かりぎぬにつるのかたをぬひて書付たりける、」おきなさび人なとがめをかりごろも、けふばかりとぞたづもなくなる、○以上と見えたる是なり、此仁和のみかど云々といへるは、光孝天皇の仁和二年十二月十四日、芹川行幸のときのことにて行平朝臣の著たるは、摺布の狩衣にはあらずして繡の狩衣なり、應飼なればかゝる衣服を著たるにや、其はとまれかくまれ、狩衣を着たる證とするには足りぬべし、然れば此の歌の端書にかりぎぬとあると、三代實錄に布衫とあるとを照して、此の衫は即狩衣なるを知るべし、

三位以上の狩衣は、綾の類を用ゐるを常とす、布を用ゐるは野行幸供奉なればなり、

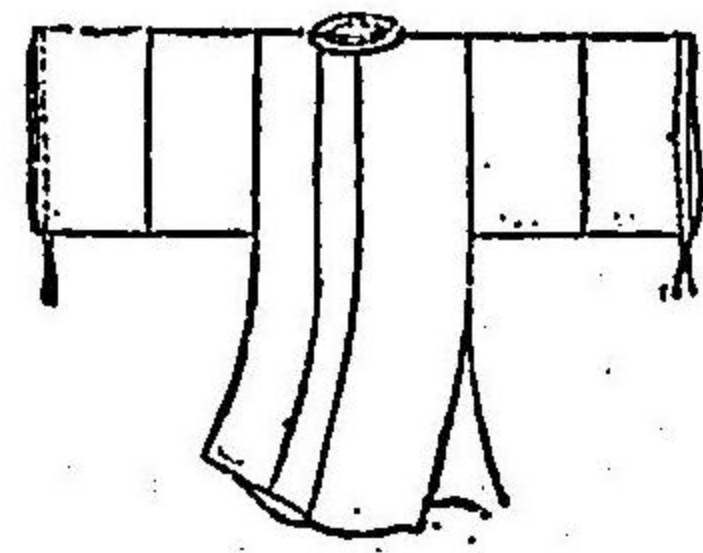
狐尾袍

又心得おくべきことあり、西宮記臨時八にいはいはく、狐尾摺衣、野行幸時小野篁橋廣相等著之、○以上と見えたる狐尾摺衣は、狐尾袍ともいひて缺腋の異名なり、斯くいふ故は、柱史鈔卷下にいはいはく、野行幸事、延長六

年十一月十一日、可有大原野行幸、而當血忌日也、陰陽寮申、其日不可殺生見血、仍停止、○中大原野行幸來月可有、左大臣奏、仁和二年十月廿日、芹川行幸内記日記云、橋廣相于時參議右大辨文章博士、著狐尾袍著靴、是承和小野篁、滋野貞主等例云云、是即儒服、今國幹朝臣左大正幹朝臣治部須尾著狐袍不失舊例、按察大納言云、芹川行幸王公皆著摺衣腹卷行膝、唯廣相朝臣不著行膝腹卷著靴、衣尾自長、故曰狐尾袍云云、○以上と見えたる是なり、此の文に狐尾袍とあるは即缺腋なり、錦所談卷二に、これが説を掲げていはいはく、狐尾袍、西宮記に狐尾摺衣、野行幸時小野篁橋廣相等著之とあり、按ずるに柱史鈔に、仁和二年十二月芹川行幸内記日記を引いて云、○中これを以て狐尾袍は缺腋なること知るべし、又文官缺腋を著すること、既に内宴には文武を論ぜず缺腋なり、野行幸には群臣悉く腹卷行膝を著せしに、廣相朝臣は儒官たるを以て缺腋のみにて、腹卷行膝を略せしを、其時狐尾袍と稱せしにて、至て別制あるべからず、只一時の稱なるべし、○以上といへり、予も亦此の説に従ふ、

因にいふ、柱史鈔に仁和二年芹川行幸のとき、王公皆腹卷を着用すとあり、此の野行幸に腹卷を着せしことは、西宮記にも掲げたれど、煩はしければ此には載せず、按ずるに、仁和二年の衣服の制は、承和の例に従れるものなれば、腹卷を着用することは承和の時より起れるならむ、然して其の製作は、後世の腹卷のごとく小札を織して造りたるにはあらずして、虎豹鹿等の毛皮、或は染皮を以て作りたるものにして、其の形状は大略後世の腹卷と同じものならむと覺ゆ、斯くいふ因據は、寶石類書卷八腹卷の事をいへる條にいはいはく、李部王記云、(予が所藏李部王記に此のこと見えず、ゆゑに寶石類書に引用する所によりて掲ぐ)鷹飼、親王公卿立本列、諸衛官人着摺衣腹卷行膝、諸衛腹上義、府掌以上着腹卷、行膝悉熊皮、唯腹卷四位五位用虎皮、六位已下、河多良采女及鹿兒皮通用、無皮者用色皮、犬飼着豹皮腹卷、及到野口着狼皮行膝、四位已下同大井川行幸、○以上と見えたる是なり、文中不明の所ありといへども、其の用ゐし所の腹卷は、虎豹鹿の皮染革などを以て作りしもの

狩衣



なることは、了知せらるればなり、而して當時作りはじめし毛皮染革などの腹巻は、恐らくは後世の小札の腹巻の因て出づる所のものならむ、左に參議以上の狩衣の制、并に狩衣の圖を示すべし、但狩衣の地質明徴を得ず、朝服の地に據れば、夏は羅冬は綾なるべし、

太政大臣
左大臣
右大臣
大納言
中納言
參議

狩衣……夏羅敷
冬綾敷

野行幸供奉のときは布を用ふる

深紅色衣袴禁制

光孝天皇の仁和年中、勅して深紅の色の衣袴を着用することを禁ぜらる、但此の色は、清和天皇の貞觀以來恣に用ゐるもの、あるからに、此に至りて嚴に禁斷せられたるなり、此のことの委曲は後條に至りて

いふべし、

宇多帝の朝

藏人裝束制

宇多天皇の寛平二年十一月、藏人の裝束を紊亂するにより、嚴制を發してこれを禁遏せられたり、斯くいふ徴は、侍中群要卷一にいはいはく、禁制裝束亂事、右供奉殿上可尊儀嚴、而晝時著夜裝束、亂髻髮服宜加禁遏、勿令復然、若有犯者、從追却、寛平二年十一月廿八日、○以と見えたる是なり、文に晝時著夜裝束、亂髻髮服、とあるを以て見れば、夜に入りて着るべき狩衣の類を晝時に着たるなり、殿上に奉仕するときに、斯くのごとき服を着し髻を亂して、其の威儀を損墜するを以て、斯くは禁遏を加へられたるなり、蓋是より先、承和嘉祥の頃に、直衣は殿上人の朝服に代用するを聽されしことありしかど、そは暫時にして廢せられたることは、既に述べたるがごとし、然して今寛平二年に、藏人の日中に狩衣等の裝服を着るは、制度に違背せるが故に、堅く禁斷せられたるなり、

男女乘車制

宇多天皇の寛平六年、當時の風俗は上下一般乘車を好むのみならず、男女同車を好みしかば、是の歲五月男子の乘車は、貴賤を論ぜず一切禁斷せられたり、斯くいふ故は、政事要略卷六十七にいはいはく、寛平六年五月十二日官符云、男女有別、禮敬殊著、而頃年上下總好乘車、非施新制、何改弊風、左大臣宣、奉勅不_レ論貴賤、一切禁斷、○以と見えたる是なり、按ずるに、乘車するもの、日に増加するのみならず、男女同乗するもの、あるにより、男子は貴賤を論ぜず、一切乘車することを禁斷せられたるものならむ、文に男子に限りて聽さずといふことは、あらはには見えざるといへども、既に嵯峨天皇の弘仁六年十月、貴顯の女子に乘車を聽すの制、及寛平七年正月、寛平七年八月の制、(此の制は次)并に延喜彈正式なる乘車の制等を比較研究すれば、男子は一切乘車することを禁し、女子は此の制には預からず、從來聽されたる所に依りて、乘車することを得るなるべし、蓋此のごとき弊風を來すは、其の起因の男子にあればなるべし、

聽男子乘車

此のごとく新制を出されたりといへども、時勢の趨

くところ禁令を以て制し難き情實やありけむ、遂に其の翌年寛平七年正月に至り、男子の乘車を許さるものあり、政事要略卷六十七にいはいはく、使應續類聚云、寛平七年正月五日宣旨、无品齊世親王明日許聽乘車、同九日宣旨、中納言藤原朝臣諸葛、民部卿藤原朝臣保則等宣、聽乘車者、親王公卿總制乘車、明經學生秦維與依、○以乘車被斷、其罪、即處違式之科、云云、○以と見えたる是なり、以て其の狀況の如何を察すべし、然れども男子の乘車を聽さるゝに制限ありて、猶妄には聽されざること、明經學生維與の乘車せしを違式の罪に處したるを以て知るべし、而して寛平七年八月に至り、更に從來の禁制即寛平六年五月の制を廢して、男子は總て乘車することを得ることとなれり、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七にいはいはく、使應續類聚云、同、○以七年八月十七日宣旨、奉勅男聽乘車、○以と見えたる是なり、以て當今人々の乘車を好むこと、克く法制の禁遏するを得ざりしを見るべし、

臣下麴塵袍制

宇多天皇寛平八年閏正月、子の日の宴を中興し、扈從

の皇太子以下藏人以上の人々に、麴塵の袍を着せしむ、但一日晴の儀なり、斯くいふ徴は、扶桑略記卷二十二には、寛平八年閏正月六日有子日宴、行幸北野雲林院、其扈從者皇太子、及一品式部卿本康親王、上野太守四品貞純親王、四品貞數親王、大納言正三位源朝臣能有、中納言從三位藤原時平、中納言從三位源光、中納言從三位菅原道真、參議從三位藤原高藤、參議從三位藤原有實、參議從三位源直、參議正四位下源貞恒、參議從四位下源希、殿上六位以上皆著麴塵衣、○以上と見えたる是なり、麴塵は所謂山鳩色なり、天皇の御衣なれども、此の日特に臣下は賜はりて着することを得たるなり、

醍醐帝の朝

紅花染服禁制

醍醐天皇の延喜十四年六月、美服を着し又紅花にて染めたる色は、深淺を論ぜずこれを着用するを禁ぜらる、蓋これ奢侈に涉ればなり、斯くいふ徴は、日本紀略卷一延喜十四年六月一日丙寅の條には、禁制美服紅花深淺色等、○以上と見えたる是なり、紅花染は、是より先、光孝天皇の仁和年中に禁せられたるこ

とありしを、遵守せざるもの、あるに依て、更に禁令を發せられしなり、然れども年を経るまゝに、紅花染は益其の色を濃厚ならしめ愈禁制を犯すもの、出て來しなりけり、

醍醐天皇の延喜十七年に至り、前條に述べたる紅花染は愈濃厚なるものを用ひ、紅花二十斤を以て絹一匹を染むるに至る、驕奢も亦甚しといふべし、抑此の色は延喜の當時なるのみならず、是より先清和天皇の貞觀以來、既に奢侈者はこれを着用したり、故に前條に述べたるごとく屢禁令を發せられたりといへども、遵守せざるもの、續々多くなりしかば、此の延喜十七年に至り、更に又禁令を發せられたるなり、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七には、請禁深紅衣服、○中伏見天安以往、男女貴賤衣袴皆染以支子、貞觀以來改以深紅之色、當時號之曰、火色、轉相放、漸似、纒、亦號之曰、焦色、臣竊以、此衣服妖也、又衣服有焦火之名、此語妖也、其後无幾宮中及京師頻有火災、天下騷動古今未有、至于仁和一禁制此色、勅檢非違使看督長罪其著用者、時右大臣源多朝臣著深紅襖子、爰左衛門權佐小野春風

爲檢非違使、移進跪大臣後請制此衣、大臣雖有愠色、事然勅命、默然無言、歸第褫去不敢服用、誠雖春風之魚豨、亦是丞相之謹慎也、而延喜七八年以後、京師盛好此服、朝雖施禁令更亦舒緩、○中伏翼、早勅有司嚴張先令、夫以公卿者萬姓之所具瞻也、嬪御者六宮之所規範也、重望內試掖庭柳房、外勅槐位棘座、各改其服率先下民、然則妖訛自絕、災各可消、但淺紅輕黃未及火色者、不在制限、○中延喜十七年十二月廿五日、參議從四位上守宮内卿三善清行、○以上と見えたる是なり、按ずるに、此の上表は採用せられて、翌十八年三月火色を用ひず、様色(淺紅輕黃の色なり、これを一斤染といふ)に隨ふべきことを令せられたり、斯くいふ徴は、日本紀略卷一延喜十八年三月十九日壬辰の條には、仰檢非違使、自來月一日可制止火色之由、但以紅花大一斤爲染絹一疋之色、給本樣、又仰彈正臺、○以上と見えたり、(紅花大一斤を以て絹一疋を染むるを一斤染といふ、大一斤は今秤の百八十匁なり)斯くのごとく禁せられたりと雖へども、年來の弊

習全く洗滌する能はず、降て延長四年、承平七年、天慶五年等に又これを禁せらる、但そのことの委曲は後回に至りていふべし、以上述ぶるがごとくなれば、貞觀以來深紅の色を禁せられたること明瞭なり、

人長青摺制

醍醐天皇の延喜十九年十一月、賀茂臨時祭に、人長は從來位袍を着せしことなるに、此のときに至りて青摺の衣を着したり、斯くいふ徴は、西宮記臨時十三には、延喜十九年十一月廿一日云々、人長左近府生上毛野曉實、例年著位袍、而今年依有所申、賜青摺、○中著、云々、○以上と見えたる是なり、按ずるに、青摺は山藍にて摺たる衣なり、是を小忌といふ、從來は必當色を着用せしに、此のときに至り、其の申請のまゝ、に青摺の衣を聽されたるなり、人長の青摺を着用することは、恐らくは此に始まるならむ、

深紅色衣禁止

醍醐天皇の延長四年十月、是より先、延喜十八年三月十九日勅して、深紅の色を着用することを禁せられたるを、又是に至りて重ねて禁令を發してこれを制止せらる、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七には

く、左大辨源朝臣悦宣、左大臣宣、奉勅紅染深藍色可禁制之由、去延喜十八年三月十九日給本樣色絹已畢、而年來之間不隨樣色、彌好深染、此則有司緩惰不加嚴制之所致也、宜重下知從新嘗會、以後一切禁遏不得重衣者、延長四年十月九日、左大史阿刀忠行奉、同月十八日使應奉之、○以上文と見えたる是なり、然らば曩に延喜十八年三月、一斤染の本樣の色を給ひたるも人皆能く遵守せず、年序を経るまゝに違亂者の多かりしことは明瞭なり、而して當時屢嚴制を發せらるゝに猶斯くのごとし、蓋是有司の緩漫に依るや明なり、新古今和歌集卷十八雜下にいはく、延喜の御時女藏人内匠、白馬節會見侍りけるに、車より紅のきぬを出したりけるを、檢非違使のたゞさむとしければ、いひつかはしける、女藏人内匠「あほそらにてるひのいろをいさめては、あめのしたにはたれかすむべき」かくいへりければ糺さずなりにけり○以上文と見え、尙委しくは政事要略に見えたり、同書卷六十七にいはく、祖父常語曰、先帝御代有寵幸之女、字内匠藏人、容顏美麗好色之者也、奏云、白馬之節久不見大場之儀、給暇將見彼儀、勅聽之、出大場

見物、檢非違使止車之間、内匠乘車多出火色、源中正爲延尉、乞出件衣、欲破之處、内匠招中正小舍人重、贈和歌云、大背爾照留日乃色遠禁、○天乃下爾誰加住、中正雖行有限之法、不忍無情之思、諸臣相議不、破返之、其夕歸參大内、勅問雜事具奏此事、帝曰、婦女衣裳不、破有情、時聞之者以爲美談、聖代之事難、以緩法、爲降寵幸、自有寬恕、歎、中正亦有譽無、謗、後中正密通於内匠、云々○以上文とある是なり、事婦人に係れりといへども、亦其の深紅の色の禁を犯し、を、一首の歌の故に檢非違使の遂に糺斷せざりしは、情の爲とはいひながら、當時有司の緩漫なるを見るに足るべし、

延喜式制定
醍醐天皇の延長五年十二月、藤原忠平等撰する所の延喜式成る、此の書は其の序文に、凡弘仁の舊式に起り延喜の新定に至りて前後綴叙し、筆削甫めてなるといへるがごとくなれば、延喜の當時新に制定せられたるものみにはあらずして、其の多くは從來代制定發布せられたるものを、修正もし増補もし、或は又前制のまゝを襲用したるものもあり、然れば延

喜式の制定に依りて、風俗に一大革新を與へたるにはあらずれども、當時の人情を察して、當時の俗化に適はしめむとするより、事茲に出てたるものなれば、多少の變遷あるは固より然る處なり、而して其の從前に比して、我が風俗に幾多の變遷を來し、やは、以下説く所を見て以て其の一斑を了知すべし、右に述べたるごとく、延喜式の中には、是より先に制定せられたるもの同一なるものあれども、亦併せてこれを説かざるを得ず、其の故は、唯當時の新制のこのみを探出して掲げたらむには、一目に見易からざればなり、讀者これを了せよ、

冠制

皂羅冠、皂纒冠制 冠(頭巾又幘頭)の制は、文武天皇の大寶元年制定以來甚しき變革あることなし、但一時違亂者の爲に異なる形ありしも、制度の趣旨とする所は替はらざるなり、故に延喜式に載する所の冠の制も亦大寶の制に大略は異ならず、五位以上は皂羅の冠にして、六位以下は皂纒の冠なり、斯くいふ徴は、延喜式卷四十一 彈正臺式にいはく、凡除禮服并參議已上半臂、五位已上幘頭之外、不得著羅、

○以上と見えたる是なり、是は羅を用ゐるを得るは何々なりといふことを示したるなれば、此の文にて五位以上の冠は、羅にて作るものなることの明瞭に知らるゝなり、此の制は衣服令朝服の條に、「一品以下五位以上並皂羅頭巾○以上文とある制を遵守して、制定せられたるものなり、しかして六位以下の規定はなけれど、衣服令朝服の條に、六位七位八位初位、並皂纒頭巾○以上文とあると、又彈正臺式に、五位以上にあらずれば羅を着るを得ざる規定あることに従りて、六位以下は皂纒の冠を用ゐるものなることも亦明瞭なり、但顯に示さざるは、大寶令制のまゝなればなるべし、

無品親王冠制 無品親王無位孫王及無位諸王の冠の制は、明制の見るべきなしといへども、彈正臺式を按ずるに、凡無品親王諸王内親王女王等衣服色、親王著紫、以下孫王准五位、諸王准六位、○以上文と見えたり、是は衣の色に準じて、冠の制にはあらずれども、冠も亦これに準じて、無品親王無位孫王は皂羅の冠を用ゐ、無位諸王は皂纒の冠を用ゐるものなるべし、

文武官冠制 凡文武官の冠は垂纓なるが、延喜以來

は文官にても、式部省の史生のごときは巻纒を用ゐることゝなれり、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七にいはく、冠制略見。此條并下制服條等一也、但長上番上垂纒卷纒、法式之中章條未明、古老云、延喜之初式部史生皆以垂纒、延喜以來自以卷纒者、官人以下專無別制、其可垂纒更有何疑、或人云、延喜式部史生之過法帝臨幸下、車院候、帝覽曰、彼何人乎、侍臣奏曰、史生也、帝曰、容顔端正、姿可觀、郎中、若判官史生之間、無裝束分別之法、哉、始自彼時二分卷纒云々、爲開後と見えたる是なり、
右に掲げたる文を因據として、親王諸王及諸臣の冠の制を表示すれば左のごとし、

| 親 | | | 王 | | | 諸 | | |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 無 | 正 | 正 | 正 | 正 |
| 品 | 品 | 品 | 品 | 品 | 位 | 位 | 位 | 位 |
| … 皂纒冠以纒爲之 | | | | | | | | |

… 皂纒冠以纒爲之

諸

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 正一位 | 正二位 | 正三位 | 正四位 | 正五位 | 正六位 | 從六位 |
| 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |
| 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 |

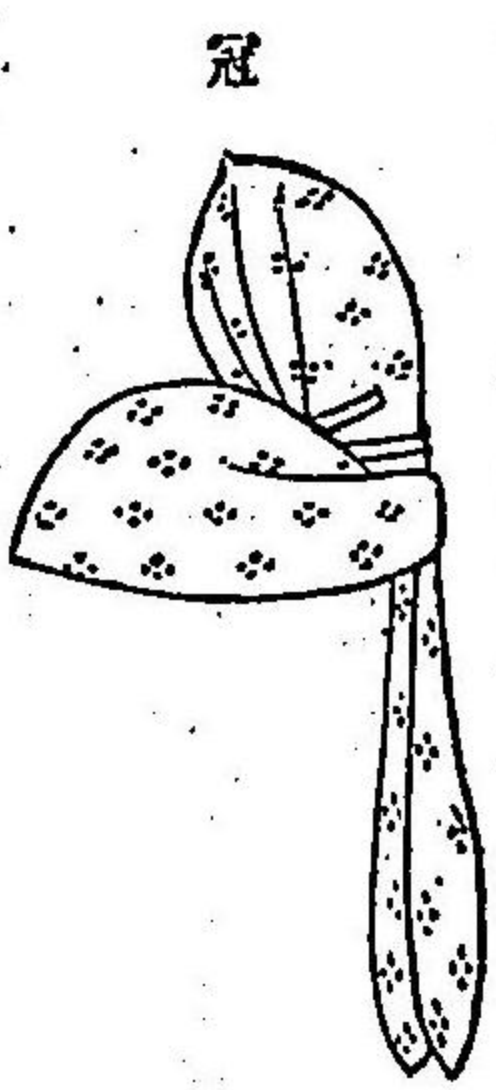
… 皂纒冠以纒爲之

王

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 從三位 | 正四位 | 從四位 | 正五位 | 從五位 | 正六位 | 無位諸王 |
| 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |
| 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 |

… 皂纒冠以纒爲之

右に掲げたるがごとく、冠の制は五位以上は皂纒の冠にして、六位以下は皂纒の冠なり、左に冠の圖を作りて示すべし、



… 皂纒冠以纒爲之

予が此の圖を作るものは、小野道風の像に據る、次に道風の像を掲げて以て参考に供す、

公服、私服制

服色の違制を戒めらるゝは勿論、朝參に褻服を着し私事に朝服を着するがごときことも、亦古來より戒飭せられしことは、既に前條にいへり、然るを式部式にも亦是を制定せり、延喜式卷十八式部上には、凡朝廷會集者、職事散位皆服公服、不得服私服

小野道風像(小野舉時畫)



同上(青蓮院宮御藏筆者不詳)



就版申事、○と見えたる是なり、

朝服色制

朝服の色は、文徳天皇の齊衡三年四月彈正臺の奏に由りて、五世王の服色は諸臣の位階に従れと定められたる以來、改制あることなし、然して彈正臺式に載する所の服色の制には、凡無品親王諸王内親王女王等衣服色、親王著紫、以下孫王准五位、諸王准六位、其服色者用○以上文又いはく、凡大臣帶二位者、朝服著深紫、諸王二位已下五位已上、諸臣二位三位、並著中紫、○又いはく、凡六位七位朝服、同著深緑、八位初

位共服深縹[○]以上など見えたるは、共に朝服の色の規定なり、即無品親王無品内親王は紫を着し、無位孫王（無位孫王とは、二世王の無位なるものなり）は淺緋を着し、無位諸王（無位諸王とは、三世四世の諸王の無位なるものなり）は縹を着することとせられたり、此の制は元正天皇の養老四年五月の制に基づきて定められたるものなり、斯くいふ徴は、續日本紀卷八養老四年五月辛酉の條に云く、制、皇親服制者、以孫王准五位、疎親准六位焉、[○]以上と見えたる是なり、次は大臣二位を帯ぶるものは深紫を着し、諸王二位以下五位以上、及諸臣三位は共に中紫を着することとせられたり、此の制は、嵯峨天皇の弘仁元年九月の制定を採用せるものなり、斯くいふ徴は、日本後紀卷二十弘仁元年九月壬戌の條にいはいく、制、大臣身帯二位者聽著中紫、今宜改著深紫、又諸王二位已下五位已上、及諸臣三位者依令條著淺紫、今改著中紫、[○]以上と見えたる是なり、次は六位七位は深緑を着し、八位初位は深縹を着することとせられたり、此の制は、平城天皇の大同元年十月の制に基づきて定められたるものなり、斯くいふ徴は、衣服

令集解にいはいく、大同元年十月七日格云、太政官符應改七位初位常色事、右被右大臣宣備、奉勅、今聞、漢家之制畧異、此間、綠縹之淺不著常色、知而不改服制無節、蕃客朝覲加見之何、宜七位者同着深縹、初位者共服深縹、自今以後立爲恒例、[○]以上と見えたる是なり、右に掲ぐる所は、無品親王無位孫王無位諸王、大臣二位諸王二位以下五位以上、諸臣二位三位七位初位のもの、制なり、此の他は令制の儘なれば、彈正臺式には掲げざるものなり、

朝服地質制

朝服の地は、五位以上は綾を用ゐ、六位以下は纒なり、斯くいふ徴は、彈正臺式にいはいく、凡綾者聽用五位以上朝服、六位以下不得服用、[○]以上と見えたる是なり、文に六位以下の纒を用ゐることは見えねど、是は前制に據りて纒なること知らる、抑、綾を朝服に聽されたるは、淳仁天皇の天平寶字四年十一月なり、然して此の天平寶字の制は、參議以上の着用を聽せり、今は其着用を五位以上に聽せり、以て其異なる處を見るべし、右に述ぶる所は冬の朝服の地なり、夏の朝服の地も亦前制のごとく、諸司の官人總て穀

羅薄紗などを用ゐる、斯くいふ徴は、彈正臺式にいはいく、凡聽内外諸司人等著薄朝服、[○]以上と見えたる是なり、此の制は、嵯峨天皇の弘仁五年閏七月の條に述べたる、薄朝服の制を用ゐられたるものなり、然れば前制に従れることを知るべし、朝服の色及地の表を作れば左のごとし、

| | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|
| 親 | | 王 | | 諸 | |
| 一 | 品 | 無 | 品 | 正一位 | 從一位 |
| 二 | 品 | 四 | 品 | 正二位 | 從二位 |
| 三 | 品 | 三 | 品 | 正三位 | 從三位 |
| 四 | 品 | 二 | 品 | 正四位 | 從四位 |
| | | 一 | 品 | 正五位 | 從五位 |
| | | | | 下上 | 下上 |
| | | | | 衣 | 衣 |
| | | | | 深紫 | 中紫 |
| | | | | 地夏綾 | 地夏綾 |

| | | | |
|------|------|------|------|
| 王 | | 諸 | |
| 從五位上 | 無位孫王 | 正一位 | 從一位 |
| 正六位上 | 正六位上 | 正二位 | 從二位 |
| 正六位下 | 正六位下 | 正三位 | 從三位 |
| | | 正四位上 | 從四位上 |
| | | 正四位下 | 從四位下 |
| | | 正五位上 | 從五位上 |
| | | 正五位下 | 從五位下 |
| | | 正六位上 | 從六位上 |
| | | 正六位下 | 從六位下 |
| | | 衣 | 衣 |
| | | 淺緋 | 深縹 |
| | | 地夏綾 | 地夏綾 |

| | | | |
|------|---|----|-----|
| 正七位上 | 衣 | 深緑 | 地夏羅 |
| 從七位下 | 衣 | 深緑 | 地冬羅 |
| 正八位上 | 衣 | 深緑 | 地夏羅 |
| 從八位下 | 衣 | 深緑 | 地冬羅 |
| 大初位上 | 衣 | 深緑 | 地夏羅 |
| 大初位下 | 衣 | 深緑 | 地冬羅 |
| 少初位上 | 衣 | 深緑 | 地夏羅 |
| 少初位下 | 衣 | 深緑 | 地冬羅 |

朝服製作制

當時衣の長さは、淳和天皇の天長五年に制定せられたる、袖口の闊は一尺二寸以下、表衣の長さは纒に地につき、袴の口の闊さは袖口の闊さに同じとある、制の行はれてあるなりけり、斯くいふ徴は、彈正臺式には、凡衣袖口闊無間高下、同作一尺二寸已下、其腋闊一尺四寸、其表衣長纒著地、○以上と見えたる是なり、腋の闊さとは胸の腋にて、袖の著く所をいふなり、纒に地に着くとは、其の衣の地上を曳くにあらずして、地上を離れて袴の褌の見ゆるほどに作るなり、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七雜事五个條の一にいはいはく、應衣袖并袴廣、同以一尺六寸爲限事、右得檢非違使去十二月廿九日奏狀、備寶龜二年格云、其袍袖口闊、五位已上一尺爲限、六位已下八寸、女亦

准此、彈正式云、衣袖口闊無間高下、同作一尺二寸已下、其腋闊者一尺四寸、其表衣長纒著地、彈例云、衣之體制准袖裁縫之、其表衣長令見袴褌、不得著地、○中長保三年閏十二月八日、○以上と見えたる是なり、以て淳和天皇の天長五年以來の制は、表衣の長さは地に着かざるを知るべし、

表衣の長さは右のごとく、袴の褌を見はして地に着かざるを程度とすれども、下襲は其の丈長くして、表衣より出てて地を引くなり、但是當時の制度にはあらず、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七には、吏部記天曆元年十一月十七日、兵庫頭忠幹傳、右大臣消息云、近日有被定行儉約事、多是依奉祭使及出立五節媛者費多也、自餘雜事諸卿色々有定申、就中下襲長、親王出袍褌一尺五寸、大臣一尺、納言八寸、參議六寸、公卿節會日得用綾、六位不得著襖子、下人獵衣不得用手作布、又紅花色禁、用蘇芳、王卿各可相慎、雖未下宣旨、且用意宜歟、報云、大臣親王服色不異、已存式、今親王衣長於大臣、頗以過差矣、承隨公定而已、親王以下下襲長雖不立制法、爲知聖代定載件日記耳、○以上と見えたる

武官冠制

武官(近衛府、衛門府、兵衛府の職員)の冠の制も、亦大寶令の制に大略は異ならず、五位以上は皂羅の冠にして、六位以下は皂羅の冠に皂羅を施すを制とす、斯くいふ徴は、延喜式卷四十五左近衛式には、中儀(即元日宴會正月十七日、十一月新嘗會及豐饗、○以上と見えたる是なり、以て淳和天皇の天長五年以來の制は、表衣の長さは地に着かざるを知るべし、)少將已上並著位襖、橫刀靴策、著職、將監已下府生已上、並皂綏位襖、白布帶、橫刀弓箭、近衛皂綏位襖、白布帶、橫刀弓箭、麻鞋、大射並中末額、○以上と見えたる是なり、以て淳和天皇の天長五年以來の制は、表衣の長さは地に着かざるを知るべし、

り、此の消息は天曆元年のことなれば、延長五年より二十年の後なり、然して是より先、仁明天皇の天長十年の頃にも、下襲の裾を長くせしことあるは、既に其の條に述べたるがごとくなれば、延喜延長の當時も、亦此の天曆の消息にいへる長さに同じかりしなるべし、文に依れば、親王の下襲は袍の褌より出づること一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸とせり、又親王衣長於大臣、頗以過差矣とある、親王は、有品無品を問はざるなり、又下襲長雖不立制法、爲知聖代定載件日記耳とあれば、當時裾の長さに就きては、成文法のなきこと明瞭なり、然れども此の長さを定則とせしこと揭焉なれば、こゝに掲げて示す、

右に述べたる衣の制に據りて圖を作れば左の如し、



朝服圖
據正式
制一擬作

右に略圖する所は文官の束帶の状なり、

故は、彈正臺式に五位以上の冠に羅を用ゐるべしとあり、以て文官武官並に此の制を遵守せしこと判然たり、

因にいふ、近衛式衛門式兵衛式ともに、帶のことは六位以下のものゝ用ゐるなる白布帶のみをいひて、其の他の革帶(玉石金銀等)のことをいはずるは略文なり、又横刀の緒のこの見えざるも略文なり、

左に武官の冠制を表示す、

| | | | |
|----|----------------------------------------------------------|----|----------------------------------------|
| 近衛 | 大將 從三位 中將 從四位上 少將 正五位下 將監 從六位上 將曹 從七位下 府生 | 近衛 | 督 從四位下 佐 從五位上 大尉 從六位下 少尉 正七位上 |
| | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> | | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> |
| | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> | | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> |

| | | |
|---|----------------------------|----------------------------|
| 門 | 大志 少志 府生 門部 衛士 | 大志 少志 府生 門部 衛士 |
| | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> |
| | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> |

| | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 兵衛 | 督 從四位下 佐 從五位上 大尉 從六位下 少尉 正七位上 大志 正八位上 少志 從八位下 府生 兵衛 | 督 從四位下 佐 從五位上 大尉 從六位下 少尉 正七位上 大志 正八位上 少志 從八位下 府生 兵衛 |
| | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> | 皂羅冠 <small>以羅爲之</small> |
| | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> | 皂羅冠 <small>以漆漿之</small> |

武官冠形狀制

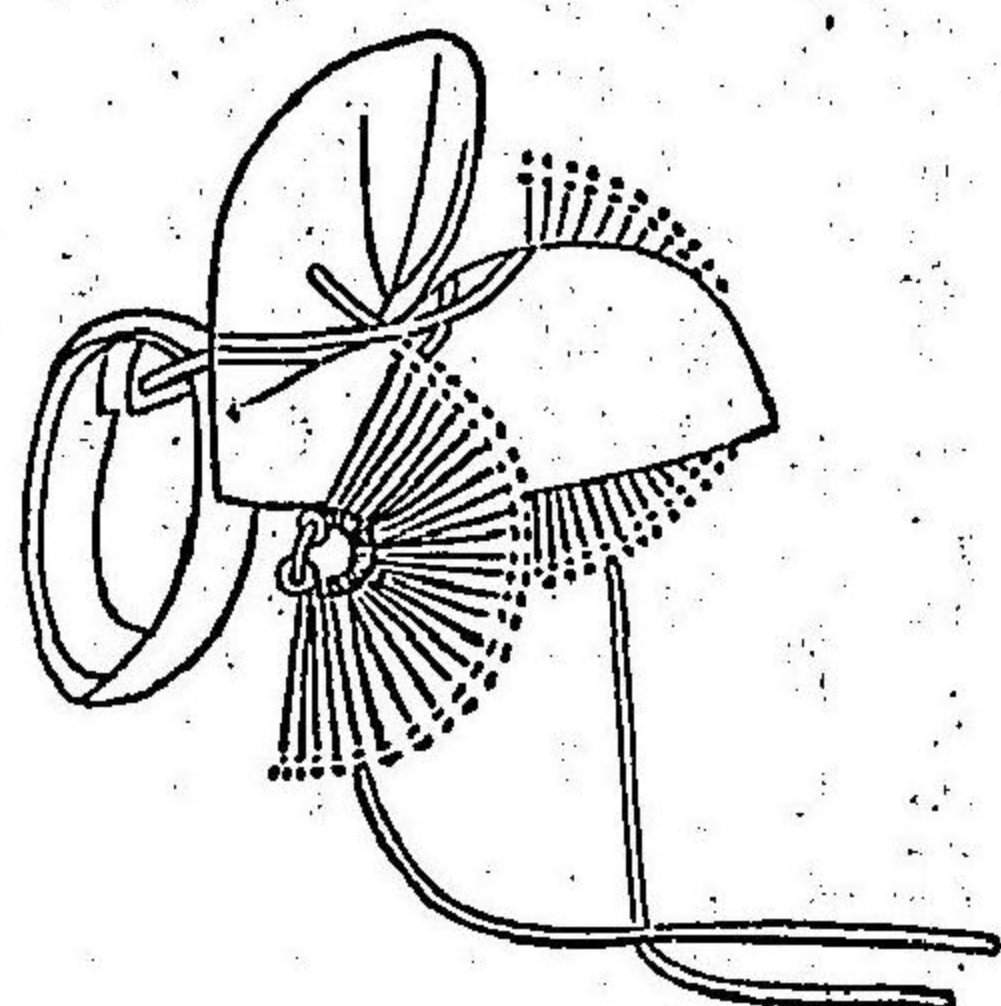
武官の冠の形狀は、從來と大に異にして且卷纓にせり、然れば元正天皇の靈龜二年十月に定められたる武官人者略中中幘頭後脚莫過三寸以上文とある制とは異にして、其の纓は文官の纓のごとく長くなれり、斯くいふ徴は、西宮記臨時六賀茂祭警固の條にいはく、衛府公卿卷纓公卿參内卷之、非參議者と見えたるこれ

なり、文に非參議は里亭よりこれを卷き、他の公卿は參内の時に卷くとあり、因りて按ずるに、此のごとく卷纓にも垂纓にもすれば、其の纓は古昔のごとく短くはあらずして、文武ともに殆同じ長さなりしならむ、是從來の制と其の長短異なりといふ所以なり、因にいふ、卷纓の制はいづれの代より起りたりけむ、明徴を得ざれば卒に定め難しといへども、田安宗武卿の服飾管見の、儀衛の服の頭巾の條の頭書にいはいはく、今の頃は武官の纓唯みじかくて、三寸にすぎざるのみなりき、何れの御宇より卷纓細纓は出来けむ、弘仁九年三月丙午の詔よりやあらたまりぬらむ、以上文と見えたり、卷纓の起原は姑く此の説に従ふべし、

綵制

當時の綵は、冠乃乎とも保々須介とも於以加計ともいひて、衣服令にいへる綵にはあらずして、兩頬を掩ふために扇狀に作れるものを、一條の緒に着くるなり、倭名類聚抄卷十二冠帽具にいはいはく、綵、兼名苑云備羅反、一名繁、和名冠乃乎、一云保々須介、又云於以加計、或綵、與綵同、説云、老人落髮、以此綵冠使不墜、故名老繫也、今不論老少、と見え、以て其の衣服令にいへる綵武官服用之、以上文

卷纓



とは、其の狀の異なるを知るべし、此の綵の説も、亦古來數多ありといへども、今其の可否を評するときは、煩雜に涉るを以て此には述べず、

武官朝服位襖制

右に述ぶる所に據りて卷纓の圖を作りて示す、
武官公服(朝服位襖)着用のことは、儀式に従りて區別を設けられたりといへども、其の大概は五位以上は、朝服(縫腋)と位襖(缺腋)とを通用することを得たり、但其の胡籙を帯び仗を立つるとき、所謂儀衛のときは位襖を着す、然れども參議以上の武官を兼ねるものは、猶此のごとくといへども縫腋を着することとせられたり、斯くいふ徴は、彈正臺式にいはいはく、凡諸衛府五位以上通著朝服、其著胡籙並立仗之日、著位襖、但參議已上不在此例、以上文と見えたる是なり、

り、又延喜式卷二十八兵部式にも其の意を示せり、いはく、凡武官五位已上朝服、皆聽著袴、但立仗日不須、○以上と見えたり、聽著袴とあるは縫腋をいふなり、按ずるに、此の朝服位襖通著の規定は、嵯峨天皇の弘仁五年四月の制に基づきて定められたるものなりけり、斯くいふ徴は、日本紀略嵯峨天皇の弘仁五年四月丙申の條にいはく、武官五位已上聽朝服位襖通著、○以上と見えたる是なり、左に朝服位襖通用の表を掲げて示す、

| | | |
|---------|----|----|
| 武官五位以上 | 縫腋 | 通用 |
| 大將 從三位 | 衣 | 通用 |
| 中將 從四位上 | 衣 | 通用 |
| 督 從四位下 | 衣 | 通用 |
| 少將 正五位下 | 衣 | 通用 |
| 佐 從五位上 | 衣 | 通用 |

武官儀衛服色制

朝服位襖通著のことは、以上述ぶる所のごとくなれども、其の儀衛のときの服色は、近衛衛門兵衛の式にあり、左に掲げて其の詳細を述べし、
近衛府の大將は、中儀小儀共に中紫、中將は深緋、少將は淺緋、將監將曹は深緑、府生は深縹、近衛は中儀

に淺緑、小儀に黄袍を着するなり、斯くいふ徴は、左近衛式にいはく、中儀○中少將已上並著位襖、○中將監已下府生已上並身綏位襖、○中近衛身綏緑襖、○中小儀○中大將已下亦准中儀、○中其近衛黄袍○以上と見えたる是なり、其中儀小儀の全文は既に、冠の條に掲げたり、
衛門府の督は深緋、佐は淺緋、大尉少尉は深緑、大志少志は深縹、府生門部は紺、衛士は桃染布衫、但門部は小儀に黄袍を着するなり、斯くいふ徴は、左衛門式にいはく、中儀○中督佐並著位襖、○中尉志並身綏位襖、○中府生門部並身綏紺襖、○中衛士身綏桃染布衫、○中小儀○中府生以上並准近衛府、門部黄袍、衛士桃染布衫、○以上と見えたる是なり、其中儀小儀の全文は、既に冠の條に掲げたり、
兵衛府の督は深緋、佐は淺緋、大尉少尉大志少志府生兵衛は紺襖、但兵衛は小儀に黄袍を着するなり、斯くいふ徴は、左兵衛式にいはく、中儀○中督佐並著位襖、○中尉志並身綏紺襖、○中府生兵衛並身綏紺襖、○中小儀○中督以下並准中儀、但兵衛准近衛、○以上と見えたる是なり、右に引用せる文中位襖とあるは、つづれ

も當色の缺腋をいふ、其の近衛衛門部衛士兵衛等は、相當なきを以て特に服色を明示せり、又兵衛府の尉以下府生以上の紺襖を着すとせるは、位襖にあらざる故に、明かに紺襖といへるなり、是に據りて兵衛府の尉以下の服色の、近衛衛門の尉以下に異なるを見るべし、按ずるに、彈正臺式に、凡六位七位朝服同著深緑、六位初位共服深縹、○以上とある制は、文官のみの制にあらず、武官も亦これに従ふべきものに在り、ける、其の故は、日本紀略平城天皇大同二年十月辛未の條に、定左右衛士府官人服色、大尉六位著深緑、少尉七位著同色、主帥著紺布、先是大尉著深緑、少尉主帥著淺緑、無所據、是以改上、○以上と見えたり、是は衛士府今の所謂衛門府(弘仁二年十一月の改稱)にして、嵯峨天皇の大同元年に、六位七位は深緑(彈正式の六位以下初位以上の制)を着すとせられたる制に據りて、此の如く更に武官の違制を改め、文官に同じく六位七位は、深緑を着すること、定められたるものなればなり、

武官朝服地質制

武官の朝服の地も亦、文官の朝服の地に同じく、冬は

| | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---|----------------|---|-----|
| 五位以上は綾、六位以下は縹を用ゐる、夏は上下總べて綴羅薄紗などを用ゐる、近衛衛士兵衛は布を用ゐる、斯くいふ徴は、彈正臺式に、凡綾者聽用五位以上朝服、六位以下不得服用、 <small>○以上と見えたる制、又凡聽内外諸司人等著薄朝服、<small>○以上と見えたる制是なり、</small>但是の制は共に文武官を包括していへるものなりと知るべし、</small> | | | | | |
| 右述ぶる所に據り、武官の朝服の色及地の表を作れば左のごとし、 | | | | | |
| 近衛 | 大將 從三位 | 衣 | 中紫 | 地 | 夏冬綾 |
| 府 | 中將 從四位上 | 衣 | 深緋 | 地 | 夏冬綾 |
| 衛 | 少將 正五位下 | 衣 | 淺緋 | 地 | 夏冬綾 |
| 近衛 | 將監 從六位上 | 衣 | 深緑 | 地 | 夏冬綾 |
| 府 | 將曹 從七位下 | 衣 | 深緑 | 地 | 夏冬綾 |
| 衛 | 府生 | 衣 | 深縹 | 地 | 夏冬綾 |
| 督 | 近衛 | 衣 | 淺緑中儀 黄袍(小儀) | 地 | 夏冬綾 |
| 佐 | 督 | 衣 | 深緋 | 地 | 夏冬綾 |
| 大尉 | 從五位上 | 衣 | 淺緋 | 地 | 夏冬綾 |
| 少尉 | 從六位下 | 衣 | 深緑 | 地 | 夏冬綾 |
| 少尉 | 正七位上 | 衣 | 深緑 | 地 | 夏冬綾 |

門府

兵衛府

| | | | | |
|----|------|---|-----------------------|----|
| 大志 | 正八位下 | 衣 | 深縹 | 地夏 |
| 少志 | 從八位下 | 衣 | 深縹 | 地冬 |
| 府 | | 衣 | 紺 | 地夏 |
| 門部 | | 衣 | 紺 <small>(中儀)</small> | 地冬 |
| 衛士 | | 衣 | 桃染衫 | 地夏 |
| 督 | 從四位下 | 衣 | 深緋 | 地冬 |
| 佐 | 從五位上 | 衣 | 淺緋 | 地夏 |
| 大尉 | 從六位下 | 衣 | 紺 | 地冬 |
| 少尉 | 正七位上 | 衣 | 紺 | 地夏 |
| 大志 | 正八位下 | 衣 | 紺 | 地冬 |
| 少志 | 從八位下 | 衣 | 紺 | 地夏 |
| 府生 | | 衣 | 紺 <small>(中儀)</small> | 地冬 |
| 兵衛 | | 衣 | 紺 <small>(小儀)</small> | 地夏 |

右は近衛府衛門府兵衛府の官人の服色及地の表なり、但各府に隸屬する醫師、番長、使部、直丁等を省けるは煩を恐れてなり、覽者これを察せよ、
 缺服製作制
 當時缺服の製作は如何にといふに、淳和天皇の天長五年の制の行はれてあるなりけり、斯くいふ徴は、彈正臺式にいはいく、凡衣袖口濶無間、高下、同作一尺

二寸已下、其腋濶者一尺四寸、其表衣長纒著、地、上〇以と見えたる是なり、
 右に述べたる衣の制に據りて、武官の束帶の圖を作れば左の如し、

武官六位以下
 束帶圖



勳位服制

勳位のもの、冠衣の制は如何にといふに、文位相當の服を着して當位の次第に列す、例へば勳一等は正三位に當たるを以て、皂羅の冠中紫の衣を着するが如し、若し文位なきものは、黄袍を着して當位の次第に列す、斯くいふ徴は、式部式上にはいはいく、凡勳位朝參者、服、文位服、列、當位次第、若無、文位、著、黄袍、上〇以と見えたる是なり、按ずるに、文武天皇慶雲三年

正月定められたる勳位の制は、朝參して當位の次第に列すとありて、延喜の當時に同じ、故に勳位の制は從前にかはらざるなり、斯くいふ徴は、續日本紀卷三慶雲三年正月丙子朔壬辰の條にいはいく、勳位者不著朝服、立、其當位次、上〇以と見えたる是れなり、これ文位なくして、唯勳位のみあるものは、黄袍を着して當位の次第に列すること、式の文と同じきを見るべし、

| | | | | |
|------|------|-----|---|----|
| 勳一等 | 正三位 | 皂羅冠 | 衣 | 中紫 |
| 勳二等 | 從三位 | 皂羅冠 | 衣 | 深緋 |
| 勳三等 | 正四位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緋 |
| 勳四等 | 從四位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緋 |
| 勳五等 | 正五位上 | 皂羅冠 | 衣 | 淺緋 |
| 勳六等 | 從五位上 | 皂羅冠 | 衣 | 淺緋 |
| 勳七等 | 正六位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緑 |
| 勳八等 | 從六位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緑 |
| 勳九等 | 正七位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緑 |
| 勳十等 | 從七位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深緑 |
| 勳十一等 | 正八位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深縹 |
| 勳十二等 | 從八位上 | 皂羅冠 | 衣 | 深縹 |

右は勳位と文位と相當の服の表なり、位階を掲げたるは、其の相當を見るに易からしむるなり、冠の製作は文武官の冠に異ならず、

| | | |
|------|-----|----|
| 勳一等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳二等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳三等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳四等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳五等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳六等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳七等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳八等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳九等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳十等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳十一等 | 皂羅冠 | 黄袍 |
| 勳十二等 | 皂羅冠 | 黄袍 |

右は勳位のみを有するものは、上下並に皂羅の冠に黄袍を着するの制を示す、黄袍を着すといへども、其の列立のときは文位の次第に列す、事は既に述べたるがごとし、

笏制

笏の制は、牙笏木笏の二種ありて、位階に依りて區別を立てられたり、其の區別は、五位以上は牙笏木笏を通用するを得、六位以下は木笏のみを用ゐることを得るなり、然して其の五位以上は、職事無職事を問はず總べて把笏するを得れども、六位以下は職事のみ把笏するを得るなり、斯くいふ徴は、彈正臺式には凡五位以上通用牙笏白木笏、前誦後直、六位以下官人用木、前挫後方、^上と見えたる是なり、因りて按ずるに、五位以上の牙笏木笏を通用すること、なりしは、嵯峨天皇の大同四年五月にして、爾來式の制定に至るまで、其の制の行はれてありしものなり、斯くいふ徴は、日本紀略嵯峨天皇大同四年五月癸酉の條にいはく、聽^〇五位以上通用白木笏、^上と見え、其後改制なければなり、(無位の孫王の把笏のことは本條に見えざれども、彈正式の位に據るに、孫王准^〇五位とあれば、即牙笏木笏を通用するを得る者なり)其の五位以上は、職事無職事共に把笏し、六位以下は職事のみ把笏するといふことの起原は、遠く元正天皇の養老三年二月にあり、斯くいふ徴は、續日本紀卷八養老三年二月壬戌の條にいはく、職事主典

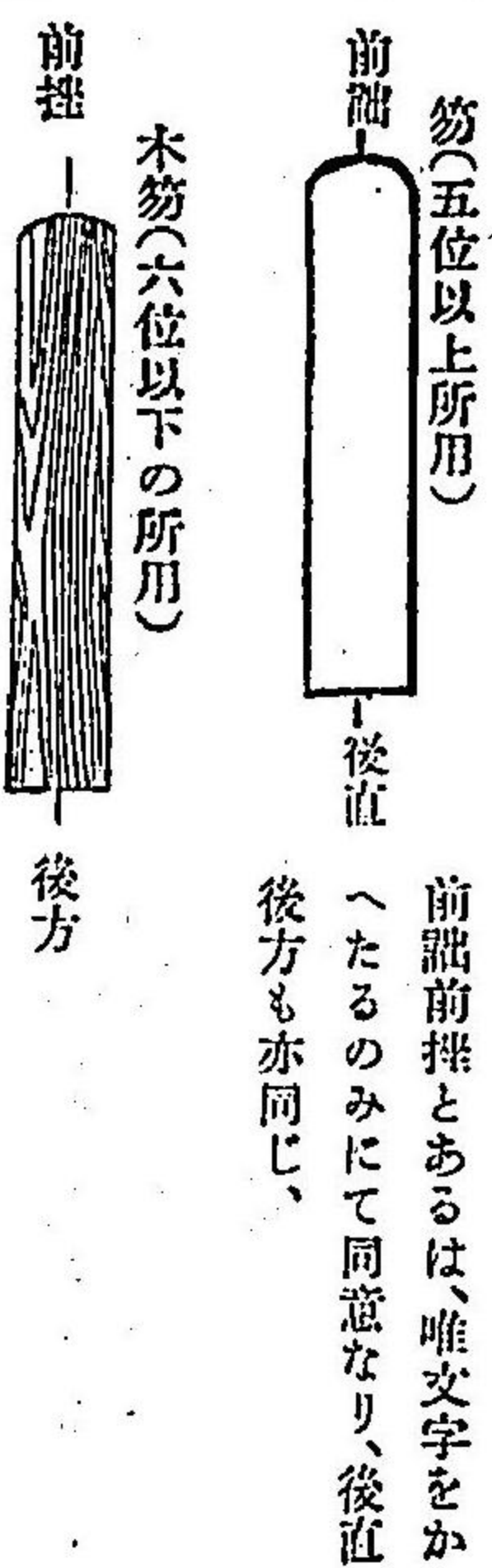
已上把笏、其五位以上牙笏、散位亦聽^〇把笏、六位已下木笏^上と見えたる是なり、然れば此の彈正式に載する所の笏は、大同四年五月の制を襲用したるものなること明瞭なり、是より先、聽されたる流外官の把笏の制も、亦從來のごとし、斯くいふ徴は、式部式上には、凡内外諸司史生、官掌、省掌、臺掌、聽掌、坊掌、寮掌、使掌、司掌、伊勢大神宮司、同度會神宮禰宜、賀茂二社禰宜祝、住吉神主、宇佐宮司祝、氣比神宮司、筑摩長等以^〇雜色人^〇補之、並把笏、^上と見えたる是なり、此の把笏者は唯雜色の人より補するもののみなり、此の中既に表示せるもあり表示せざるもあり、其の表示せざるものは、歴史に見あたられざればなり、右に掲げたる彈正式の文に白木笏とあるに就きて、服飾管見を按ずるに、其の笏の條にいはく、延喜彈正式に、凡五位已上は牙笏と白木笏とを通用せよ、前まがり後直し、六位已下の官人は木を用ゐよ、まへそぎ後けたなりと見ゆ、今も笏につくる木の中にふくらてふ物あり、古笏にも此木もてつくれるありといへり、且其木のはだへ牙に似たれば、彼白木てふ物は是

にて、唐には楸木といひて爰には「サクギ」といひしもの也、其形は牙笏に同じ、六位以下の官人の、かの白木にむかへて木を用ゐよとあれば、白からぬ木にてつくる事明らかし^上といはれたり、予も亦説あれども事長ければ此にはいはず、左に把笏者の表を掲げて示す、

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 親 | | | | | | | | | | 王 | | | | | | | | | | 諸 | | | | | | | | | |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 無 | 正一 | 從一 | 正二 | 從二 | 正三 | 從三 | 正一 | 從一 | 正二 | 從二 | 正三 | 從三 | 正一 | 從一 | 正二 | 從二 | 正三 | 從三 | | | | | | | |
| 品 | 品 | 品 | 品 | 品 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | 位 | | | | | | | |
| ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | |
| 笏 | | | | | | | | | | 笏 | | | | | | | | | | 笏 | | | | | | | | | |
| 象牙 | | | | | | | | | | 象牙 | | | | | | | | | | 象牙 | | | | | | | | | |
| 白木 | | | | | | | | | | 白木 | | | | | | | | | | 白木 | | | | | | | | | |
| ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | |
| 職事 | | | | | | | | | | 職事 | | | | | | | | | | 職事 | | | | | | | | | |
| 無職事 | | | | | | | | | | 無職事 | | | | | | | | | | 無職事 | | | | | | | | | |
| ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | |
| 初少位 | | | | | | | | | | 大初位 | | | | | | | | | | 從八位 | | | | | | | | | |
| 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 | 下 | 上 |
| ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | | ……… | | | | | | | | | |
| 木 | | | | | | | | | | 木 | | | | | | | | | | 木 | | | | | | | | | |

笏形状制

笏の形状は、彈正式の笏の制の文に、前誦後直、前挫後方と見えたるものは是なり、按ずるに、式以前の笏の形状は詳に知るべからずといへども、奈良東大寺正倉院御藏の笏を見れば、上端は圓形を帯び、下端は平坦なり、又河内國道明寺の所藏の菅公の牙笏を見れば、其形状亦同じ、然していづれも其幅は上下大略同じくして、上端廣く下端狭きものにはあらず、以て奈良朝より延喜の當時までは、形状の同じきものなるを了知すべし、此に掲ぐる奈良東大寺正倉院御藏の笏、及河内國道明寺所藏の笏に據りて擬作すれば左のごとし、



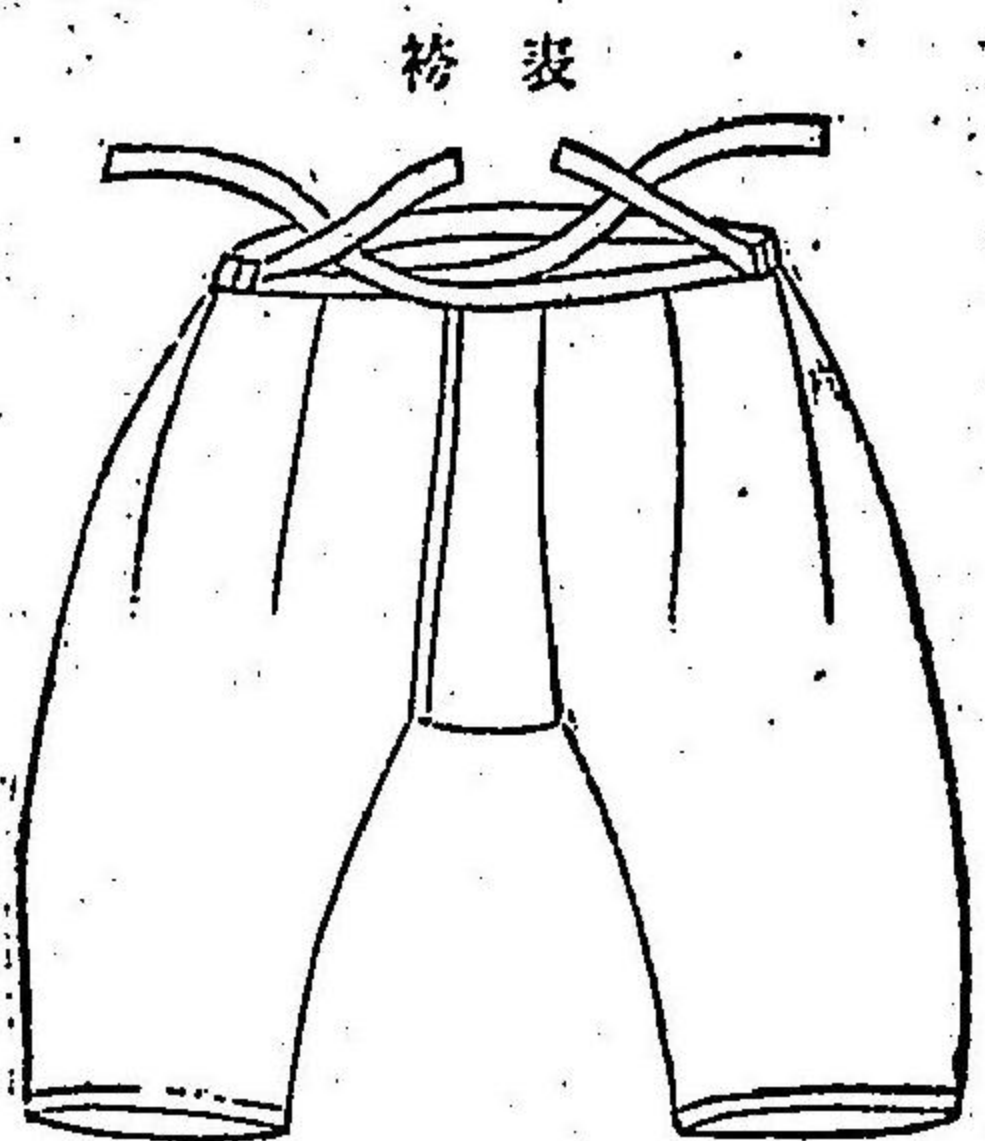
左に奈良東大寺正倉院御藏の牙笏、及河内國道明寺所藏の菅家の牙笏の圖を掲げて以て參考に供す、

表袴制

正倉院藏通天牙の笏は、長さ一尺一寸四分幅上端は通天牙(奈良東大寺正倉院御藏) 一寸分五弱、下端は一寸六分なり、此の他長短廣狭少異のものありと雖大差あらず、然していづれも下端は上端より僅に廣し、河内國道明寺所藏の菅家の牙笏は、長さ一尺一寸七分強、幅上端は一寸七分、下端は(一寸八分なり、)

朝服に用ゐる表袴の制の、延喜式に明制なきは、是衣服令の制に従へるものなるべし、其の衣服令の表袴の制は、既に述べたるごとく、上下通じて白袴を用ゐたり、然して此の式の表袴の製作は、従來行はれたる天長五年の制を遵守して改められざりしにぞありける、其の天長五年の制は、既に前條に述べたる袴の口の濶さ一尺二寸といふものは是なり、斯くいふ故は、天長五年制定の後改制のありたることなく、又彈正式を按ずるに、袴の製作のこと見えず、以て延喜の當時尙天長五年の制を遵守せるを知るべし、然れども

此の制は、是より後年序を経るに従ひ、大に亂れたればこれが禁令を下して、其の遵由する所あるを知らしめられたり、左に表袴の圖を作りて示す、但東大寺正倉院御物御袴に據るなり、



表袴を朝服に用ゐるは、大寶以來の制なることは衣服令に見えたるがごとし、しかれども延喜の當時は、此の表袴の他に淺杉染(杉皮染)の奴袴を、朝座公會に着

用するを得るなり、斯くいふ徴は、彈正式にいはいはく、凡淺杉染袴、朝座公會悉聽服用、○と見えたる是なり、按ずるに此の制は、仁明天皇の承和五年三月の制を改正せられたるものなるべし、(後世所謂衣冠)其の承和の制といふは、續日本後紀卷七承和五年三月癸未の條にいはいはく、勅曰、○中、如今吳桃染黃墨染杉染

皂染等色 染作無責、著服難汚、宜四色袴不謂色淺深、不謂公私所待聽、著服、其參議已上聽、通著四色、自餘諸人不得著、吳桃染一色、○と見えたる是なり、此の承和の制を見るに、參議以上は吳桃染黃墨染杉染皂染の四色を通用し、自餘は吳桃染を除きて他の色を着用するを得るなり、然して本條に掲ぐる所の彈正式の制は、唯淺杉染の一色とせられ、朝座公會上下の別なく着用するを得となり、さては彈正式の制は、承和の制よりは寛大になりたるものといふべし、

腰帶制

延喜式に定められたる腰帶の制はいかにといふに、位階と官職との二種に依りて制を立てられたるなり、其位階に依るとは、三位以上及四位の參議は、白玉、玳瑁、白哲紀伊石帶を着用し、五位以上は玳瑁、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、刻鏤金銀帶、唐帶、白哲紀伊石帶を通用し、六位以下は通天文なき烏犀帶、紀伊石帶を着用するを得るなり、其の官職に依るとは、太政大臣以下參議以上は白玉玳瑁、白哲紀伊石隱文帶(隱文とは毛彫したるをいふ)を用ゐるを得るなり、

り、斯くいふ徴は、彈正式には、凡白玉腰帶、聽三
位以上及四位參議着用、玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫
檀五位已上通用、^{○以上}またいはく、凡紀伊石帶隱文
者、及定措石帶參議已上、刻鏤金銀帶及唐帶五位已上
並聽着用、紀伊石帶白哲者六位已下不得用之、
^{○以上}と見えたり、文に紀伊石白哲者とあるにて、白哲
紀伊石は五位以上並にこれを用ゐ、普通の紀伊石は
六位以下並に之を用ゐるを知るべし、又いはく、凡烏
犀帶聽六位以下着用、但有通天文者不在聽限、
^{○以上}と見えたる是なり、衣服令を按ずるに、腰帶の種
類は金銀裝及烏油の二種なり、然るに其の後多くの
年序を経て、此のごとく種類多くなれり、今其の沿革
の大略を逐次に述べべし、

白玉帶制 白玉帶の制は、桓武天皇の延暦十四年
十二月の制に基づきて定められたり、斯くいふ徴は、
日本紀畧桓武天皇の延暦十四年十二月丙子の條にい
はく、聽參議已上著白玉帶^{○以上}と見えたる是なり、
然れども延暦十四年十二月の制は、官職に依りて定
められ、彈正式の制は、官職と位階とに依りて定め
られたれば、自異なる所あり、即延暦の制は、太政大

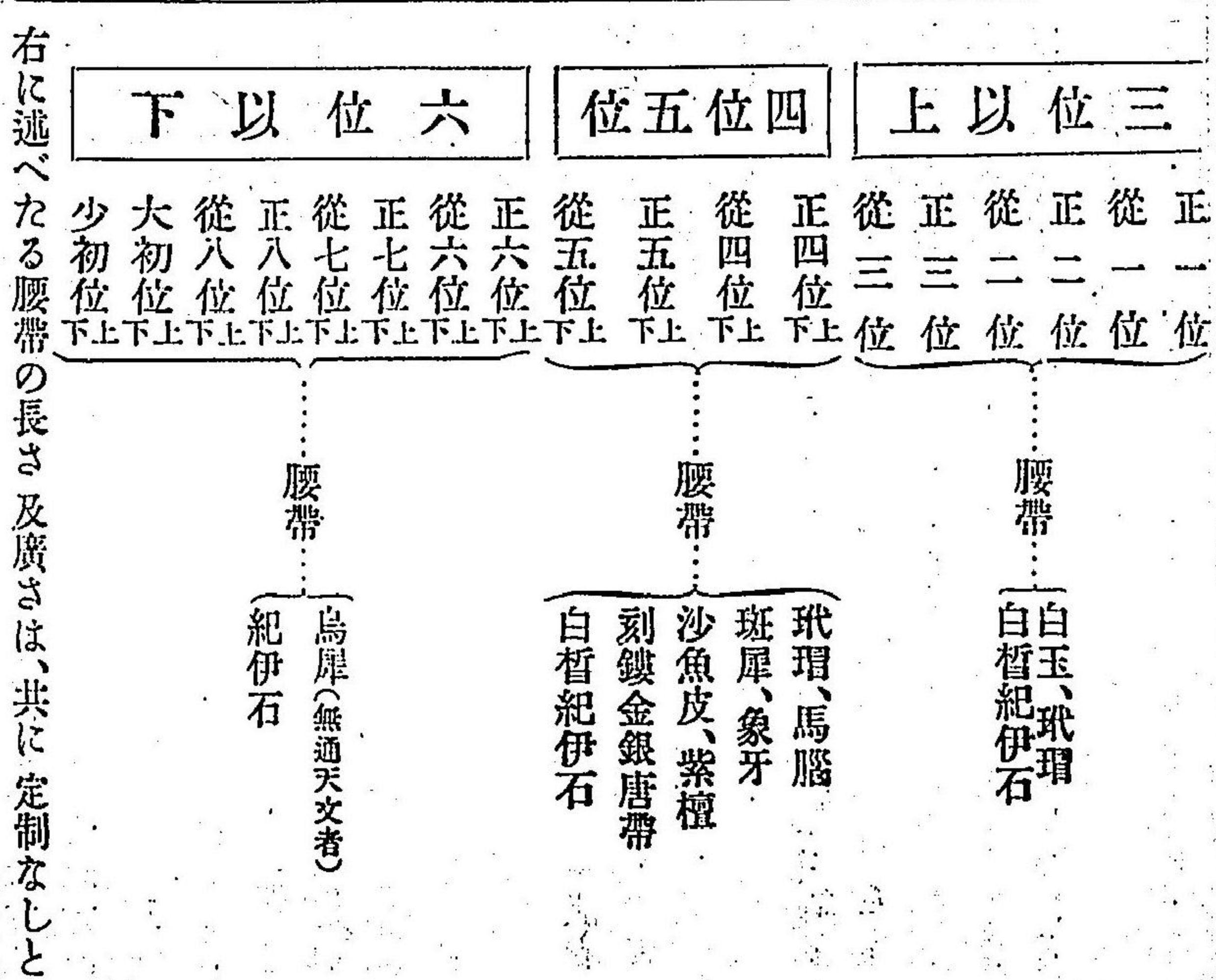
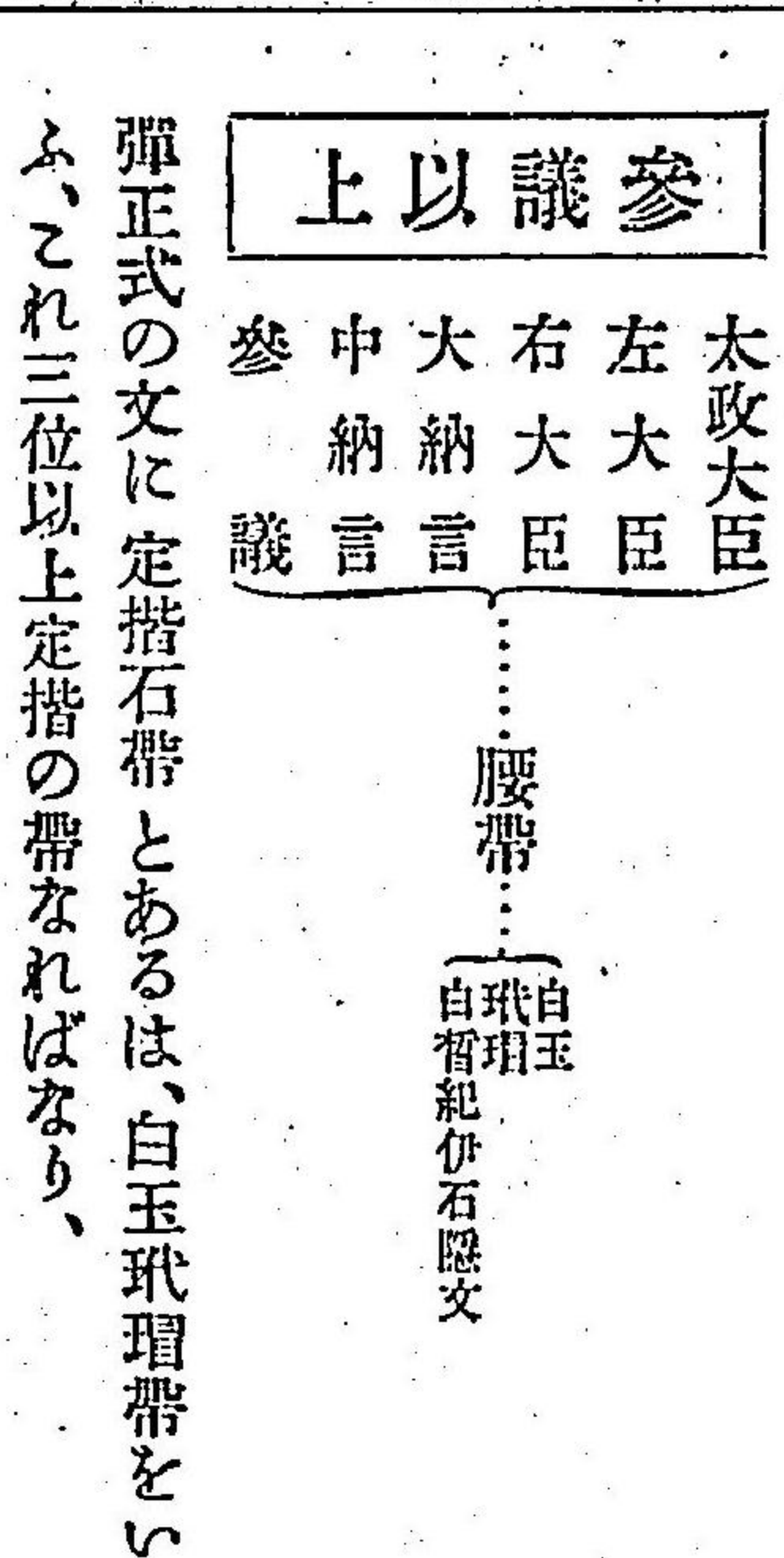
臣以下參議以上のみの制なれども、式の制は三位以
上及四位の參議の制を立て、次に四位五位の制に
及べり、

玳瑁帶制 玳瑁帶の制は、桓武天皇の延暦十八年
正月の制を襲用せられたるものなり、斯くいふ徴は、
日本後紀卷八延暦十八年正月庚午の條に云く、玳
瑁帶者、先聽三位已上着用、自今以後五位得同著、
^{○以上}と見えたる是なり、以て其の延暦十八年の制を襲
用せられたるものなるを知るべし、

馬腦帶、紀伊石帶制 馬腦帶、紀伊石帶等の制は、
嵯峨天皇の弘仁元年九月の制に基づきて定められた
るものなり、斯くいふ徴は、日本後紀卷二十弘仁元年
九月乙丑の條には、公卿奏言、^{○中}去大同二年八
月十九日下彈正臺例云、雜石腰帶^{○中}伏望、雜石^{雜石}
帶及毛皮等悉聽用之、^{○中}並許之^{○以上}と見えたる是
なり、但是より先、雜石腰帶は既に用ゐるものなかり
しにはあらざりしかども、其は違制なるからに、平城
天皇の大同二年八月十九日に禁令を發せられて、着
用することを停められたりしが、遂に嵯峨天皇の弘
仁元年九月に至りて、是を着用することを許された

るものにぞありける、然れども弘仁元年の制は六位
以下の制なれば、彈正式に定められたる參議以上の
制とは大に異なるを見るべし、

烏犀帶制 烏犀帶の制は、清和天皇の貞觀十二年
十二月の制を襲用せられたるものなり、斯くいふ徴
は、三代實錄卷十八貞觀十二年十二月廿五日の條に
いはく、聽六位已下著烏犀帶、但有通天文者不
在聽限、^{○以上}と見えたる是なり、以て彈正式の烏犀
帶の制は、貞觀十二年十二月の制を襲用せられたる
ものなるを知るべし、



いへども、東大寺正倉院御藏なる聖武天皇の瑠璃帶は、長さ五尺一寸六分、廣さ一寸五厘なり、然れば延喜の當時も大略は此の寸尺にてありしなるべし、但其の人の肥瘠に従りて長短あるは勿論なり、

右に掲ぐる制は、武官の五位以上も亦遵守すべきものなり、故に前條に述べたる近衛府の大將中將少將衛門府及兵衛府の督佐は、此の制に従るものなることは勿論なり、但多くは鏤刻せる金銀のものを用ゐたるならむ、然して其の六位以下の將監將曹大尉少尉大志少志府生等は、白布帶を用ゐること近衛及衛門兵衛等の式に見えれば、石帶を用ゐざることは判然たり、

白布帶 白布帶の長さは、左衛門式に八尺二寸と見えて、近衛式兵衛式には見えず、然れば大略左衛門式の八尺二寸とあるに、従ふべき者と思はるゝ也、此白布帶の長さも亦革帶に同じく、人の肥瘠に従りて必八尺二寸とあるに拘泥すべしに者あらざるべしと雖、其の大略は八尺二寸を度とせしなるべし、

魚袋制 魚袋は金裝銀裝の二種ありて、親王以下諸王の五位

以上、及諸臣の五位以上は佩用するを得れども、六位以下は佩用するを得ざるものなり、然れば太政大臣以下參議以上、親王以下諸王の五位以上、諸臣の三位以上は金裝を用ゐ、諸臣の四位及五位は銀裝を用ゐる、斯くいふ徴は、彈正式には、凡魚袋者、參議已上、及著紫諸王五位已上金裝、自餘四位五位銀裝、上文と見えたる是なり、按ずるに、此の制は嵯峨天皇の弘仁九年の制に同じ、其の詳細なることは、既に其の年の條に述べたれば就きて見るべし、

魚袋の制は上件に述べがごとくなれども、朝服着用るときに、必しも着用すべきにはあらず、其の儀式に依りて、或は着用することあり或は着用せざるこゝとあるなり、斯くいふ徴は、西宮記臨時六には、天皇讓位、立后、立太子、任大臣、裝束如^{○中}王卿金魚袋靴、諸王金魚袋、諸臣銀魚袋靴、小節侍從外不著魚袋、上文と見えたる是なり、此文は其一端を示すに過ぎずといへども、魚袋を着用することは儀式の大小に依るにて、其のこれを用ゐると用ゐざるとの別あることは、明瞭に知らるゝなり、
因にいふ、魚袋を着用することは、後世に於ても亦

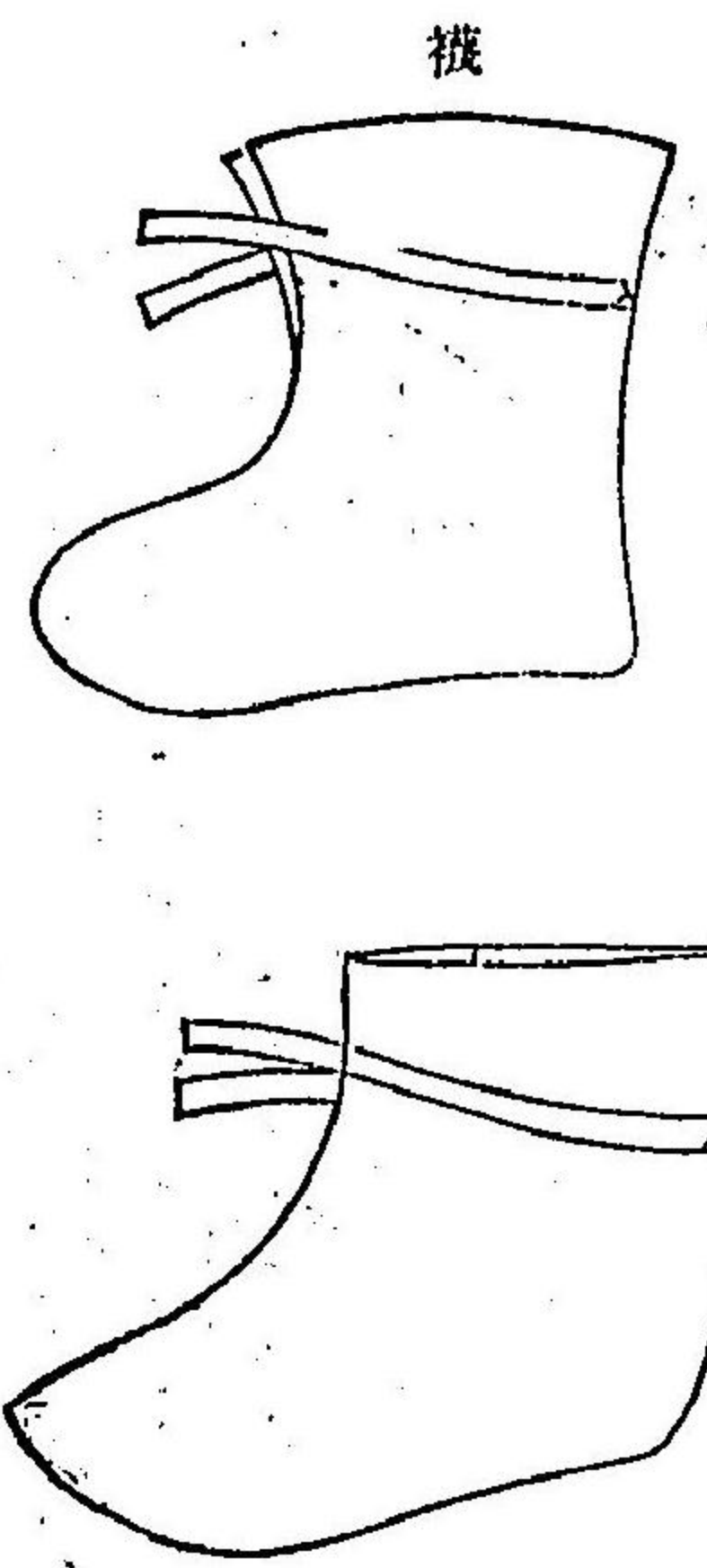
本條に述ぶるがごとく、儀式に依りて殊なる定めのあるものなり、其は後にいふべし、

魚袋形狀制 延喜當時の魚袋の形狀は如何といふに、弘仁九年條に掲げたるごとく、唐魚袋に従りて作れるものなるべし、斯くいふ因據は、後世の魚袋は宋魚袋に據れるものにして、其の宋魚袋といふは、圓融天皇の永觀二年以後のものなればなり、以て當時の魚袋は弘仁初制のものに同じきを知るべし、宋魚袋に據りて作りたる魚袋のことは、後にいふべし、

襪制

襪の制は衣服令制定以來改制なし、其色は上下並に皆白色を用ゐ、地は平絹にて作る、左に之が圖を示す、

襪 (東大寺正倉院御藏)



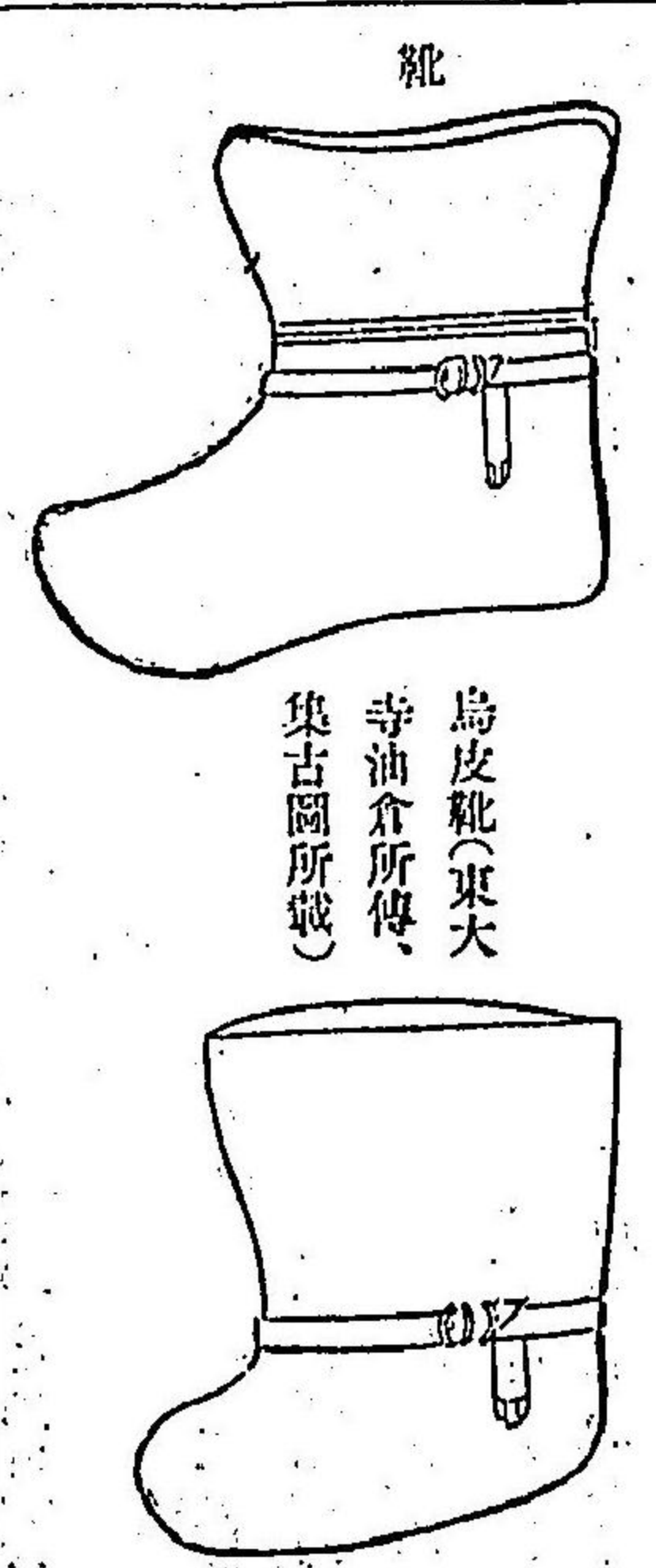
予が此の圖を作るものは、東大寺正倉院御藏の襪に

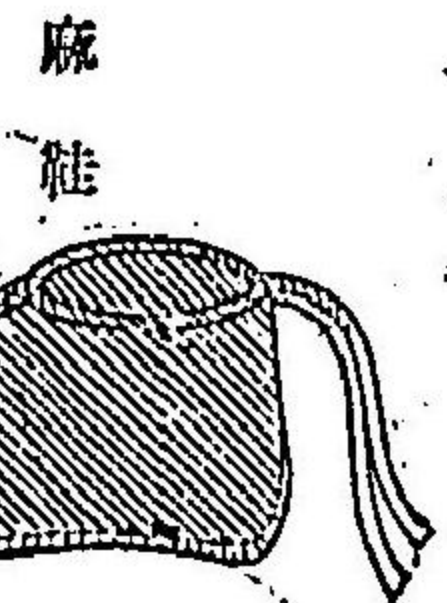
據る、左に其の圖を掲げて以て參考に供す、

靴、麻鞋制

延喜式に定められたる履の制を按ずるに、文官は把笏者非把笏者を論ぜず、公事公會に靴を着し、武官の五位以上は靴を着し、其の六位以下は麻鞋を着するなり、斯くいふ徴は、彈正式には、凡内外諸司不^レ論把笏非把笏者、公事公會之所悉著靴、自餘時著^レ履、把笏者雖非公會、又庶人等通著履、上文と見え、又左近衛式に、中儀少將以上^{○中}靴、將監以下府生以上^{○中}麻鞋^{上文}と見えたる是なり、因て按ずるに、公事公會に靴を着することは、延喜の制式に始めて定められたるにあらずして、嵯峨天皇の弘仁九年の改制に據られたるものなるべし、左に靴の圖を作りて示す、

烏皮靴(東大寺油介所傳、集古圖所載)





予が此の圖を作るものは、東大寺油倉所傳の鳥皮の靴に據る、今其の圖を掲げて以て參考に供す、左に麻鞋の圖を作りて示す、

太刀制

太刀は武官の帶するものなり、然れども文官にても、勅授に依りて佩用するを得るなり、延喜式に規定せられたる太刀の制を見るに、衛府の官人の五位以上は金装、六位以下は烏装なり、斯くいふ徴は、左衛門式にいはいはく、中儀督佐並著位襖、金装横刀、○中尉志略、横刀、○中府生門部略、横刀、○中衛士略、横刀、○以上見略、又左兵衛式にいはいはく、中儀督佐並著位襖、金装横刀、○中尉志略、横刀、○中府生兵衛略、横刀、○以上見略と見えたる是なり、其の六位の尉以下は唯横刀とのみ見えて、烏油のこの見えざるは省略せしものなるべし、然して近衛式にも亦唯横刀とのみ見えて、装のとは何とも見えず、按ずるに、是亦五位以上の少將中將大將

は金装、六位の將監以下は烏油なるを、其のこの見えざるは是も亦省略せし者なるべし、
上件に述ぶる所は、近衛式衛門式兵衛式に規定せられたる制なり、更に彈正式の制を按ずるに、畫飾太刀本繪、玉石繪、螺鈿等の飾は五位以上の佩用を聽されたり、又從來の刻鏤せる太刀金具を刻鏤したるものは五位以上は佩用を聽されたり、斯くして、新に作りて佩用することは禁ぜられたり、斯くいふ徴は、彈正式にいはいはく、凡畫飾太刀五位以上聽之、○以上見略、又いはいはく、凡刻鏤太刀非新作、聽五位已上著用、○以上見略と見えたる是なり、

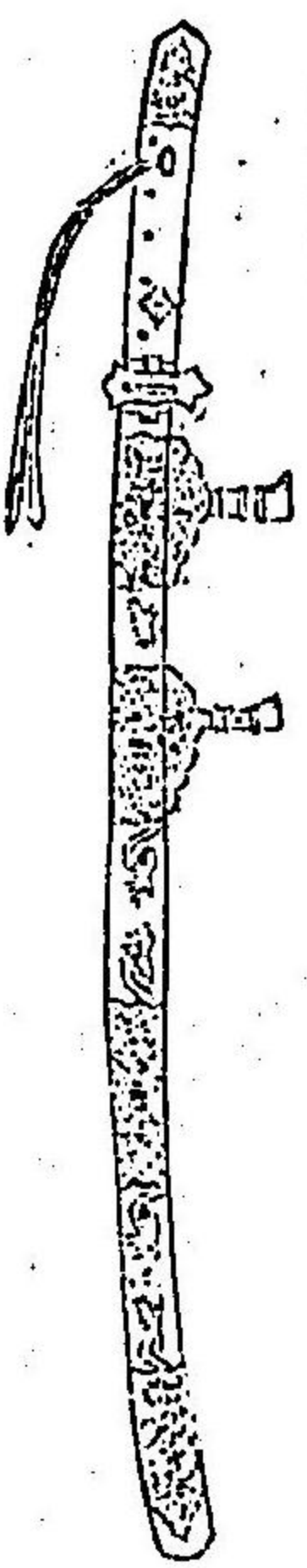
因にいふ、上件に述べたる畫飾太刀は、嵯峨天皇の弘仁元年九月に聽されたる所のものにして、其は木繪玉石繪螺鈿等にして、當時は畫繪の太刀を用ゐるべからざる制なるに、服飾管見には、當時畫繪の太刀をも用ゐるが如くいはいはれ、又刻鏤の太刀の解釋も如何と思ふふしもあれば、聊左に辨ずべし、服飾管見如法の飾劍のことをいへる條にいはいはく、古への飾劍をば如法の飾劍といふべし、扱此如法の飾劍の製は、園太曆も考るに、長飾の上に玉すゑたるなり、装束は赤なめしを用うるのみ、飾抄の

飾劍の所には、多くは木地とあなれど、こは如法にあらず、木地の鞘はいにしへ禁ぜられぬ、且螺鈿などは刻鏤の類なれば、あらたにつくらむには、いかげ地の畫繪なるべし、柄は必さめかにはにて、鏝は尤唐鏝を用うべし、長飾の處も彫上などにしたるは、刻鏤なれば用うべからず、○以上見略と見えたり、此の意を以て推すときは、彈正式に見えたる刻鏤太刀は螺鈿なり、又畫繪の太刀は、新に作りて佩用するを得るもの、ごとし、斯くては式の文に合はず、故に服飾管見の説は此には用ゐ難く、又刻鏤太刀は螺鈿にあらねば從ひ難し、西宮記臨時八列見定考の條にいはいはく、故九條大臣曰、是日官中大事也、仍故實、公卿以下帶劍之人、必著螺鈿云々、而或著畫繪平座劍并无文之帶等、不知舊例也云々、○以上見略と見えたり、此の九條大臣といふは、即右大臣藤原師輔公なれば、村上天皇の御代の人なり、村上天皇の當時に至りてすら、公卿以下帶劍の人は必螺鈿の劍を佩くべき制規なるに、或は畫繪平座の劍を帶するからに、舊例を知らずとはいはれたるなりけり、此のごとくなれば、官中の大事に畫繪平座の太

刀を佩くは違制なるを知るべし、是に由て之を觀れば、延喜の當時は螺鈿の劍は、これを佩用するを得といへども、畫繪の劍は佩用すべからざる制なること瞭然たり、然れば彈正式にいへる畫飾太刀五位以上聽之とあるは、西宮記に九條大臣の所謂、公卿以下帶劍之人、必著螺鈿とあるに適合し、其の刻鏤太刀非新作、聽五位已上著用とあるは、螺鈿にもあらざる畫繪にもあらざる、太刀の金具にして、金具の刻鏤は透彫なるを知るべし、
因にいふ、服飾管見にいはいはく、延喜彈正式に剪綵作劍はいましむるとなすとあれば、禮冠のちしかづらのごと、うすき金を糸りすかして、金物の上にかくべし、もつとも金物はみな金のやきつけを用うべき也、○以上見略といはれたる彈正式の文は、普通本に據られたるならむが、出雲版に據れば、剪綵作級と見えたり、因りて按ずるに、本文は剪綵をもて作れる級のことをいへるなり、然れば服飾管見にこれを劍のことに説かれたるは誤なり、
太刀形狀制
當時の太刀の形狀を按ずるに、是より先、嵯峨天皇の

頃豊後國の劔工神息、伯耆國の劔工安綱などの作れる太刀の形なるべし、神息安綱の作る處の太刀は、少し反を付けたり、蓋太刀に反を付くるとは、神息安綱の頃より始まりて、其以前にはなかりしなるべし、然れば刀劔に反を付くことは、嵯峨天皇の頃より發明せしことを推知すべきなり、

畫飾太刀



刀劔に反を付くことは、神息安綱の頃より出て來しかど、爾來皆反ありとはあらず、從前の形のまゝに直なるもありしなり、然れども後遂に反あるを便として、皆反あるものとなるなり、

太刀緒制

太刀を佩くに用ゐる處の太刀の緒の制は、延喜式に定められたるを見るに、左近衛の舍人は緋の繩、右近衛の舍人は緋の繩、(方今の所謂シホリ染)左兵衛の舍人は深緑の繩、右兵衛の舍人は深緑の繩、左の門部

は淺標の繩、右の門部は淺標の繩なり、斯くいふ徵は、彈正式にいはいく、凡衛府舍人刀緒、左近衛緋繩、右近衛緋繩、左兵衛深緑、右兵衛深緑繩、左門部淺標、右門部淺標繩、^{○以上と見えたる是なり、}又囚獄司の物部の太刀の緒は、胡桃染を用ゐ、帶刀資人は黄染を用ゐるなり、斯くいふ徵は、彈正式にいはいく、凡囚獄司物部横刀緒色胡桃染、帶刀資人黄、^{○以上と見えたる是なり、}按ずるに此の制は仁明天皇の承和元年十二月の制に據られたるものなり、斯くいふ徵は、續日本後紀卷三承和元年十二月の條にいはいく、制、囚獄司物部刀緒用胡桃染、^{○以上と見えたる是なり、}

彈正式に定められたる太刀の緒の制は、上件に掲ぐる二條なり、(別式のとさの太刀の緒の制は、近衛式兵衛式衛門式等に見えたり、其は別にいふべし)然して有位の人々は、如何なる者を用ゐる制なるにかあらむ、明文なし、愚按ずるに、清和天皇の貞觀十六年九月に制定せられたる五位以上は唐組、六位以下は綺と新羅組とを用ゐよとある制を遵守せしものなるべし、其の制は三代實錄卷二十六貞觀十六年九月十四日、檢非違使五條を起請することの條の其五にい

はく、應令横刀之緒上下有別事、案、士大夫服用之物、始自朝服、至于馬鞞、皆有其色、是則所以別上下、辨尊卑也、而今横刀之緒上下同論、之物情、理不當、然、望請、五位已上同用唐組、六位已下並用綺新羅組等、不令違越、行來時久難、可忽變、自來十一月新嘗會節、將加禁遏、有勅、依之類、下所司、^{○以上と見えたるもの即是なり、}此唐組綺新羅組の製作は、既に前條に述べたれば就きて見るべし、

禁色制

禁色は猥に着用すべからざることは勿論なりといへども、社會の狀況に隨ひて驕奢に流るゝことは自然の勢なれば、違亂者の止まざるは又免かれざる處なり、爰には清和天皇の貞觀十二年十二月、令を下して緋色の下衣を着することを禁せられたり、然れどもこれを着用するもの止まず、是を以て醍醐天皇の延喜十四年更にこれを禁止し、次に延喜十七年十二月、三善清行の意見に從りて、翌十八年三月一斤染の本様を給ひて、其の據るべきを示されたり、其の後延長四年十月に至りて、又これが禁令を下されたり、斯くのごとく數度これを禁ずといへども、年序を経るに

從ひて制を紊すものあり、延喜式撰定のとき、尙其の禁すべきものと認めて、これを規定せられたるを觀れば、當時緋色の禁色を犯し用ゐるもの、斷えざりしこと知られたり、然して其の延喜の制とは、彈正式に、凡諸禁色者、總雖下衣、不聽服用、^{○以上と見えたる是なり、}按ずるに、此の制は清和天皇の貞觀十二年十二月の制より來たれるものにはあれど、貞觀の制は唯禁色とのみありて、諸といふこと見えず、然るを此の式に諸禁色と見えたるれば、深紅は勿論、深紫、黃丹等の數色を禁せられたること以て知るべし、

又支子染の深色の黃丹に濫るべきものは、これを着用するを禁せられたり、斯くいふ徵は、彈正式にいはいく、凡支子染深色可濫黃丹者、不得服用、^{○以上と見えたる是なり、}按ずるに、是は貞觀式の制を襲用せられたる者なりけり、斯くいふ徵は、政事要略卷六十七に云く、大納言從二位源朝臣宣、奉勅備、式云、凡支子染深色可濫黃丹者、不得服用者、而年來以茜紅交染、尤濫其色、自今以後、茜若紅交染支子者、不論淺深、宜加禁制者、元慶五年十月十四日、明法博士兼左衛門大志紀春宗奉、^{○以上と見えたる是なり、}

り、然れば彈正式に支子染云々とあるは、貞觀式の制を襲用せられたることは明瞭なり、然して其のこれを禁ずる所以は、黄丹は皇太子の服色なればなり、上件に述べたる禁色の制裁も、亦清和天皇の貞觀十二年十二月に定められたる制を襲用して、其の律法は禁色は總べてこれを破却し、五位以上并に律師以上は名を録して奏聞し、僧尼は法に據りて苦使せよとなり、斯くいふ徴は、彈正式にいはいはく、凡禁色總從破却、但五位已上并律師已上録名奏聞、僧尼依法苦使、^{○以上}と見えたり、以て一般禁色の制裁も、亦前制と同じきを知るべし、

禁色のことにつきて心得置くべきことあり、其は當時衣服過差のありさまなり、大鏡卷二左大臣時平公の條にいはいはく、延喜^{○醍醐}の世間の作法した、めさせ給ひしかど、過差をしづめさせ給はざりしに、この殿^{○藤原}制をやぶりたる御裝束の、殊の外にめてたきをして内に参り給ひて、殿上にさぶらひ給ふを、帝小菴より御覽じて、御氣色いとあしくならせ給ひて、職事を召て、世間の過差の制さびしきところに、左のおとどの一人といひながら、美麗ことの外にてまゐる

る、便なきことなり、すみやかにまかり出づべきよし仰せよとほせられければ、職事うけ給はるもいかなる事にかと、恐れ覺えけれど、参りてわななくわななく、しかくの事と申ければ、いみじく驚きてかしまりうけ給はりて、御隨身のみささまなるもせし給ひて、いそぎまかり出給へば、御前どもあやしと思ひけり、さて本院の御門一月ばかりさへせて、みすの外にもいで給はず、人などの参るにも、勘當のおもければとてあはせ給はざりけり、さうしにこそ、世の中の過差はたひらぎたりしか、さてばかりぞしづまらむとて、帝と御心あはせさせ給へりけるとぞ、^{○以上}と見えたり、以て延喜以前の過差を好めりし風俗をさへ併せ致ふべきものぞよ、

延喜の御時は、過差の風俗を矯めむとして、此のごとく嚴然とこれを戒められたれども、爾後延長承平天慶天曆に至るに及びて、漸次禁制を紊すに至れり、左にこれを辨ずべし、

朱雀天皇の承平七年九月、重ねて深紅の色を着用すべからざる制を出されたり、是は從來屢禁せられたる所なれども、着用者の止まざるからに、かさねて

禁せられたるものにぞありける、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七にいはいはく、別當中納言兼左衛門督藤原朝臣實賴宣、奉勅、紅深可禁止之由、流例已久、加去延喜十八年三月十九日、延長四年十月九日、先後相疊制旨不動、而頃年之間專乖^{○繪旨}、猶増^{○深可}、是則有司緩怠、不加^{○檢察}之所、致也、宜^{○重下}嚴制、自^{○來月}一日一切禁斷、但給^{○本樣}、更不得^{○過}此色者、承平七年九月七日、右衛門權佐小野好古奉^{○上}と見えたる是也、然るに日本紀略卷二を按ずるに、朱雀天皇の承平七年九月七日の條にいはいはく、以^{○火色}本樣披露、以^{○其甘子色}示^{○諸卿}、^{○以上}と見えたり、是は政事要略に掲げたる宣旨と同一の事實なるを、紀略には省略せしものなるべし、然れども紀略には、以^{○其甘子色}示^{○諸卿}と見えて、此文政事要略と異なり、因りて人或はいはいはむ、此の時深紅の禁の外に、更に甘子色の制を出されたるにかと、然にはあらず、愚按ずるに、以^{○其甘子色}示^{○諸卿}とあるは、一斤染の色なる淺紅輕黃を、本樣として示されたるものなるべし、蓋淺紅輕黃の色は、火色に及ばざればこれを火色といはずして、甘子色といひて着用を許し、なるべし、

斯くいふ故は、既に掲げたる政事要略卷六十七なる三善清行の奏議に、但、淺紅輕黃未^{○及}火色、不在^{○制限}、^{○以上}と見えたるにて知るべし、然して其の諸卿に示したることは、宣旨にて示されたるにあらざれば、政事要略に載するところの宣旨には見えざるなるべし、

因にいふ、朱雀天皇の承平の末年には、諸國に海賊横行し、民庶爲に害を被ふるもの少からず、其の賊徒の中に、藤原純友の率ゐるは其の大なるものなり、承平六年に至り、賊徒二千五百人は降伏したりといへども、未以て海内無事なりとはあらず、然るに天慶二年に至りて、平將門東國に反して僭僭を極めしに、純友これに應じて南海山陽を劫掠す、京師も亦騷然たり、これを以て天下の人心洶々として制令行はれず、然れば其の服制のごととも、亦行はれざるものあるに至れり、

朱雀天皇の天慶五年五月、勅して深紅の色を着用することを禁せらる、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七にいはいはく、左大辨源朝臣相職傳宣、大納言藤原朝臣師輔宣、奉勅、紅深可禁過^{○狀}、去延喜十八年三月十九

日、延長四年十月九日、承平七年九月七日朝章重疊、而年來浮誕之徒、數入増色、司存之職、督察緩怠、若不_レ加_二新制_一何改_二舊弊_一、宜_二重下知_一、始_二自來月一日_一一切禁止、但給_二本樣絹_一不得_レ過_二此色_一者、天慶五年五月十六日、左大史尾張言鑿奉、同日左衛門大志穴太時道奉_上文_{と見えたる見なり、文にいへるごとく、深紅の禁制は朝章重疊せり、然るに浮誕の徒之に従はざるのみならず、有司も亦緩怠にしてこれを咎めず、以て益、制令の萎靡するに至れり、而して此の天慶五年五月の制令は、又日本紀略に見えたり、但文に省略あれば掲げて以てこれを示すべし、日本紀略卷二朱雀天皇天慶五年五月十六日の條にいはいはく、仰_二有司_一、始_二自來月一日_一一切禁止紅染深藍色、依_二延喜十八年三月、延長四年十月、承平七年九月宣旨_一也、_上文_{と見えたる是なり、}}

村上帝の朝六位以下着服諸禁令

村上天皇の天曆元年十一月、太政官符を以て、六位以下の、襖子を下襲を重ねて着用することを禁じ、又史生以下の白絹を着用することを禁じ、又諸衛の舍人、諸司院宮及諸家の雜色以下の、手作衣袴を着用する

ことを禁ぜられたり、此のことは日本紀略に見えたり、故に此の條は政事要略卷六十七男女衣服並資用雜物等のことに條に據りていふなり、是に由りて之を觀れば、當時人心の驕奢は、唯に上流の人のみに止まらずして、下流の人も亦是が弊を醸成せしを見るべし、

雜袍勅許制

村上天皇の當時の弊風此のごとしといへども、其の制令の蕩然地を拂ひて、見るべきものなしにはあらず、其の宣旨を蒙りて、始めて其の物を着用するを得るがごときは、嚴然として行はれたり、斯くいふ徵は、日本紀略卷三村上天皇の天曆元年十一月二十七日の條にいはいはく、下_二源延光朝臣_一可_レ免_二雜袍_一宣旨_上文_{と見えたる是なり、此のごとく雜袍を許すに宣旨を下さるゝを見れば、此のことは能く制を守れるがごとし、又西宮記を按ずるに、其の臨時八にいはいはく、直衣、王者以下及被_二聽_一雜袍_一者衣_レ之、_上文_{と見えて、雜袍は宣旨に據りて着用するを得るものなること掲焉なり、以て當時も其の制に違ひたるものもなきに}}

はあらざるを見るべし、

腰帶制

巡方、九輅 承平以降の朝服の制は如何といふに、大略前制と異なることなし、然れども腰帶の制は、前制と聊異なる所出て來たれば、左にこれが異同を説くべし、

腰帶の制は、村上天皇の天曆天德應和康保の頃は、親王以下諸臣三位以上、及太政大臣以下參議以上は、白玉の隱文帶及紀伊石帶を着用す、但、親王は平素といへども、亦白玉の隱文帶を着用す、公卿は節會行幸、大饗列見、定考立后、任大臣、相撲召合、慶賀等には隱文帶を着用し、是等の時を除外は無文の玉帶を着用す、四位五位は斑犀帶、馬腦帶、及映玉帶を着用す、但節會及重事あるときは、斑犀の巡方を着用す、六位は出雲石を用ゐる、七位以下初位以上は、烏犀帶を着用す、而して此の烏犀帶は、又王者以下都て通用するを得るものなり、斯くいふ徵は、西宮記臨時八帶の條に云く、白玉隱文、王者以下三位及參議已上用之、親王雖_二平生時_一著_二隱文_一、烏犀帶、王者以下無位以上通用、斑犀、四位五位用之、節會及有_二重事_一之時著_二巡

方、馬腦、四位五位著_二之_一、内匠式爲_二御帶飾_一云云、紀伊石、无文玉等公卿、_{臣、相撲召合、慶賀等之時之外、著用無文}映玉、雖_二有文_一四位五位用_レ之、出雲石六位用_レ之、近代六位上官著用、而有_二用_一角帶_一輩_一未_レ爲_レ可_レ、_上文_{と見えたる是也、按ずるに、斑犀は節會及有_二重事_一之時著_二巡方_一とあり、巡方とは九輅に對へていへるにて、腰帶の飾の方形なるを巡方といひ、圓形なるを九輅といふなり、而して晴のときに巡方を用ゐる、尋常には九輅を用ゐる等の制は、恐らくは此の頃より始まりたるならむ、无文の玉とあるは文なき白玉をいふなり、映玉とは如何なる玉をいへるにか詳ならず、出雲石は淺綠色の石にして美麗なり、此の出雲石を腰帶に用ゐることは延喜式に見えず、然れば此の頃の制にもやあらむ、而して近代六位上官著用云云とあるは、近代六位の上官(正位の官)は出雲石を用ゐる、然るを其の六位の中には、角帶を用ゐるものあるなれど、それは可とせずといへる意なるべし、此に角帶とあるを以て思ふに、後世用ゐる所の牛角等の腰帶は、實に此の頃に權輿せしものならむ、然して當時は角帶を用ゐるを違制とせしこと、此文にて掲焉なり、}

上件述ぶる所に據りて腰帶の制を示せば左の如し、

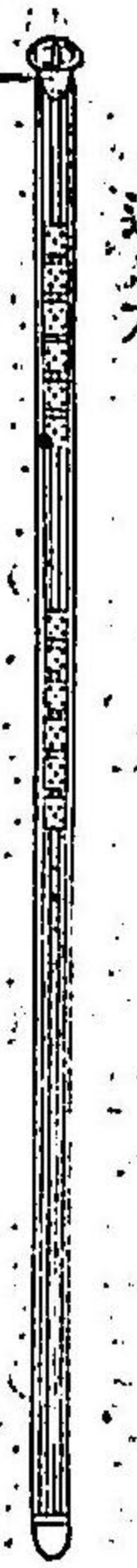
| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>位五 位四</p> <p>正四位上 正四位下 從四位上 正五位上 正五位下 從五位上 從五位下</p> <p>腰帶</p> <p>斑犀<small>晴ハ巡方 常平丸柄</small> 馬腦 映玉 烏犀</p> | <p>上以位三</p> <p>正一位 從一位 正二位 從二位 正三位 從三位</p> <p>腰帶</p> <p>白玉隱文 紀伊石 無文玉<small>平常 用之</small> 烏犀</p> | <p>上以議參</p> <p>左大臣 右大臣 大納言 中納言 參議</p> <p>腰帶</p> <p>白玉隱文 紀伊石 無文玉<small>平常 用之</small> 烏犀</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

親王は平常のときといへども、隱文帶を着用すること本文に見えれば、朝服に隱文帶を着用するは勿論なり、故に表示せず、

| | |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>位六</p> <p>正六位上 正六位下 從六位上 從六位下</p> <p>腰帶</p> <p>出雲石 烏犀</p> | <p>上以位初</p> <p>正七位上 正七位下 從七位上 從七位下 正八位上 正八位下 從八位上 從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下</p> <p>腰帶</p> <p>烏犀</p> |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

上件に示す所は、村上天皇の天曆天德應和康保の當時の制なり、これを延喜彈正式の制に比較するに、其の裝飾の種類は、ほほいに減せられたり、延喜の制は、白玉、玳瑁、白哲紀伊石、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、刻鏤金銀、唐帶、紀伊石、烏犀の十二種なり、然して西宮記に掲ぐる所の種類は、右に表示せしごとく八種なり、而して三位以上及參議以上の白玉を用ゐることは、前制と同じく、紀伊石は前制は其の白哲のものは五位以上の着用を許し、其の白哲ならざるは、初位以上の着用を許せども、當時の制は其の白哲と否とをいはずして、唯三位以上及參議以上に限れり、此の外異同のある所を知らむと欲せば、前に

掲げたる表に比較して見るべし、要するに當時は腰帶の種類多からずといへども、巡方丸柄の區別ありて、儀式に依りて其の用方を異にせれば、前制よりは却りて煩雜なりといふべし、
左に巡方丸柄の圖を掲げて示す、



是をカゴといふ、次下に引く所の大鏡卷五なる兼家公の東宮云々の語は、此の裏面にほりつけしなり、
丸柄



古代の腰帶は、後世の腰帶のごとく、帶と上手と二條の紐を以て連接して、背後にのみ其の裝飾を顯はし、前面は紐を以て結ぶものにはあらざりき、然るを腰帶と上手とを連接し、裝飾を背後にのみ顯はすこととなりしは、恐らくは鳥羽天皇以後のことならむ、其の以前に於いては、古來より用ゐる所の一條のものにして、鉸具を以てこれを結束し、残れる部分を背後に挟みて、裝飾を前後に顯はすものなり、予が此の説をなす所以は、大鏡卷五 太政大臣兼家公の條にいは

く、雲形といふから石の御帶は、三條院にこそはたてまつらせたまへれ、かこのうらに東宮にたてまつると、かたなのさきとして自筆にか、せ給ふなる○以上と見えたる是れなり、此の文の意は、兼家公が三條天皇の東宮にましますとき、(二條天皇の御代)に獻上せられし御腰帶のカゴの裏に、東宮に奉ると彫り付けられたるをいふなり、カゴとは鉸具なり、倭名類聚抄卷十二腰帶具に、鉸具、楊氏漢語抄云、鉸具、上音古巧反、云賀古、今案唐令所謂、腰帶及鞍具、以銅屬革也、○以上と見えて、腰帶の一端の鉤をいふなり、(鉤とはカギなり、後世の腰帶には鉤なし)斯くのごとく一條天皇のとき、猶從前の腰帶を用ゐること掲焉なれば、村上天皇の天曆天德應和康保の頃は、勿論從前の製なることを了知すべし、

烏帽子制
烏帽子は、天曆天德應和康保の頃は、平常に用ゐる所のものにして、未後世のごとく天皇の御前などには用ゐるに至らず、然れども後世の烏帽子直衣といふ風儀は、此の頃より始まりたるならむと思へば、聊此に烏帽子のことを述べし、

烏帽子の起原は既にいへりしがごとく、天武天皇の十三年四月に制定せられたる圭冠といふものぞ、其の始にはありける、然れども天武紀には、唯男子者有圭冠、冠而著括緒禪[○]以上文とのみあれば、其の形状は詳に知り難しといへども、予は町田久成君所藏の古書を掲げて、其の圭冠の形状は「此くの如くなりけむ」といふことを示せり、然れば後世の烏帽子は、年序を経るまに、其の種類多くなりたれども、鳥羽天皇以前にありては、其の形状は圭冠と大差なかるべし、又其の名も烏帽子とのみいひて、立烏帽子といふ稱は聞えず、但立烏帽子とは、折烏帽子にむかへていへる名なればなり、斯くいふ徴は、續世繼物語卷八は「なのあるじの巻にいはいはく、この大將殿[○]源は、このの外にえもむをこのみ給て、うへのさぬなどのながさみじかさなどのほど、こまかにしたゝめ給て、その道にすぐれ給へりける、大かた昔はかやうの事もしらず、さしぬさもなかふみて、多ほしもこはくぬることもなかりけるなるべし、此比[○]鳥羽[○]こそさび多ほらし、さらめさ多ほらし、をりくかはりて侍るめれ[○]以上文と見えたる是なり、斯くのごとく鳥羽天皇以後に

至りて、始めて其の形状の大に變化せしを以て觀れば、天曆天德應和康保の當時は、勿論圭冠のごとくなりしを知るべし、古人も既に此の變遷あることを認められたれども、其の形状に至りては判然たる説なければ、予は上件のごとくいひ試みるものぞ、然して當時烏帽子は、未儀式に用ゐるに至らずといふ因據は、西宮記臨時入烏帽子の條にいはいはく、太上天皇或時著之、自餘公卿以下襲時所用也、[○]以上文と見えたり、以て烏帽子は當時平常に用ゐるものなるを知るべし、又按ずるに、當時の烏帽子は直衣に具足せれば、此の装束は後世にいふ所の烏帽子直衣といふものなり、然れば此のときの烏帽子は、後世に所謂立烏帽子なることも亦推して知られたり、

因にいふ、烏帽子は圭冠より移り來りて、其の形状は柔輭にして、強輭なるものにあらず、しかして鳥羽天皇の頃よりは漸次に強輭となりて、其の種類も漸次に多くなれり、然れば鳥羽天皇までは柔輭にして、其の種類も亦多からざりしなり、然るを本朝事始に、折烏帽子を村上天皇の御代より始まるとせり、同書卷下にいはいはく、烏帽子、聖武神龜二年

乙丑二月、象宿鳥之體[○]而製之、本朝之製也、但折烏帽子之始村上之御宇、[○]以上文と見えたる是なり、此の説は何に據りていへるにかあらむ、又神龜二年に創製すといふことも、續日本紀には所見なし、いとちぼつかなきことなり、

因に又いふ、大日本史禮樂志を按ずるに、其の第六卷にいはいはく、烏帽子其制不一、有立烏帽子、有平禮烏帽子、古有[○]鏡冠圭冠、立烏帽子蓋鏡冠之遺象、平禮即圭冠之遺製也、[○]以上文と見えたり、此の説も亦ちぼつかなし、白石翁冠服考上卷にも、これと同じき説あり、亦ちぼつかなし、

然れば上古の烏帽子は、立て、着るものなりしかば、別に立烏帽子の稱のなかりしことを了知すべし、烏帽子を圭冠といひしは、圭玉の頭に似たるを以て名づけしものなるが、其の圭玉の頭は、大同小異ありて一ならず、然れば圭冠の頭も亦一ならず、



圭冠(甲)

圭冠(乙)

其の大略をいはい甲圖乙圖の少異あり、其甲圖なる

は、東大寺正倉院御藏なる琵琶の撥面の狩獵の圖に見えたる、官人の被ぶれる圭冠是也、即左の如し、

圭冠(甲)



其の乙圖なるは、町田久成君の所藏なる古書に見えたるものなり、

圭冠(乙)



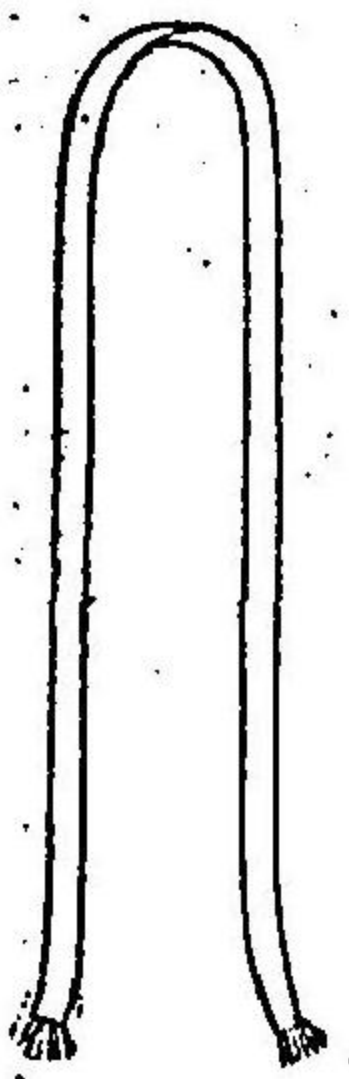
茲に略圖せし町田久成君所藏の古書の圭冠を被れる圖は既に掲げたれど便宜の爲に再これを示す、

平緒制

平緒は即太刀の緒なり、太刀の緒の制は清和天皇の貞觀十六年九月、始めて上下の階級を別ち、五位以上は唐組、六位以下は新羅組と綺とを用ゐしめられてより以來、延喜式にも亦此の制を襲用せられたり、然れども未平緒の稱なし、然れば其の平緒の稱の創始詳ならずといへども、恐らくは天曆天曆の頃より起りたるならむ、斯くいふ故は、西宮記臨時入を按ずる

に、平緒の稱の見えたればなり、其の文には、野
 劍、公卿袴時著革緒用之、衛府平緒革緒、隨便
 用之、^{○以上}とある是なり、即村上天皇の當時既に之
 りしこと以て知るべし、又飾抄卷中平緒の條に、楡綾
^{○以上}具平親王平緒云々、繡菊枯野等、^{○以上}と見えたり、
 具平親王は村上天皇の皇子なり、又以て参考すべし、
 而して延喜式撰定の時は、太刀緒の制あるのみにし
 て、未平緒の稱なければ、予は天慶天曆の頃を以て平
 緒の稱の始なりとはいふなり、此のことは既に服飾
 管見卷七にも、其の説を述べられたり、いはく、平緒
 の事、此の朱雀村上の御宇よりや初りぬらむ、劍の
 緒をうるはしくせむとて、廣くして中に繡したるに
 や、又もろこしに、綬紳大帶などいへるものあれば、
 さるものゝわたりたるを、いちの人などの劍の緒に
 加へそめて、世にひろごりたるにや、いかにまにも朝
 服にはさてもありなむ、禮服には用うべきものにあ
 らず、^{○以上}と見えたり、以て参考に供すべし、
 左に平緒の圖を作りて示す、
 平緒の長さは一定ならずといへども、大略七尺より
 八尺の間なり、其の幅は大略一寸許なり、

平緒



冷泉帝の朝

殿上人禁色雜袍制

冷泉天皇の安和元年六月、殿上人は都べて赤色、(赤
 白橡)麴塵色(青白橡)、又青色(青白橡又青色)、天皇
 の服御の色)の袍を着用するを聽されたり、斯くいふ
 徵は、日本紀略卷五冷泉天皇の安和元年六月一日の
 條に云く、殿上人禁色雜袍宣旨^{○以上}と見えたる是也、
 紀畧は文簡にして其意を得ざるが如しと雖、愚按ず
 るに、殿上人は都べて禁色の雜袍を着用するを得る
 宣旨を下されたるの意なるべし、これに據りて更に
 按ずるに、從來雜袍の宣旨を被ふることはあれど、殊
 恩に出でて其の寵幸の人々のみに限れり、然るに冷
 泉天皇のときに至りて、其の禁色の雜袍を着用する
 ことを、獨寵幸人の數輩に限らず、殿上人たるものは
 都べてこれを着用することを許されたるなり、又從
 來聽されたる處の雜袍と、此にいへる禁色の雜袍と
 は異にして、赤白橡と麴塵との袍をいふなり、

因にいふ、宇多天皇の寛平八年閏正月子の日の宴
 に、殿上の六位以上の人の、麴塵衣を着用したるこ
 とはあれど、是は一日晴の儀なり、依りて本條に許
 されたることは自異なりと知るべし、
 上件に見えたる禁色の雜袍を、予が赤白橡及麴塵色
 の袍なりといふは、抑故あり、凡禁色には三種あり
 て、其の三種皆猥に着用するを聽さず、其の一は深紅
 なり、其の二は當色を犯すなり、其の三は赤白橡麴塵
 なり、深紅は又二に火色といふ、清和天皇の貞觀十三
 年十二月、始めて深紅を禁ず、其の後醍醐天皇の延喜
 十七年十二月、三善清行大に火色の奢僭なることを
 論ず、因りてこれを禁遏す、然れども其の後又着用す
 るものあり、是を以て延長承平天慶の度、屢禁令を發
 してこれが防遏を務めたり、降りて一條天皇の長徳
 長保の頃に至り、公私着用の別漸く弛び、紅色紫色を
 以て褻の服に用ゐるに至れり、然れども尙其の深染
 は共にこれを禁ぜられたり、是に由りて之を觀れば、
 冷泉天皇の當時許されたる禁色雜袍とは、深紅を許
 されたるにあらざるを知るべし、次に當色を犯すこ
 とは、決して許すべき限にあらねば、更に論ずるに及

ばず、然れば本條にいへる禁色雜袍とは、即赤白橡と
 青白橡、即麴塵色との袍を聽すなりとはいふ也、
 雜袍とは何ぞ、直衣指貫等を具足して着用せるをい
 ふ、直衣は文徳天皇の頃より、指貫に具足して雜袍と
 稱し着用する者なることは、既に前條に云へり、

圓融帝の朝

藏人麴塵袍制

圓融天皇の安和二年九月、藏人は
 麴塵の袍を着用するの宣旨を下されたり、斯くいふ
 徵は、日本紀略卷六圓融天皇の安和二年九月五日の
 條にいはく、聽侍中禁色雜袍宣旨^{○以上}と見えたる
 是なり、文に侍中とあるは藏人の唐名なり、禁色雜袍
 とは、既に前條に説きたるがごとし、即藏人は都べて
 麴塵の袍を着用するを聽されたるなり、
 因にいふ、筆のみたま前編廿一にいはく、衣冠の事
 を西宮記には宿衣といひたり、其宿衣をも直衣を
 も、束帶に對へて字つけて雜袍といふなり、^{○以上}
 見えたり、此の説よろし、藏人に聽さるゝ禁色の雜
 袍は衣冠にて、其袍の色の麴塵を聽さるゝなり、
 布袴制
 圓融天皇の天元五年十一月、内裏燒亡のことにより

て大臣以下は布袴を着し、諸衛の官人は烏帽子布衣を着したることあり、これ非常の服装なれば、此に掲載せしめありなむを、當時布袴といふ服装、又烏帽子布衣といふ服装のさまを知らしめむが爲に、此に掲ぐるものなり、所謂布袴とは、位袍に下製を着し、布袴即布製の袴を着るをいふ、是即内裏の焼亡に依りて、天皇其の御座を職曹司に遷御し給ふときに、扈從する所の大臣以下の服装なり、斯くいふ徴は、日本紀略卷七圓融天皇の天元五年十一月十七日の條にいはく、夜寅刻内裏焼亡、起於宣耀殿北廂、天皇先出御中院、次御八省院小安殿、中宮御職曹司、東宮御縫殿寮、次御内教坊一品内親王同御之、前齋院尊子内親王出御本家、此間天皇遷御職曹司、大臣以下布袴履從之、諸衛官人烏帽子布衣、今日重日也、明日可警固之由仰之、奉移威所於縫殿寮、[○]以上と見えたる是なり、按ずるに、此にいへる布袴は、位袴と下製と布袴とを具足したる服装なり、(後世は位袴下製指貫なり)何を以て然かいふぞといはく、本文の布袴は、烏帽子布衣といふ一の服装に對へていへれば、具足したる服装なることを知るべし、然れば西宮記臨

時八布袴の條に見えたる布袴とは異なり、依りて茲に、其の異なる所以の大略を述べ、西宮記臨時八にはく、布袴、舊例上下著之、近年諸官人著之、檢非違使別當著布袴、而近代或以綾絹爲袴、未知可否、[○]以上と見えたり、是は即布製の袴のことなり、文意を按ずるに、布の袴は、昔は上下の人共にこれを用せしかども、近年(天曆以降は諸司の官人専これを着用す、而して檢非違使別當も亦これを着用す、其の地質は、近年或は布を用わずして綾絹を用ふるは、其の可否を知らずといへるなり、昔は上下共にこれを着用すとあるを見ても、布を用ふしを知るべし、然れば古製は布なりしに、年序を経るまゝに名のみ布袴といひて、綾絹を以て作るに至りしなり、布袴を「カリ袴」といふは、布製のものは元狩獵のときに着用すれば、然いふなり、然るに後世位袍下製に指貫を着するを布袴といふは、思ふに指貫と布袴とは、其の製作に少異あれども、ともに括緒禪にしてカリ袴といふなれば、遂に相混じたるものなり、此のとは既に服飾管見に見えたり、云く、布袴[○]是を布袴といふ事は、初は束帶布袴といひしを、後にかくいふならむ、東

帯には表袴をさるるなるに、是は指貫をされば也、指貫も「カリ禪」の中にて、カリ禪を布袴ともかくなればかくいふ也、[○]以上と見えたり、所見少しく異なる所ありといへども、煩はしければ今これを辨せず、然して此の布袴といふ一具の服装は、何天皇の頃より起りたるにか、詳に知り難しといへども、恐らくは天曆の頃ならむか、斯くいふ因據は、西宮記臨時八野劍の條にいはく、公卿布袴時著革緒、[○]以上と見えたる是なり、革緒は即劍の緒、是は前に引用せし西宮記の、布袴舊例上下著之云々、と見えたるものと異にして、一具せる服装をいへるものなることは、布袴の時とある文勢に據りて推知せらるればなり、然して圓融天皇の頃に至りては、其の袴は布製を用ゐたるか、或は指貫を用ゐたるか、詳に知るべからずといへども、西宮記を按ずるに、其の指貫と布袴とは別に掲げたれば、自異なること明瞭にして、單に布袴といふは布製の袴なり、然れば村上冷泉圓融花山の御代の頃、布袴を以て稱する一種の服装は、位袍下製布袴(布製の袴)を具足したるものなりと知るべし、左に布袴の圖を作りて示す、

布袴裝束圖



布衣制

前條なる圓融天皇の天元五年の條に、諸衛官人烏帽子布衣今日重日也、と見えたる布衣は、訓みて「カリギヌ」といふ、狩衣に作るも亦同じ、狩獵に着用する者なるが故に然いふ也、(布衣は、元は括緒衣にてカリギヌなるを、狩獵にも用ゐるが故狩衣ともいふ、一物二名にて其の詞同じければ紛らはし、注意すべし)但地質はもと布にて作る、然るに奢儉のものは、絹繩にて作るに至るを以て、延喜正式にこれが禁制を規定せられたり、其の文にはく、裁絹繩爲獵衣袴、[○]中悉皆禁斷、[○]以上と見えたり、然れば布にて作るは遵制にして、絹繩等にて作るは違制なるなり、然れども其の着用は、便宜に隨ひこれを許して敢へ

て制限せず、庶人に至るまでこれが着用を許されたり、斯くいふ徴は、西宮記臨時八にいはいはく、布衣、太上天皇已下隨便服用、無所限^{○以上}と見えたる是なり、而して村上天皇以降花山天皇の末年に至りても、亦布衣といひ狩衣といふは一物にして、未これが區別あらず、斯くいふ故は、西宮記臨時三太上皇御幸の條に、御隨身著^{○以上}布衣、負^{○以上}狩胡籙、又其の次に、延喜五年正月三日、幸^{○以上}仁和寺云々、近衛中將已下皆著^{○以上}褐獵衣常色接腰、如^{○以上}臨時野行幸云々、^{○以上}と見えたり、又日本紀略卷八花山天皇寬和元年九月十九日の條にいはいはく、依^{○以上}宣陽殿鳴^{○以上}物忌、諸卿不^{○以上}參是日也後太上法皇、^{○以上}自^{○以上}堀河院遷^{○以上}御圓融院、公卿以下布衣朝衣相交、前驅僧十人皆著^{○以上}織物笠等、列^{○以上}此中^{○以上}と見えたり、是は圓融天皇の堀河院より圓融院に遷り給ふときのことにして、其の扈從の公卿以下の人々、或は布衣を着し或は朝服を着し、前驅の僧の織物笠等を着たるをいへるなり、而して此に布衣とあるは狩衣にして、朝衣とあるは朝服をいふなり、即公卿も亦布衣を着したるを知るべし、然るに後世の制に依れば、布衣は六位以下の着用すべきものに

して、公卿の着用すべきものにあらず、然れば當時村上天皇より花山天皇の頃は、狩衣布衣一物にして區別なきを知るべし、而してこれに具足する袴は布袴なり、然るに後世に至りては、織物製のものを狩衣といひて袴は指貫を用ゐ、無文絹のものを布衣といひて袴は布袴を用ゐ、遂に一物二種とはなれり、左に烏帽子布衣の圖を作りて示す、



諸卿官人
布衣圖

花山帝の朝
魚袋制

魚袋は、嵯峨天皇の弘仁九年三月制定せられてより以來、其形狀及制度に變異なかりしを、花山天皇以後は其形狀に變異を生じたれば、左に此とを論ずべし、

予が圓融天皇の永觀以前と、花山天皇の寬和以後とに區別して、魚袋の形狀に變異ありといふことは、正字通申集下衣部に云く、袋、^{○以上}宋雍熙、郊祀畢內出^{○以上}魚袋、賜^{○以上}近臣、由^{○以上}是文武皆佩^{○以上}魚、紫以^{○以上}金、緋以^{○以上}銀、馬永卿曰、今魚袋乃古魚符、必以^{○以上}魚者、分^{○以上}左右可^{○以上}以合^{○以上}符、唐以^{○以上}袋盛^{○以上}魚、宋以^{○以上}魚飾^{○以上}袋、^{○以上}と見えたる是なり、因りて按ずるに、圓融天皇より以前の魚袋の制は、唐制に倣はれたるもの、花山天皇より以後の魚袋の制は、宋製に從られたるものなり、雍熙元年は宋の太宗匡義の即位九年にして、我が圓融天皇の永觀二年に當る、唐以^{○以上}袋盛^{○以上}魚とは、既に示したる形狀なるべし、而して宋以^{○以上}魚飾^{○以上}袋とは、予がこれよりいはずと欲する所の形狀なり、斯くのごとく馬永卿が、唐宋に於いて其の形狀を異^{○以上}にせるを認めれば、予も亦これに據りて、圓融天皇以前と花山天皇以後とに區別を設け、以て其の形狀に變異ありといふことを知らしむるなり、

魚袋形狀變革

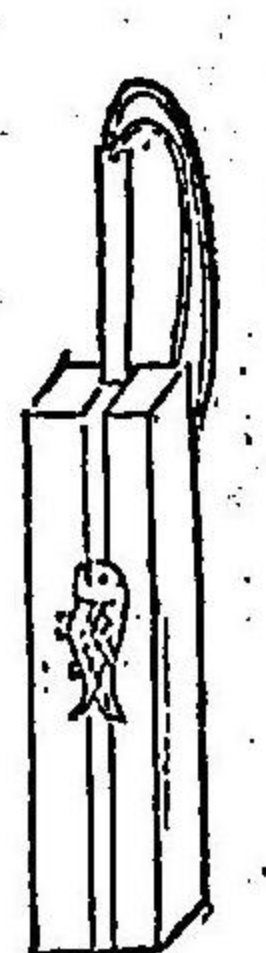
然して花山天皇以後の魚袋の形狀は如何にといふに、長方形の箱を鮫の皮を以て飾り、前面に魚形六尾

後面に魚形一尾を附屬し、上部には腰帶より垂下する爲に、組緒を施したる者也、左に其圖を示す、

魚袋前面(裝束圖式所載)



同上後面



によりてかはり侍也^{○以上}とありて、左右は人に由りてかはるとあれば、一定せざるがごとしといへども、花山天皇以來の魚袋は、十が九は右に下げしものと推定すべし、斯く推定する故は、江家次第卷一内辨細記の條にいはいはく、魚袋付^{○以上}右第二石^{○以上}と見えたるなどに據りて推定するものなり、

一條三條兩帝の朝
冠制

透額冠、厚額冠 一條天皇の朝に、閑院左大將藤原朝光好みて容儀を華麗にす、就^{○以上}中透額^{○以上}といふ冠を作りて、從來の冠と併用するに至れり、斯くいふ徴は、

東齋隨筆人事類の條にいはいく、忠義公の御子閑院大將朝光とは申は、いみじかりし御世のまほえにて、まじらひの程、事のほかにさらを好たまひて、平胡籙の水精のはず、冠のすき額も、此殿のちもひより給へるなり、なにがしの行幸につかうまつりたまへりしに、此胡籙負給へりしかば、朝日の光にかゞやきあひて、さる目出度事やは有し、今は目なれば珍らしからず、人もちもひて侍り、上文と見えたる是なり、(此のことは大鏡にも見えなれども、冠のことは脱落せば東齋隨筆を以て證す)因りて按ずるに、此にいへる透額は、冠の甲の全面を羅にて作り、これに漆を施したるものなり、然れば頭髮のよく透きて見ゆるからに、これを透額といふなり、當時の透額は、其の制後世の透額とは少し異なり、後世の透額のことをいはい、滋草拾露冠の部に、野宮内府公の觀應元年正月十六日の記を引きていはいく、冠透額、半透額云々、冠師説也、額の方半ばかり透也、是常事也、上文と見えたり、是の額の方半ばかり透なりとあるは、即半透額のことにして、額に半月形ある冠をいへり、然して透額のこととは別に記したらねば、甲の皆透くものなることは勿論

なり、後世には此のごとく甲の皆透くと、半分透くと透額二様になれり、
 古代の冠制を按ずるに、大寶令延喜式の制共に五位以上は羅にて作り、(羅は綾羅)六位以下は縵にて作る、(縵は絹)然るに後世に至りては、六位も藏人になれば綾羅を用ゐること、なれり、(綾羅は有文の羅)斯くいふ徴は、西宮記臨時八冠の條にいはいく、五位已上、(殿上の五位)六位藏人、及新冠者、(普通の五位)皆用綾冠、更衣時並暑月著白下製、著无文冠、近代五位已上雖更衣用綾、上文と見えたる是なり、是は何時の頃の制なるにか詳ならねども、恐らくは朱雀村上兩帝の御代の頃よりの制なるべし、然ればこそ一條天皇の朝に、朝光朝臣は更に羅にて作りてこれを透額といひしなりけれ、
 因にいふ、透額は冠の甲の全面を、羅にて作りたるものなることは、野宮内府公の記に據りて推知せられたり、又新野問答を按ずるに、其の冠の條にいはいく、故實清譚曰、自元服至十六歲、用透額之冠、冠の額を半月形に掘透て、裏面は羅を懸通したるものに候、愚按、此説不甘、半月形は傍抄

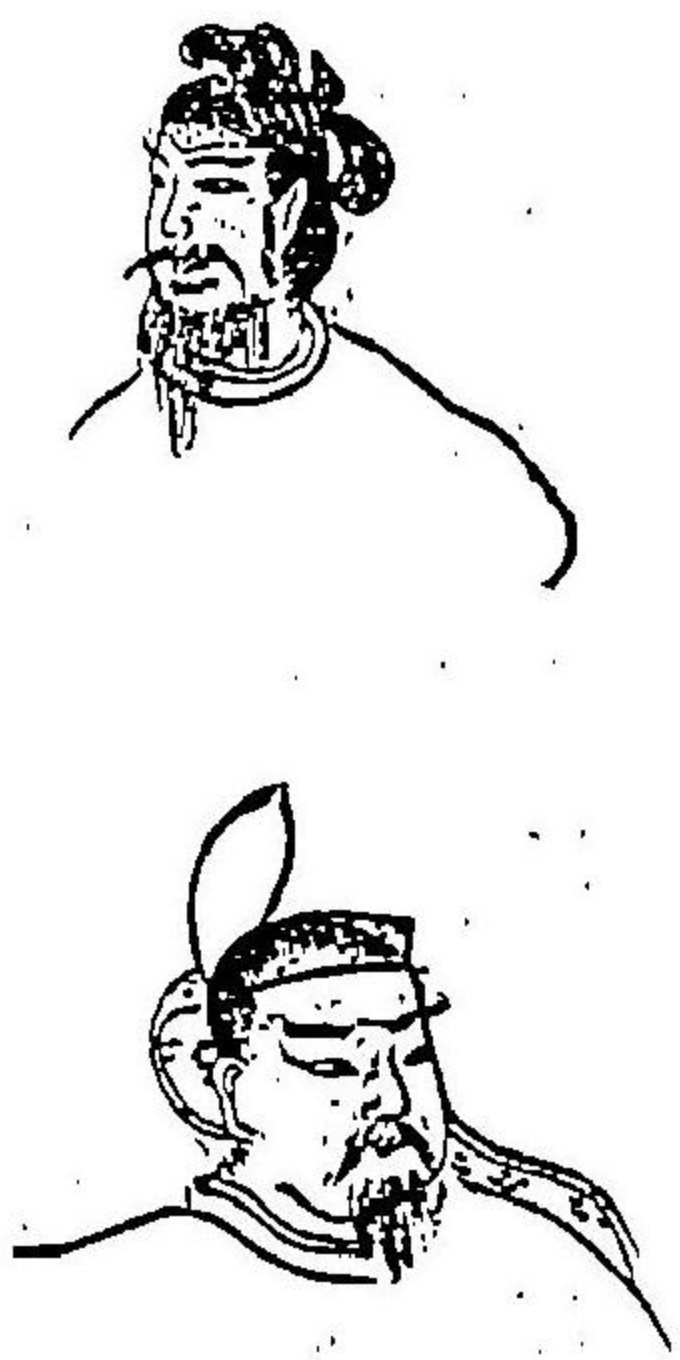
所載之半額也、或半透額、貞和六年元正月十六日、野宮内府公公記曰、冠透額、半透額云々、冠師説也、額の方半ばかり透也、是常事也、故御厨子所預前備前守宗恒朝臣令申聞候は、ふるさ業平の像を見申候に、冠の額一面に羅にて張たる體を書候き、これ眞實の透額に候と申候き、此説尤に存候、半月形を半額と申候時は、額一面に羅にて張たるは、透額勿論に候、上文と見えたり、定基卿の説従ふべし、然れども宗恒朝臣の説に、業平朝臣の像の冠を直に撥りて透額なりといはれしは、言ひ足らざる所あり、因りて左にこれを補ふべし、宗恒朝臣の所謂ふるさ業平の像とは、如何なる像をいはれしにか知り難しといへども、按ずるに、大和國不退寺の什物なる像にはあらざるか、此の像は畫工便覽、和州舊跡幽考等に自筆のよしをいへれど、愚考には後世のものなるべし、然れども其の冠は所謂透額なることは、宗恒朝臣のいはれしがごとし、而して此の像は業平朝臣の自筆にあらず、
 透額の冠は、一條天皇以後なるは勿論なれど、延喜以前の冠も、亦綾羅にて作れるは額は透きたり、

透額は、冠の甲を羅にて作るものなることは、上件に述ぶるがごとし、然して令式の制も、亦五位以上は羅にて作り、ば、透額は既に其の以前になきにあらず、然れども透額といふ名稱は、一條天皇以前にあることなし、然して其の透額の冠の巾子は、放巾子ハナチコなり、古代の漆紗冠は放巾子にあらず、巾子も甲も一つ紗にて造りたるものなり、是透額の冠の新古異なる所なり、然して又其の冠の巾子は、以前より少し高くなりたり、斯くいふ徴は、政事要畧卷六十七に載する所の、長保三年閏十二月の太政官符にいはいく、巾子之高復舊可減者、上文とありて、其の高さを減じたるにて知らる、是を以て觀れば、透額を作られたる當時の巾子は、高かりしこと知られたり、
 左に古代の漆紗冠と、不退寺藏業平朝臣の像の冠、及寂蓮の筆と傳ふる阿字義傳の冠の圖とを掲げて、其の透額のさまを示す、
 一條天皇のとき、透額出て来て厚額と並び用ゐたれど、用ゐやうの定はあらざりしなり、斯くいふ故は、續世繼物語卷六むめの木のものとの巻にいはいく、藏人頭公になり給へりしおとうとにおはせし公行の、辨

はじめてなりて、厚額のかぶりになし給ければ、我

聖德太子像の漆紗冠

業平朝臣像の冠(不退寺所藏)



もいまは厚額にせむとして、同じやうにしてうちに参り給へるに、成通宰相の中將にはじめてなりて、しばしは透額のかぶりにとやまほしけむ、うちに参て頭中將の冠をみたまひて、額に扇さしかくしてまかりいて給て、やがて厚額になりてまはしける、上と見えたるに據るなり、按ずるに、藏人頭公教は始透額を着せしを、其の弟公行の厚額を着するを見て、己も亦厚額を着用して参内したり、然るに宰相成通が中將となりたるに、透額を着して参内しけるに、公教の厚額を着せるを見て、退朝の後是も亦厚額を着せしなり、斯くのごとく後白河院の頃にてすら、其の定のあらざりしかば、其の透額厚額いづれを着しても、

違例にはあらざるとにてありしなり、況や透額の始

阿字義傳の冠



に、更に透額を作りて二種併用するに至れり、當時は一般の風俗も華美に趨きたることは、此の後

衣服製作制

長保元年七月、長保二年六月、及長保三年閏十二月の禁制の出でたるに據りて知られたり、政事要略卷六十七太政官符雜事十一箇條の中にいはく、衣服之制、明在神護景雲四年格、天曆元年符、而年紀推移人心、不論、公私、以紅紫爲褻服、繇是十家之産、盡於一禁之淨華、數年之貯、糜於半日之眩耀、富者雖品賤、僭上蜂蟬之羽、飾貧者雖位貴、僭下狐貉之裘、兼加之城中好褻服、四方治定帛、城中好褻袴、四方自准細、就中諸衛舍人諸司、并院宮家雜色以下人、不可著細美之布者也、下民朱恩好著白越、如此之漸爲俗之弊、同宣奉勅、美服過差一切禁斷、但袖潤一尺八寸已下、袴廣不及三幅、不可必制止、長保元年七月廿七日、上と見えたり、是に由りて之を觀れば、當時衣服は華美なるものを着用するのみならず、行々の寛大なるものを着用するに至れり、而して此のごとく弊風は、聽すべきにあらねば、茲にこれを禁ぜられしなり、然れども人々此の制に従はず、又禁制の文中袴の廣さは一定の寸尺を示さざるを以て、翌長保二年六月に至り、再其の據る所を示されたり、同書同卷

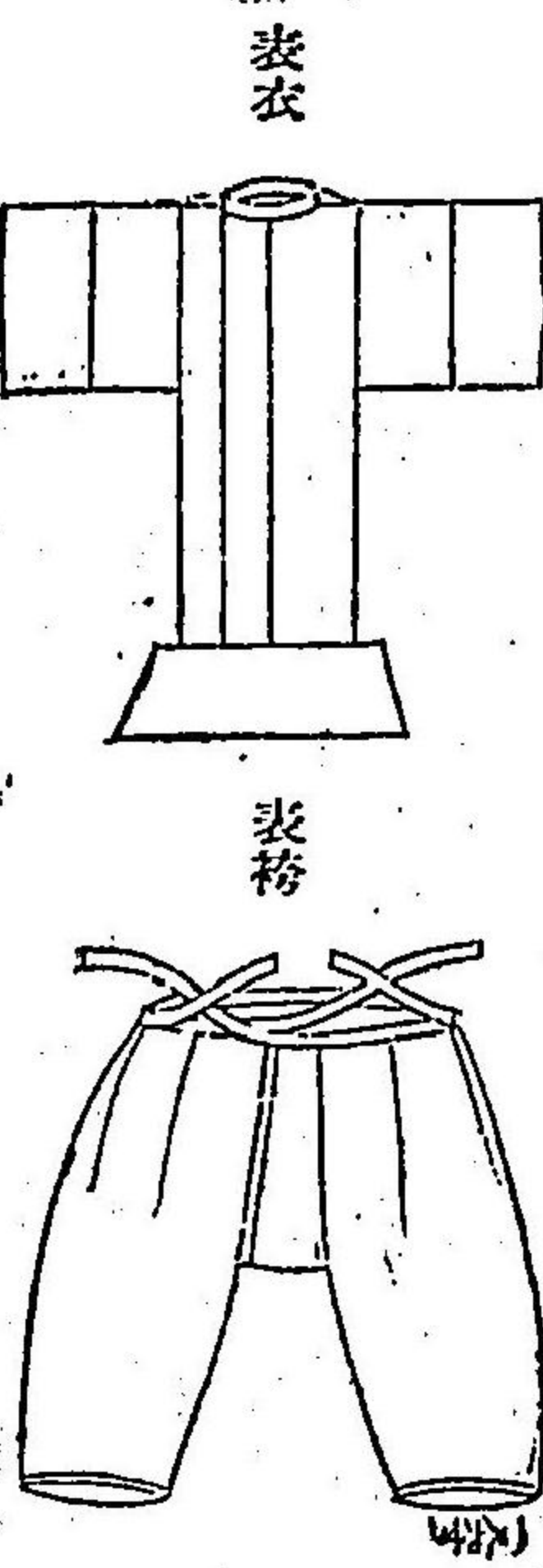
右辨官檢非違使に下す雜事三箇條の中にいはく、衣服之制、明在神護景雲四年格、天曆元年符、而年紀推移人心、不論、公私、以紅紫爲褻服、就中諸衛舍人諸司、并院宮家雜色以下人等、不可著細美之布者也、下民朱恩好著白越、如此之漸爲俗之弊、同宣奉勅、美服過差一切禁斷、但袖潤一尺八寸已下、袴廣不及三幅、不可必制者、謹按前規、紅紫之服提防自存、提防自存とは、河川の堤防ありて流水の氾濫するを防ぐがごとく、紅紫の服に就きても亦禁制ありて、妄に服用すべからざる規定のあるをいふ、下句の更有何費とあるまでは、即此の禁制の範圍の解釋なり、鶴中袴直袍、直袍は直衣下襲之類、或是用紅或亦用紫、誠雖禁其深染、未嘗制其淺色、年載之間行來尚矣、今忽停止頗不穩便、美服過差之外、尋常通用之色仍舊被聽、更有何費、又只裁袖潤、不製袴廣、稱不及三幅、已似無一定、慥立限極在、法亂行者、同宣奉勅、紅紫之服依舊行之、又袴廣亂行之處、中有疑殆之由、仍以二尺可爲其限者、以

六月五日、左大史多米朝臣國平奉^上文^〇と見えたる是なり、(長保三年の符は次條に掲ぐ)按ずるに、紅色紫色の深染を着用すべからざるは、屢、前條に述べたるがごとし、而して其の淺染は禁制の法文なしといへども、亦着用すべからざるものなりしに、此の長保二年の官符に、未^レ會制^ニ其淺色[、]年載之間行來尙矣、今忽停止頗不^レ穩便、美服過差之外、尋常通用之色仍舊被^レ聽、更有^ニ何費[、]といへれば、此の二年よりは公然と聽されたるなり、(長保の當時に至りては、紅紫の淺色の衣服は、其の實は禁ずること能はざるに至れるなり)而して此淺紅色淺紫色を用ゐる衣服の類は、鶴中袴直衣下襲等なり、又袴の廣さは長保元年の官符にて、二幅に及ばざるものは制限せず、人々の適宜に任ずることを聽せるなり、たとへば二幅或は二幅半、或は三幅に近きほどを各の意に任せたるなり、而して是一定の寸法にあらざるを以て、長保二年の官符にこれを二尺とせられたり、然れば此のときの衣服は、制に違へば袖口一尺八寸以下、袴の濶さ二尺なり、然るに此の衣服の行丈の制は、所謂衣小裳大にして、往時の制に異なれば、翌長保三年閏十二月、更に

其の改制を出されたり、斯くいふ徴は、政事要略卷六十七太政官符雜事五个條の中にいはく、應^レ衣袖并袴廣、同以^ニ一尺六寸^ニ爲^レ限事、右得^レ檢非違使去十二月廿九日奏狀[、]備^レ寶龜二年格云、其袍袖口濶、五位已上一尺爲^レ限、六位已下八寸、女亦准^レ此、彈正式云、衣袖口濶無^レ間[、]高下[、]同作^ニ一尺二寸已下[、]其腋濶者一尺四寸、其表衣長纒著^レ地、彈例云、衣之體制准^レ袖裁縫、其表衣長令^レ見^レ袴襦[、]不得^レ著^レ地、齊衡三年二月廿六日宣旨云、衣袖口濶一尺二寸已下、表衣長纒著^レ地、又衣缺腋者、自^レ膝而上五寸爲^レ限、袴口濶又同^ニ袖口[、]長保元年七月廿七日官符云、袖濶一尺八寸已下、同二年六月五日宣旨云、袴廣以^ニ二尺^ニ爲^レ其限[、]者、齊衡以往袖濶一尺已下、衣長纒著^レ地、長保以來袖濶一尺八寸、袴廣及^ニ二尺[、]似^レ過^ニ其大[、]還增^ニ其限[、]彼狹少之時人民習而不^レ從、况寬大之今衆庶乖而難^レ行、夫法有^ニ弛張[、]政貴^ニ儉約[、]衣袴一色何以如此乎、伏檢^ニ唐朝例[、]訪^ニ天文学家[、]服^ニ衣小裳大[、]謗^ニ無^レ故高冠[、]仍往代之制袴濶同^ニ袖歟[、]縱從^ニ民心[、]不可^レ踰^レ矩[、]其袖濶一尺六寸、袴廣同亦准^レ此、又巾子之高復^レ舊可^レ減者、左大臣宣[、]奉^レ勅[、]袖袴之濶既存^ニ儉約[、]宜^ニ以^ニ一尺六寸^ニ

爲^ニ其限[、]者、以前條事[、]所^レ仰如^レ件[、]使宜^ニ承知[、]依^ニ宣行之[、]符到奉行、參議從三位行左大辨兼勘解由長官藤原朝臣忠輔從五位下左大史小槻宿禰[、]上^文と見えたり、即前制の袖口一尺八寸、袴の口濶さ二尺といふを改めて、袖口の濶さと袴の口の濶さを、同じく一尺六寸とせられたるなり、然れども其の表衣の長さは、纒に地に着くを限とすること前制に異ならず、此のごとく定められたる表衣の袖口の廣さ、袴の口の廣さを寶龜の制に較ぶれば殆^ニ二倍^ニに至れり、以て其の沿革を見るべし、

は、政事要略卷六十七にいはく、寛弘二年三月八日、大原野社有^ニ中宮行啓[、]卿相侍臣多以供奉、爰藏人兵部少丞藤原定佐、著^ニ款冬色織物[、]下襲[、]于^レ時檢非違使別當^齊仰^ニ佐以下官人^ニ云[、]件下襲可^レ糺乎、擲^レ身可^レ申^ニ事由[、]者、或云被^レ聽^ニ禁色^之輩[、]可^レ著^ニ何色之服[、]哉、按^レ之[、]下襲之色載在^ニ令條[、]皆隨^ニ袍色[、]各可^レ著用[、]也、僭上服用是著^ニ禁色^{也、}依^レ蒙^ニ綸綉[、]誠雖^レ聽^ニ彼禁制^之色[、]相^ニ乖^ニ時世[、]何輒著^ニ雜裁成^之衣[、]偏好^ニ僭上[、]似^レ異^ニ天下[、]就^ニ中至^ニ于織物之類[、]雖有^レ用^レ袴[、]未^レ用^ニ下襲[、]今恣著用可^レ謂^ニ過差[、]夫過差者法之所^レ制[、]不可^レ不^レ彈[、]召仰之旨不^レ違^ニ法意[、]職縱^ニ藏人[、]〇定^ニ身已六位也[、]立從^ニ破却[、]可^レ無^ニ其憚[、]但村上御代、供^ニ養雲林院御塔^{之日、}藤原雅材爲^ニ藏人[、]以^レ綾染^ニ款冬花葉[、]重^ニ著^ニ下襲[、]表黃紫款冬[、]紫款冬[、]其時檢非



織物下襲制
一條天皇の寛弘二年、中宮大原野行啓のときに、織物の下襲を用ゐるものこそ出て來にけれ、斯くいふ徴

違使只有見答、雖不糺彈一事及天聽、無所被仰、○日之緩事歟、仰云、雅材花葉重不、必著宜哉者、云々、如此之事可有用意、縱雖屬目不可形言、近來諸人鬱、控此事、仍聊述當時之可否、示前事之不忘而已、○以上と見えたる是なり、按ずるに、此の寛弘二年の中宮行啓の供奉に、藏人定佐が織物の下襲を着用したるを、法に問はむとせしを見るに、織物の類は袴に用ゐることありといへども、未下襲に用ゐることなかりし證なり、然れば下襲に織物を用ゐるは、違式のことにはあれども、此のとき迄始にはありける、（村上天皇の御時、山吹重の下襲は藤原雅材が藏人にて着用せしことは、本文の中に見えたり）檢非違使是に於いて、織物の下襲を過差なりとし、終に法に據りて破却せむとせしことは、此の文にて明瞭なり、當時の人心華奢に趨くは、制あるを忘れて美服を着せしこと此のごとし、

指貫制

一條天皇の頃の指貫の制を述べし、指貫は奴袴ともいひて、堂上地下並に着用するものなれど、禁色を聽されたる人は有文、禁色聽されざるは無文なり、

一條天皇の長保二年五月、是より先、五位以上及昇殿六位以上の指貫を着用するを得ることは、既に前條に述べたり、然るを長保の當時に至りては、昇殿を聽されざる六位、及其より以下の人々も、亦これを着用せしものごとし、但六位以下の着用せしは、無文の絹袴にてありしならむ、斯くいふ徴は、權記長保二年五月八日の條にいはいはく、右衛門督藤原朝臣來訪申云、○中其次亦中、中宮侍人著絹袴、由、以女房說、○天聽之由、孝標有申云々、此事承驚、○若誰人所上奏哉、早令、○中其大概、令召進者、此以所甚多不能注、依之參内之間、聞院御惱殊重之由、仍與經房成信兩中將參院、次參内、令孝標傳奏、左大臣○仰云、絹袴之事無聞、如何事哉者、仍復詰彼殿、○此旨歸宅、○以上と見えたる是なり、按ずるに、文中不明の處ありて詳には知り難しといへども、其の大概をいはいはく、中宮侍人の絹袴を着したるを違制なりといふなり、以て當時六位以下の絹袴を着せしを見るべし、其の絹袴とあるは、無文の指貫をいへるなり、○仰指貫の、五位以上及昇殿六位以上の着用するを得ることなれりしは、文德天皇の頃よりなること

は、既に西宮記を引きていへりしがごとし、然れども成文法やなかりけむ、其の制限詳ならず、然るに圓融天皇の天延三年三月に至り、太政官符を以て、五位以上及昇殿六位以上の、これを着用するを切勘する、ことなからしめられたり、斯くいふ徴は、政事要略卷七十大政官符、應禁制賀茂齋院禊祭日、供奉諸司諸衛官人、同社臨時祭并石清水宮臨時祭使、舞人陪從等從數多及著非色衣袴、事の條の中にいはいはく、夫政有弛張、事有廢置、權宜立法、明王舊典、以重從輕、章條通規、宜五位以上、及昇殿六位以上所著絹袴、勿必切勘者、以前條事所仰如件、○中天延三年三月一日、○以上と見えたる是なり、是に由りて之を觀れば、指貫は從來五位以上、及昇殿六位以上の着用するものといふ舊慣はあれども、其の成文法なきが故に、或は制度に違ふものとせることあるに由り、此に其の切勘すべき限にあらざることを明示せられたるなり、此のごとく其の限を立てられたれば、普通の六位以下及無位のもの、これを着用すべからざるや揭焉なり、然れば長保二年五月、中宮侍人の絹袴を着用せるを聞きて、其の僭逸なるに驚きしなり、以て一條

天皇頃の奢僭の風を見るべし、
因にいふ、當時奢僭の風は、上下並に傳播して、又邊むべからざるの勢に至れる起原、蓋にこれのみならずといへども、時の立法家たるもの、立案も亦其の一にあり、前件に引用せる政事要略卷七十年官符の中に、政有弛張、事有廢置、權宜立法、明王舊典、以重從輕、章條通規、○以上なりなどいへるは、僭逸の風を防遏するに嚴格ならざるものなれば、是後世に至りて益、違置に趨ける起因の一なりといふべし、

朝服色制

村上天皇以降より一條天皇に至るまでの、禁色雜袍及一般の服制の大略は、以上述べたるがごとし、しかして此の間に於ける、朝服の色の制は如何にといふに、冷泉天皇に至るまでは、大凡延喜の制に異ならず、然るに圓融天皇の頃よりは、當色の制も亦禁色と共に違置を生じ、上下の區別を亂して上階の色を犯すこと出で來たり、斯くいふ徴は、裝束拾遺抄に引く所の胡曹抄に載せたる小右記にいはいはく、正曆三年九月一日、明順真人叙四位、○左袍、以三位袍、○送四位

如何、然而遺之、其報云、近代三四位袍其色一同、又最初著用如、此之衣云々、仍所驚示也、爲奇不^少〇^{以上}と見え、又同書寛弘三年の記にいはいはく、叙四位者近代著三位以上袍、極奇事也、〇^{以上}と見えたり、此の文中に近代とあるは、其の時代詳ならずといへども、圓融天皇花山天皇の頃よりは、三位の袍と四位の袍と其の色區別なくして、四位も三位の當色の紫を用ゐることありしならむ、然るに一條天皇の寛弘の頃に至りては、四位も三位の袍を用ゐるを常のこととせしことは、同書寛弘三年の記を見て知らる、此のごとく違違は益甚しくなれりといへども、當時敢へて當色を犯してよろしとはあらねば、文に極めて奇事なりといへり、蓋前條に述べたるがごとく、當時の風俗上下擧りて奢侈に趨きたれば、嚴にこれを禁遏せむことは能はざりしに由るならむ、

上件に述ぶる所の、三位四位の袍の色の一同なりといふは、共に紫を着用せしをいふなり、因りて延喜の制を按ずるに、一位及大臣二位は深紫、二位及三位は中紫、四位は深緋なれども、此の深紫中紫深緋の制を犯して、當時は其色を一にして、共に紫を着用するに

至れることは、前件に載する所の小右記の文を玩味すれば、明瞭に知らるゝなり、然して其の紫は延喜式に定められたる紫にあらず、白櫛^{シカカ}の葉の汁を以て下地を染めたるなれば、黒みを帯べる紫なり、枕草子卷二を按ずるに、木はといへる條にいはいはく、しらかしなどといふもの、ましてみ山木の中にもいとけどほくて、三位二位のうへのきぬをむるをりばかりぞ、葉をだに人の見るめる^{〇以上}と見えたり、以て當時の紫は延喜の制に同じからざるを知るべし、

因にいふ、大和本草卷十二櫛の條にいはいはく、白櫛は木色白く、本の性ねばくしてつよし、鎗の柄に用ゆ、其外器の柄によし、最良材なり葉細なり、實の味赤がしにまざる^{〇中}、白かしの實は甘く味まざる、赤がしの實はしぶし、味あどる、材質とも白かしよし^{〇以上}と見えたり、

四位五位位色戒飭

三條天皇の長和五年三月二十日、四位五位の位色の違違を正すべき命あり、斯くいふ徵は、小右記長和五年三月二十日の條にいはいはく、晚頭資平來云、四位五位位色更衣後、可正其色之由攝政命云々、^{〇以上}と見え

たる是なり、按ずるに、圓融天皇の頃より以來、三位四位の位色の下に違違になりしは、時勢の趨く所に於て、法律のこれを禁遏する能はざりしことは、既に前件に述べたるがごとし、然して三條天皇の長和年中に至りては、五位も亦其の當色淺緋の制を犯して、四位の當色深緋の色の衣を着用するに至れり、是を以て長和五年三月、攝政の命を以て、更衣の後は法に従りて其違違を正すべきよしをいへり、此のごとく其の非を戒めむとせしかども、亦終に其の効を收むること能はざりき、

無品親王無位公卿子孫服色制

無品親王の服色の紫なること、無位孫王の淺緋なること、無位諸王の纁なることは、延喜禪正式に定められたる所のものなり、然るに其の後に至りては黄衣を用ゐるなりけり、斯くいふ徵は、西宮記臨時八に云く、黄衣、無品親王孫王、綾、源氏及良家子孫弱冠者著之、公卿子孫候殿上無官時用黄衣、^{〇以上}と見えたる是也、これは何時の頃より此の如くになりたるにか詳ならねども、大凡村上天皇の初年なるべし、黄衣は無位の人の着するものなることは、大寶令以

來の制なりしに、村上天皇の頃よりは、無品親王諸王源氏、及良家の子孫の弱冠のものは黄衣を着し、又公卿の子孫の無官にして殿上に候するときは、黄衣を着することなれりしことは、前に引ける西宮記の文に據りて明瞭なり、然して三條天皇の初年に至りては、此の黄衣を淺黄とも書けるより、後世に至りて黄衣に黄色の薄きもの、及綠色青色等の疑問こそ起りけれ、斯くいふ徵は、台記保延五年十二月廿七日の條にいはいはく、雅仁親王^{十三}皇子於待賢門御所御元服、此間諸卿等相談云、無品親王著黄衣、或云謂之淺黄、專不分明、宗能卿云、是黄色之薄也、予云、或記云親王著黄衣、^{其淺黄也、世稱之黄衣、}以之推之、猶淺黄色也、^{指其宗能卿云、淺黄者是心喪色也、豈可用哉、}余人更不^{口入}予心中雖存無^{其謂之由、不}出^{口外}、歸亭之後湖^{日記}、長和二年三月廿三日行成卿記云、新冠兩王著黄衣、^{其淺黄也、世稱之黄衣、}寛治元年六月二日御曆曰、著綠表衣^給、云々^{〇中}改著御裝束、^{御裝束、無淺黄也、世稱之}黄衣、^{〇以上}と見えたり、即行成卿記の長和二年三月廿三日の文ぞ、黄衣を淺黄と書きたる始にはありける、是を以て保延五年に至りて、一は薄黄なりとい

ひ、一は「アサギ」(或説は綠色なれども、台記は猶アサギの説を取れり)也といひて、實例を引きてこれを説けり、蓋此のごとく解釋の異なるものは、舊記の其の染色を明示せざるの失ありといへども、亦當時の流俗遂に制度を紊亂したるの罪なり、又滋草拾遺袍部に或記を引きていはく、保延六年幡屋機爲令申候也、抑淺黃薄黃色候歟、若所見哉歟如何、有興事候也、今宮御元服御袍色、舊記淺黃と候也、而或書云、淺黃は薄き黄なりと注候也、仍例の淺黃は無、便候、又淺黃と黄と注申候也、雖辨申候、全議及數度、遂例淺黃能成候也、今幡色淺黃薄き黄なりと申候、有興獨也、以上と見えたり、抑延喜縫殿式を按ずるに、黄衣は深黄と淺黄との二種あり、各对安草と灰とを以て染むるものなり、而して、西宮記に見えたる黄衣は、深黄なるか淺黄なるかをいはずれば、其のいづれなるにか知るべからざるがごとしといへども、思縫殿式に見えたる淺黄なるべし、然らば西宮記に見えたる以來、三條天皇に至る頃の黄衣は、延喜縫殿式に見えたるアサギ色なるべし、而して是より後に至りて更に其の疑問を發して此のことを研究したること

あり、其は後條に至りていふべし、左に村上天皇より三條天皇に至るまでの、服色の改正及諸臣服色の遷濫せるさまを表示すべし、
皇太子……衣……黄丹

| | | | | | |
|------|------|--------|-------|-------|-------|
| 親 | | 王 | | 諸 | |
| 一 品 | 二 品 | 一 位 | 正 一 位 | 正 一 位 | 正 一 位 |
| 衣…紫 | 衣…紫 | 無品…衣…黄 | 從 一 位 | 從 一 位 | 從 一 位 |
| 二 品 | 三 品 | 無品…紫 | 正 二 位 | 正 二 位 | 正 二 位 |
| 深紫 | 深紫 | 無品…紫 | 從 二 位 | 從 二 位 | 從 二 位 |
| 四 品 | 四 品 | 無品…紫 | 正 三 位 | 正 三 位 | 正 三 位 |
| 無品…紫 | 無品…紫 | 無品…紫 | 從 三 位 | 從 三 位 | 從 三 位 |
| 無品…紫 | 無品…紫 | 無品…紫 | 正 四 位 | 正 四 位 | 正 四 位 |
| 無品…紫 | 無品…紫 | 無品…紫 | 從 四 位 | 從 四 位 | 從 四 位 |
| 無品…紫 | 無品…紫 | 無品…紫 | 正 五 位 | 正 五 位 | 正 五 位 |
| 無品…紫 | 無品…紫 | 無品…紫 | 從 五 位 | 從 五 位 | 從 五 位 |

| | | | |
|---|------|-----|-------|
| 王 | 正六位上 | 衣…纁 | 六位…纁 |
| | 無位孫王 | 衣…黄 | 孫王…淺緋 |
| | 無位諸王 | | 諸王…纁 |
| | 正一位 | 衣…紫 | 一位…深紫 |
| | 從一位 | 衣…紫 | 二位…中紫 |
| | 正二位 | 衣…紫 | 三位…中紫 |
| | 從二位 | 衣…紫 | 四位…深緋 |
| | 正三位 | 衣…紫 | 五位…淺緋 |
| | 從三位 | 衣…紫 | 六位…深綠 |
| | 正四位上 | 衣…紫 | 七位…深綠 |
| | 從四位上 | 衣…紫 | 八位…深縹 |

| | | | |
|---|------|-----|-------|
| 諸 | 正六位上 | 衣…纁 | 六位…纁 |
| | 無位孫王 | 衣…黄 | 孫王…淺緋 |
| | 無位諸王 | | 諸王…纁 |
| | 正一位 | 衣…紫 | 一位…深紫 |
| | 從一位 | 衣…紫 | 二位…中紫 |
| | 正二位 | 衣…紫 | 三位…中紫 |
| | 從二位 | 衣…紫 | 四位…深緋 |
| | 正三位 | 衣…紫 | 五位…淺緋 |
| | 從三位 | 衣…紫 | 六位…深綠 |
| | 正四位上 | 衣…紫 | 七位…深綠 |
| | 從四位上 | 衣…紫 | 八位…深縹 |

| | | | |
|---|------|------|-------|
| 臣 | 大初位上 | 衣…深縹 | 初位…深縹 |
| | 少初位下 | 衣…黄 | 無位…黄 |
| | 無位 | 衣…黄 | 無位…黄 |

右に掲ぐる皇太子の服色黄丹は、衣服令以來の制にして、嵯峨天皇の弘仁十一年二月に、天皇皇后皇太子の禮節、及朝會の服制定定の時の制も、亦此の如くにして、爾來變更する所なし、無品親王無位孫王無位諸王の黄衣は、村上天皇より以來の制ならむ、
後一條帝以降鳥羽帝の朝
官人水干制
後一條天皇の長和五年五月一日、(五年二月七日天皇即位)木上天皇の御修法のため、天台山に登り給ふと、扈從の公卿以下の官人は、布衣並に水干を着用せり、非常のことに依りて、布衣を着せしことあるは、既に前條に述べたるがごとし、但水干といふもの、史冊に見えたるは、此の御幸のときを始にはあらむ、斯くの徴は、日本紀略卷十三後一條天皇の長和五年五月一日の條にいほく、今日木上天皇登天台山、依御印病也、七箇日可被修七壇御修法也、公卿以下著布衣並水干裝束、以上と見えたる是なり、

其の製作のごときは、左に異疾草紙に載する所の、水干を着用せる圖を掲げて示す、



水干圖
(異疾草紙所載)

因にいふ、大日本史禮樂志八にいはいはく、水干、按日本紀略、水干始見後一條帝長和五年、一條以後服制頗變則、水干蓋起于此也、^{○以上文と見え、}又水干製如獵衣、唯領襟少異焉、用紗或平絹製之、其色不_レ一定、大抵用白、或有用紫者、其用藥同_レ直垂^{○以上文と見えたり、}以て對照すべし、

朝服色制變更

村上天皇以降、三條天皇に至るまでの朝服の色の制は、前條に述べたるがごとく、一位より四位までは紫、五位は深緋、六位七位は深緑、八位初位は深縹、無位は淺黄なり、是は改制せられたるにはあらねども、因襲して遂に此のごとくなれるなり、然ありて後、後一條後朱雀後冷泉後三條白河堀河の御代々々を経

て、鳥羽天皇の御代に至りては、從來の服制大に變じて其の面目改まれり、蓋是のときに至りて、衣服の風儀の改まりしことは、鳥羽天皇の服飾を好まれたるのみにあらず、内大臣源有仁公は有職のことに明にして、容儀を好まれしを以て、裁縫に注意して新様の製出て來たるなりけり、斯くいふ徴は、續世繼物語卷八花のあるじの卷にいはいはく、この大將殿^{○源有仁}は、ことのほかにえもむをぞこのみ給て、うへのきぬなどの長さ短さなどのほどなど、こまかにしたため給て、その道にすぐれたまへりける、おほかた昔はかやらのこともしらて、指貫もなかふみて、烏帽子もこはくぬることもなかりけるなるべし、此頃こそさびえぼうしきらめきえぼうしなど、折々かはりて侍るめれ、白川院は御装束まゐる人など、おのづからひきつくるひなどしまゐらせければ、さいなみ給けるとさき侍し、いかにかはりたるよにかあらむ、(白河天皇は、いまだ御装束の着用に注意し給はざりしを見るべし)とばの院、この花園のおと^{○源有仁}おほかたも御見めとりどりに、姿もえもいはずおはしますうへに、こまかにさたせさせて、(衣服の裁縫の方法を指圖し給ひし

なり)世のさがになりて、肩あて腰あて、烏帽子とめ、冠とめなどせぬ人もなし、又せてもかなふべきやうもなし、冠烏帽子のしりは、くもをうがちたれば、さらずばちぢぬべきなるべし、時にしたがへばにや、此の世にみるには、袖のかゝり、袴のさはなど繕ひたてたるは、つきくしくうちとけたるは、かひなくなむみゆる^{○以上文と見えたる是なり、}以て従前に比して如何なる變化をなし、かを見るべし、本文に昔はかやうのこともしらてといへるは、衣服の裁縫のこととに就きて、袖と丈との恰好、又は丈の長さのこと、下襲の裾の長さのことなど、各自まち_レなりしを指していひ、又鳥羽天皇以來は、殿中にては指貫を括りあげて、中を踏まぬやうになりしこと、又烏帽子を硬く塗ることも出て來て、堀河天皇以前は、かやうのことほしらざりしをいふなり、然れば此の鳥羽天皇のときの衣服の風儀の變化は、従前よりは大に改まりしものにて、其の改まりしは、多くは違様なるが、遂に新様となりしものなり、以下本文に見えたるものを、順次説明して以て、其の一斑を知らしむべし、

指貫改制



同上是は口を括りたる圖なり

指貫圖(是は中を踏める圖なり)

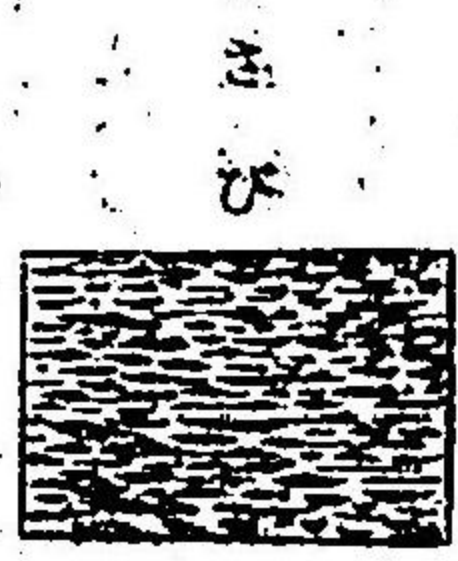
指貫は屢述べたるがごとく、其の製縛口禰より轉じ來れるものなれば、これをくくるは勿論なれども、鳥羽天皇より以前は、殿中にては紐をくくらずして、中を踏みて歩みしなり、本文に指貫もなかふみてと見えたるは、斯くいふ因據なり、以て指貫の中を踏みしを知るべし、然るに鳥羽天皇の御代に至りて、有仁公はこれを改めて、殿中にもくくることがせられたるなり、左に鳥羽天皇以前と、其の以後と殿中にて指貫を着用せし様の變りたるを、略圖して示すべし

烏帽子制附烏帽子留制

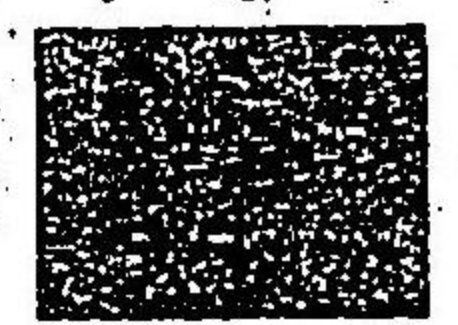
烏帽子は、村上天皇の條に述べたるがごとく、天武天皇の十三年四月に制定せられたる、圭冠の一變したるものにして、爾來其の形狀に大同小異はあれども、大體は變化なし、然るに鳥羽天皇のときに

至りては、其の製作に意匠を用ひて、漆にてこれを塗
りて固めたり、而して其の種類に、さび烏帽子きらめ
き烏帽子など出て來たり、又烏帽子の墜つるを防ぐ
爲に、烏帽子留といふもの出て來たり、上文に烏帽子
もこはくぬること、なかりけるなるべし、此ころこ
と、さび烏帽子きらめき烏帽子など、をりく、かはり
て侍るめれと見え、又烏帽子といふなど見えたるを、
予が斯くいふ因據にはある、然れば烏帽子は、從來に
比して大に變化したるを見るべし、

さび烏帽子とは、烏帽子にサビをつけて、漆もて塗り



さび



きらめき

黒色に光輝あるものなり

て堅硬ならしめたるもの也、サビとは即鍍銀なり、後
世に至りては、多くは烏帽子にサビあらざるは、なく
して、其のサビもさきまゝ出て來たり、堀河天皇より
以前の烏帽子は、紗絹等を唯漆塗したるのみなれば、
サビはなかりじなり、きらめき烏帽子は、從來の烏帽

子よりは光輝あれば「キラメキ」といふ、從來の烏帽
子は、澁或はせしめ漆にて塗りたれば光輝なきを、是
は漆を濃く厚く塗りたれば光輝あるなり、

肩當、腰當制

肩當腰當は、共に容儀を飾るものなり、これは襖の裏
より當つるものなれば、外面よりは見え、然れども
肩當をなすが爲に、肩の衣紋を誇張せしめ、腰當をな
すが爲に、腰背を誇張ならしむるものなり、

冠制、卷纒柏夾制

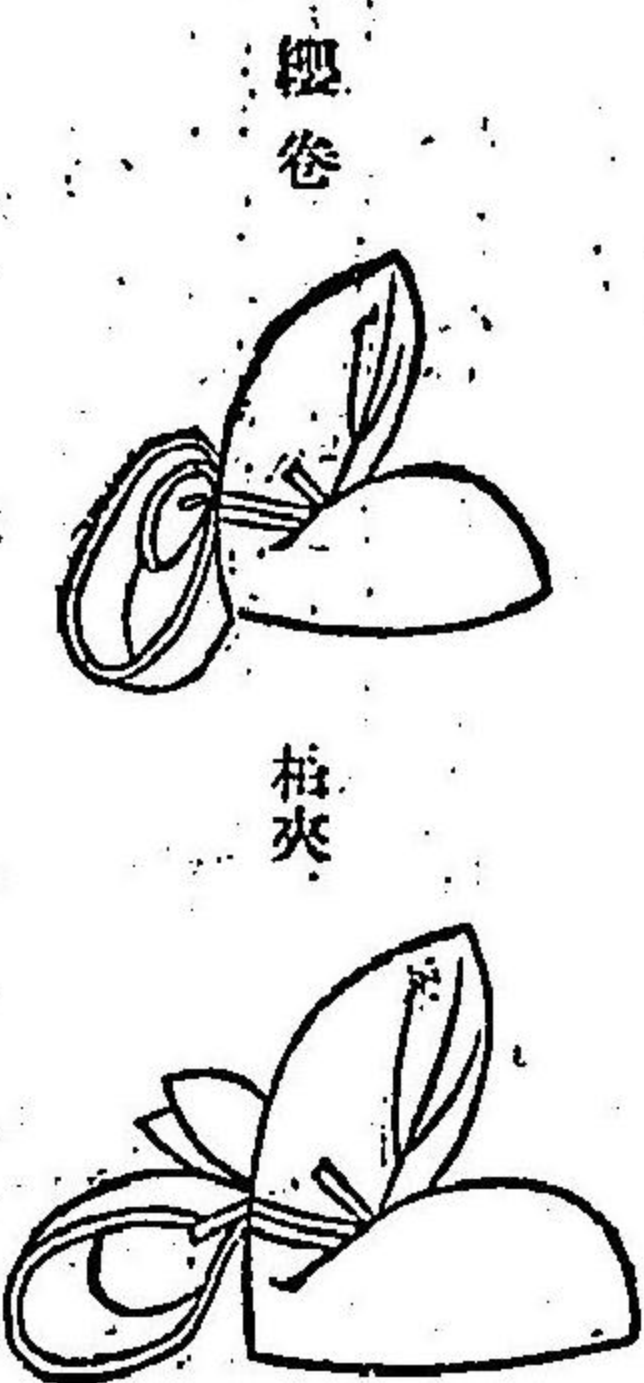
當時の冠は、一條天皇の條に述べたるごとく、厚額
薄額透額の三種にて、纒の長さは、文官武官共に同じ
といへども、武官は時に臨み事に従りて、卷纒にし、
を懸くるなり、然るに後一條天皇より、降りて後冷泉
天皇の御代に至りては、卷纒の外に柏夾カシハヤサといふこと
見えたり、これは卷纒と大略相似たるものなれば、先
哲の中にも卷纒と柏夾とは、同じものなりといへる
説あれど、それは鹿漏なるにて取り難し、然して其の
柏夾とは、如何なるものなるにかといはむに、卷纒に
用ゐる木の如く、木を削りて長さ四五寸許のものを
作りて、纒の末を巾子に取宛て、纒を外へ振りてこ

れを以て挿むなり、其の木は素木を用ゐると、黒塗の
木を用ゐるとの別あれども、あながちに拘泥すべき
にあり、又後世に至りては、竹にて造れるもあり
て、其の色は多く白を用ゐることなれり、然して此
の柏夾をするは、卷纒をすると同大畧同じくして、非常
警固のときに用ゐるなり、此の柏夾の、後冷泉天皇の
御代に見えたりといふ徴は、續世繼物語卷二なるみ
のりのしの巻にいはく、春宮三條後にははしましける
時、世のへだてをほくおはしましければ、あやうくお
ぼしけるに、檢非違使の別當にて經成といひし人、な
げしにかしはばさみにて、やなぐひ負ひて中門廊に
ゐたりける日は、いかなる事のいて來ぬぞとて、宮
のうちの女房よりはじめて、かくれさわざきけるとか
や、○以上と見えたる是なり、是に由りて之を觀れば、後
冷泉天皇より先に、してたるものなることは明瞭
なれども、其の始何天皇の御代の頃なりしか詳ならず、
此の文意を按ずるに、非常警固の爲に、柏夾を用
ゐたりといふことは能く知られたり、然れども後世
は、簡畧の儀式のときには柏夾をせざることもあり、
斯くいふ徴は、山槐記保元四年二月十一日春日祭の

條にいはく、未田出著直衣、依前略不及柏○以上と見えたる
是れなり、此のごとく儀式の簡畧なるときには、柏
夾をせざることもありて、當時其の着用の制に、一定
の式はあらざるなり、高倉天皇の承安四年三月、八幡
の臨時祭に、社頭に參向する路間の使の、柏夾を着用
すべきか、又は着用すべからざるかの議ありて、終に
着用することとなりしことあり、斯くいふ徴は、玉海
承安四年三月十九日の條にいはく、此日八幡臨時祭、
也、○中廿一日戊申、經家朝臣來、略尋臨時祭之間事、
申云、○中參向社頭之路間使、可柏夾儀否事有説
説、於衛府者無異儀、非衛府之人不可、然由、隆
季卿被訓、仍問入々之處、公卿勅使春日宇佐等之
使、雖非衛府者柏夾定事也、至于臨時祭、何不、然
哉云々、仍所柏夾也云々、○以上と見えたる是なり、按
ずるに、衛府は勿論柏夾をすれども、衛府ならざる文
官は、着用せざるを普通の儀とす、然れども春日及宇
佐の勅使は、文官にて着用するなり、是に據るとき
は、臨時祭なるが故に文官の着用すべからずといふ
は如何との理由より、此のときの使は文官(此のとき
の使は中務大輔經家朝臣)にて柏夾を着用せられた

り、此のごとく各思慮する所によりて、其の説を異にしたれば、當時にありては其の制度の一定ならざるを知すべし、

予が上件に柏夾と巻纒とは、少し異なりといふ故は、飾抄巻中には、柏夾事、削白木端、其長如巻纒木、但爲證、非常或説破、桐扇用之云々、破懸て纒末を取て巾子に引宛て、巾子のたけの程を夾む、纒の末は在外、ワナは在內、巻纒は内さまへ巻、是は外へ折懸玄隔不似也、不知之人多以巻纒爲柏夾、或裝束師云、柏夾有秘説、木を三に破懸て、纒二枚を夾て卷、不延亂云々、兼日存知如春日祭使若公卿勅使、柏夾木を塗



云々、件木黑白共、長不過一束之内云々、以上と見えたる是なり、右に其の圖を作りて示すべし、

冠留制

冠留は、烏帽子留に同じきものなり、冠の落ちざる爲

に用ゐるが故に然いふ、當時此のごとく冠留烏帽子留を用ゐることとなりしは、畢竟これを戴くさまの、從來に比して異なればなり、本文を按ずるに、かうぶり烏帽子のしりは雲をうがちたればとあり、これは冠にても烏帽子にても戴くに、後の方は前よりは高く上げて遊離せしむることなり、然れば冠帽を維持するは前頭部のみなれば、其の墜落せしむこと知るべし、其の墜落を防ぐ爲に、冠留烏帽子留を用ゐるに至れるなり、本文にせてもかなふべきやうもなしと見えたり、以て冠留烏帽子をせずばあるべからざる所以を知るべし、

其の外袖のかかりか、袴のきは袴の着等に至るまで、大に意を用ゐるに及べり、以て其の面目の改まりしを見るべし、

上件に述べたるのごとく、鳥羽天皇に至りて容儀の大に改まりしさまを見るべし、此の他男子の眉を剃り、鐵漿にて齒を染むることも、是のときより起りける、此のことは別にいふべし、

諸王臣服色制

斯くのごとく鳥羽天皇の朝に至りて、容儀大に變革

せりといへども、其の服色に至りては、猶大畧は從來の制に従れるものごとし、斯くいふ徴は、續世繼物語卷八はらゝの御子の巻にいはいはく、をこは、天皇の子この代には多く佛の道にいり給て、御元服もかたくて、うへの御衣の色なども、たづねえ侍らぬをりをも侍るとかや、位ちはしまさぬほとは、淺黄と日記に侍なるをば、あをさ色か黄なるか、なほおほつかなくて、花園のおほいどの有仁に尋ねてたてまつられけるも、をさなくておほえ給はぬ由、申たまふなどさこえし、一宮の御元服のは、黄なるをたてまつれりけるなるべし、位またえさせ給はねば、黄なる衣ぞまことにちはしますらむ、無位の人は黄袍なるべければ、小野篁が隱岐よりかへりてつくりたる詩にも、こふ君さくをあいせば我を見るべし、白きことはかうべにあり、黄なることは衣にあり、などぞさこえ侍し、神のやしろの黄狩衣なども、位なきうへのさぬの心なるべし、かやうのついでにある人の申されけるは、つるばみの衣は王の四位の色にて、たゞ人の四位と王五位とはくろあけを着、たゞ人の五位あけの衣に、うるはしくはあるべきを、いまの人心

およずけて、四位は王の衣になり、五位は四位のころも深きなるべし、檢非違使上官などはうるはしくて、なほあけを改めざるべしとぞ侍りける、と見えたる是なり、按ずるに、當時貴顯は佛法を崇信して、皇子なども多くは、元服の禮を行はずして佛門に入らせ給へば、袍を着給ふことなし、其の中には稀に元服を加へ給ふがありても、其の袍の色は無位なれば、淺黄を着し給ふことなれど、其の淺黄の色はいかなる色にかと、おほつかなげにいへることさへ出て來たるなり、此の色目のことを花園左大臣源有仁に尋ねられたれども、有仁は、實例は幼稚なりし故に知らずとのたまへり、有仁に名を得たる人すら然り、況其の他の人に於いてをや、此のごとくして大方知るものなきに至りしなるべし、又有位者の位色の制を見るに、諸王の四位は椽、諸臣の四位及諸王の五位は深緋、諸臣の五位は淺緋の制なるに、此を案して諸臣の四位は諸王四位の椽を着し、諸臣五位は四位の深緋を着す、然れども檢非違使上官等は、猶淺緋を用ゐたりとあり、これに據りて考ふれば、當時の服色は、四位以上は椽を着し、五位は深緋を着し、制に違

ふは(制に違ふとは、五位の人の淺緋を着して舊制に
 違ふをいふなり)僅に檢非違使上官(檢非違使の祿)
 のみなり、是に據りて按ずるに、從來四位以上は白樺
 葉にて下地を染めたる紫を着用せしに、此の染方を
 の改めて橡を用ゐるに至れるなり、但橡を用ゐるこ
 とは、何時の頃より始まりしか詳ならず其の色は
 深紫に擬するなり、後世に至りては、又此染方を改め
 て「フシカチ」にて染むるに至れり、是を黒袍といふ、
 委しきことは後にいふべし、又諸王五位の深緋の制
 は、從來會なき所のものなり、是亦いづれの御代より
 此のごとく改まりけむ、所見なければ知るに由なし
 といへども、按ずるに、圓融天皇より三條天皇に至る
 までの間に、諸王五位の服制には、深緋のことは見あ
 らざれば、諸王五位の深緋の制は、恐らくは後一條
 天皇以降に起れるものなるべしと考へゆるなり、是
 れに據りて諸王諸臣の服色の表を作りて、左に掲ぐ
 べし。

| 諸 | |
|-----|-----|
| 正一位 | 從一位 |
| 正二位 | 從二位 |

| 王 | | 諸 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 從二位 | 正三位 | 從二位 | 正二位 |
| 從三位 | 正四位 | 從三位 | 正三位 |
| 從四位 | 正五位 | 從四位 | 正四位 |
| 從五位 | 正六位 | 從五位 | 正五位 |
| 從六位 | 無位 | 從六位 | 正六位 |

從二位 衣... 橡深紫に代へて用ゐたり、故に歌には「こむらさき」と詠めるもあり。

從三位 衣... 深緋

從四位 衣... 緋

從五位 衣... 淺黃

從六位 衣... 淺黃

正一位 衣... 橡深紫に代へて用ゐたり、故に歌には「こむらさき」と詠めるもあり。

正二位 衣... 深緋檢非違使上官は、五位にて淺緋なり。

| 臣 | |
|-----|-----|
| 從六位 | 正七位 |
| 從七位 | 正八位 |
| 從八位 | 大初位 |
| 少初位 | 無位 |

衣... 深綠

衣... 深縹

衣... 淺黃

以上表示する所は、後一條天皇の頃より鳥羽天皇の御代までの常色の制なり、

下襲の裾の長さに就きては、從來制定せられたる法
 文なし、年序を経るまゝに漸次に長くなり來たれる
 ものなり、其の長くなり來たりしことは、天長十年の
 大嘗會御禮のときに、裾の地を曳くといふと見えたり、
 其の後吏部王記に、村上天皇の天曆元年に、兵庫
 頭忠幹が右大臣實賴の消息を傳へていへる中に、當
 時諸卿の私に定められたる裾の長さのことあり、い
 はく、親王の下襲の裾は、袍の欄より出づること一尺
 五寸、大臣は一尺、大中納言は八寸、參議は六寸と見

えたり、(李部王記の文は、前條に掲げたる延喜式の
 制なる、衣の長さのことを説ける條に掲げたれば、參
 看すべし)然るに冷泉圓融の御代に至りて、服制の漸
 次に違濫するに從ひ、下襲の裾も從來の慣例を守ら
 ずして、其の丈を長くしたり、斯くいふ徴は、枕草子
 卷七にいはいはく、いとものしりなきよげによそほし
 げに、したががさねのしりながく、所せくさぶらひ給ふ
 上と見えたる是なり、したががさねのしりは裾なり、
 文意を按ずるに、下襲の裾を長く曳くが爲に、所せば
 き様をいへるなり、かゝれば一條天皇の頃は、既に天
 曆の頃よりは、裾の丈を長くする風俗となりしを見
 るべし、然れども其の長さは、其の人の職掌に依りて
 差別あることにて、繁劇の職務に居るものは、閑職に
 居るものよりは其の丈短きなり、斯くいふ徴は、枕草
 子卷三にいはいはく、辨などをかしくよきつかさと思ひ
 たれども、したががさねのしりみじかくて、ずるじむな
 きぞいとわろき、上と見えたる是なり、是に由りて
 これを觀れば、辨官は名家及儒家などの人の任せら
 る、官にて名譽なれども、職務は陣などにありて諸
 事を奉行するを以て、繁忙なる官なり、然れば長裾に

ては事を執るに不便なるからに、裾は短かくせられ
 なるなるべし、而して後世の制定も亦此のごとくな
 るは、是等の例を遵守せらるゝものなるべし、降りて
 後三條天皇の朝に至りては、これが制限を立てられ
 て、大臣は七尺、大納言中納言は六尺、參議及散三位
 は五尺、四位及五位は四尺と定められたり、又檢非違
 使別當などは、元來短裾なれば別に制限を立てられ
 ず、斯くいふ徴は、滋草拾遺下製部に引ける玉英建武
 元年九月七日の條にいはいはく、自内府許_{藤原}尋送云、延久
 制符、公卿下製裾如何、余_{藤原}云、大臣七尺、大納言
 六尺、中納言五尺也、而後日被改之、大中納言共五
 尺也、是天曆大中納言無差別_{故也}、内府甘心、參
 議四尺也、_{以上}と見えたり、是は後醍醐天皇の建武元
 年九月、内大臣公賢公より内經公に尋ねられたる回
 答の文なり、又同書にいはいはく、建武元年九月七日宣
 旨、裾長守_{延久二年符}宜爲_爲大臣七尺、大中納言六
 尺、參議散三位五尺、四位五位四尺、但檢非違使別當
 以下、元來短裾官職者、不在_{不在}制限、藏人左衛門權佐
 範國奉、_{以上}と見えたる是なり、是は後三條天皇の延
 久二年の制を、後醍醐天皇の建武元年に復興せられ

たるものなり、因りて按ずるに、回答の中に天曆大中
 納言無差別とあるは、即上件にいへる吏部王記の
 文に、納言は八寸とあるをいふなり、是は大納言中納
 言共に八寸の定めにて、區別なかりしなり、又檢非違
 使別當以下、元來短裾官職者不在_{不在}制限と見えたる
 は、檢非違使の別當等のごとき繁劇の官職に居る
 ものは、長裾にては動作に不自由なるを以て、裾を短
 くすることの慣例あるに依りて、其の官職を呼びて
 短裾の官職といへるなり、然れば檢非違使等は、便宜
 に任せて裾の長さを制限せられざるなり、故に其の
 長さは定めなければ知るべからざれども、文官より
 は甚短きこと知られたり、此の後堀河天皇の寛治四
 年に、爲房卿の左少辨のときに着せられたる裾の長
 さは一尺餘とあれば、これを以て辨官の裾の長さの
 大略は推知せらるゝなり、斯くいふ徴は、滋草拾遺袍
 部に引ける大記にいはいはく、寛治四年六月八日、爲房
 卿_{左少}任加賀守、束帶如_略例、_中二藍平絹下製同裾長
 一尺餘、_{以上}と見えたる是なり、但此一尺餘とあるは、
 裾の地を曳く長さをいへるなり、
 右のごとくなれば、冷泉圓融の御代より後三條の御

代に至りては、下製の裾の丈に長くなりたることは
 掲焉なり、然して其の裾は、從來のごとく下製よりつ
 づきたる裾なりやといふに、恐らくは後世の裾と同
 じく、下製とは離ちて別にせしものなるべし、予が斯
 くいふ故は、大記に二藍色の平絹を用ゐて、其の物は
 別々なるをいへるなり、文に下製同裾とあるを見る
 べし、

着用を異にするものあり、これを詳細に陳述せむに
 は、煩雜にして其の得る所は却て少なし、故に此には
 其の大概を述べし、

下製色制

下製の色には、蘇芳、櫻、藤、柳、蒲萄、紅、躑躅、二藍、
 青、赤、黄、朽葉、白等あり、此の中に蘇芳は夏冬共
 に着用し、蒲萄は冬の時着用す、但此の各種の下製
 は、村上天皇の頃よりありしものなり、斯くいふ徴
 は、西宮記臨時入下製の條にいはいはく、蘇芳_{夏冬}櫻_{或藤}
 柳_{打或蒲萄}多_{時用}紅_{躑躅}平_打二_藍青_赤黄_{朽葉}、白_製
_{上古時}無_之白_柳青_{朽葉}之外、公卿不_服平_絹、_{以上}と見
 えたる是なり、此種々の下製は、鳥羽天皇の頃に至り
 ても、尙此の例に倣ひて着用せられたるなり、但此の
 證は煩はしければ此には掲げず、

上件に述ぶる所の制は、後一條天皇の頃より鳥羽天
 皇の頃に至りて、猶行はれてありしもの、ごとし、斯
 くいふ因據は、中右記天永二年六月二十一日の條に
 いはいはく、賀茂詣、_中二十二日未刻、上皇爲_{御見物}
 御幸於關白殿、_略被_仰云、宰相裾甚長、皆有_{程事}
 也、一丈四尺許歟、是不_知案_内也、_{以上}と見えたる
 是なり、文に長さ皆程ありといひ、案内を知らずなど
 いへるを以て見れば、從來の制の行はれてあるを知
 るべし、然れども此のごとく長裾となすものありて
 より以來、漸次に其の丈の長くなりしことを察知す
 べし、

火色の下製は、是より先に着用したることあれども、
 是は禁色なれば、屢禁制を出して防遏せられたり、然
 るに又堀河天皇の寛治四年、試樂に某中將の火色の
 下製を着用したることあり、斯くいふ徴は、中右記寛
 治四年十一月廿七日試樂の條にいはいはく、中將殿_{不詳}
 裝束火色、下製黒半臂、二重織物、表袴_{白紫}紺_地、緒_紫

檀地、劔指懸履○以上文と見えたる是なり、但是は違濫なれば準據とすべき限にあらず、

腰帶家説

腰帶には、巡方丸柄の別ありて、身分と儀式とに従りて其の着用を異にすることは、既に村上天皇の條下に述べたるがごとし、然して其の制は、世を経るまゝに漸次に遵守せざるものありて、終に巡方、丸柄、有文、無文を用ゐるに各家説を異にするに至れり、其の巡方丸柄を用ゐるに家説ありといふ徴は、中右記天永三年十月二十三日の條にいはいはく、大外記師遠指巡方稱家説云々、此事不可然也、少外記章成又用巡方如何○以上文と見えたる是なり、これ巡方丸柄着用のことの家説などといひて、從來の制を濫して着用するをいへるなり、但、堀河鳥羽の御代に至りては、專巡方を用ゐることなれり、朝野群載卷二なる裝束進退傳の中に、帶必用巡方、但石角等并以通用○以上文といへるにて了知すべし、然して其の有文無文を着用することの先例に相異なりといふ徴は、滋草拾露石帶部に引ける江記延久四年十二月二十九日即位の條にいはいはく、自餘公卿皆參、皆著隱文帶云々、先例

無文云々、而今度依右府定然、而□□後著無文參入、前例云々、而聞右府御説、用隱文云々、於陣改著有文帶○以上文と見えたる是なり、これは御即位の式に、公卿は無文を用ゐるは先例なるに、延久四年十月白河天皇の即位のときに當りて、公卿の人々は、有文を用ゐたりとなり、然れども御即位の式には、有文を用ゐるものなることは、村上天皇の條下に引ける西宮記の文に、節會行幸、大饗列見、定考立后、任大臣、相撲召合、慶賀等を除く外は無文を用ゐるとあるに依りて、御即位の式には、勿論有文を用ゐたりしことを察知するを得べし、故に此に先例無文を用ゐるとあるは、何天皇の頃より然なるにか詳に知り難けれども、これを推考するに、一條三條兩帝の御代の頃より亂れたるものなるべきか、又一語あり、中右記天永二年正月二日の條にいはいはく、予○藤原今日初用有文帶、抑年來間只用無文也、但今日申合民部卿○藤原之處、御堂子孫人々、正月三日、并相撲抜出日所用有文也、尊閣殿下○藤原自幸相時今日、被用有文之由有返報、但如予者用御堂子孫作法、甚見苦事也、仍年來不用也、然而

已昇正二位中納言、又大納言殿○源從宰相初、有文帶者、且爲家之習所用也、但又上藤大臣雖非一家、又用有文帶云々○以上文と見えたり、是は鳥羽天皇の天永二年正月に、藤原宗忠公は正二位中納言に昇られたるを以て、從來用ゐし所の無文帶を廢して始めて、有文帶を用ゐられたるなり、但當時有文帶を用ゐるは、御堂關白藤原道長公の子孫にして、特別の家格なれば、位階の低きに拘はらず用ゐるなれども、其の以外の人の着用するは、僭逸なり、故に大納言源俊明の宰相になられたるときより、有文帶を着用せられしは、家の習に據られたるなりといはれたるなり、これ一條天皇以來は、上藤大臣及御堂關白の子孫ならざるものは、有文帶を用ゐざりし風俗なりしを知るべく、當時其の以外の人は、多く無文帶を用ゐし風俗なりしをも亦知るべし、

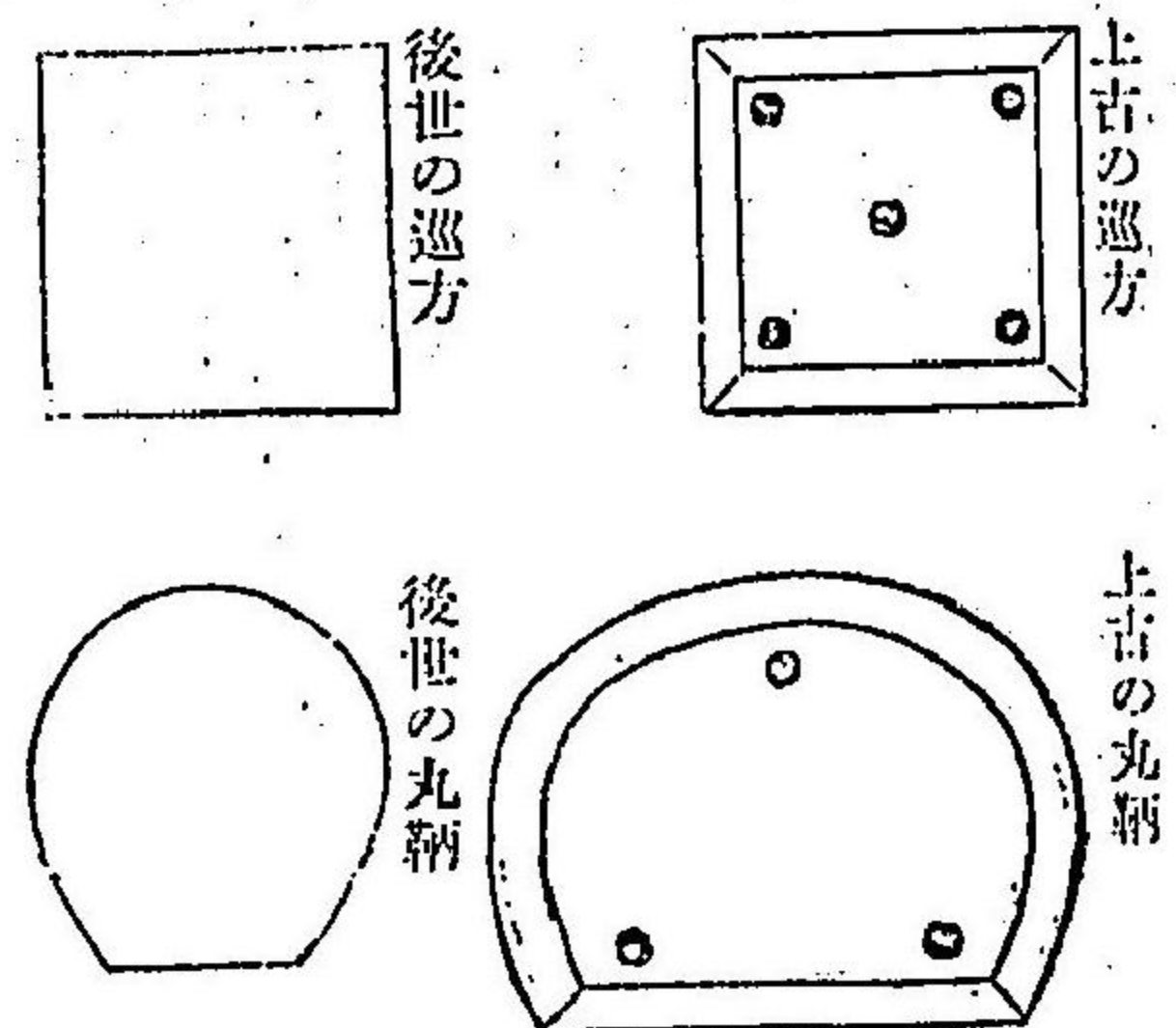
腰帶種類

腰帶の種類は、既に村上天皇の條下に述べたるがごとく、白玉、映玉、瑪瑙、斑犀、紀伊石、出雲石、鳥尾等なり、但瑪瑙は丸柄にて巡方にあらず、故に瑪瑙の巡

方を着用せざるべからざるときには、犀角を用ゐたり、これ當時は瑪瑙少なきが爲に、巡方を作るに難かりければ、犀角にて巡方を作りて代用とせるなるべし、然れば瑪瑙帶は、村上天皇以降後三條天皇の御代に至るまで、未多くはあらず、鳥羽天皇の頃に至りて、漸々に多くなりたるなるべし、斯くいふ徴は、玉葉文治三年三月二十五日の條にいはいはく、今日始開法成寺寶藏、取出帶箱三合、家司左京權太夫光綱、件帶箱黑漆圓桶三合、○中上桶、玉并瑪瑙、此中巡方瑪瑙、件瑪瑙丸柄也、此中桶、犀角巡方、此中、鳥尾丸、外無巡方、中桶、犀角巡方此中、鳥尾丸、下桶、犀角丸柄角帶員三十六筋也、○中目録卷一、有宇治殿御判署、○以上文と見えたり、按ずるに、宇治殿は關白藤原賴通公をいふなり、然れば後三條天皇の頃にてすら、瑪瑙の巡方は少なかりしを知るべし、又雅亮裝束抄卷二石帶の條にいはいはく、殿上人はつのも、おび、めなうつねさすことなり、そたいふこの定なり、めなうはすむばうのなきかはりにもちゐるものなり、たゞし臨時の祭の日は、殿上人めなうをさすことなけれ、めなうといふものは、天下に入すぢぞむかしはありけるを、五位のまひ人みなさしつれば、のこりはあるべくもな

きを、きんだいめなうのおほくなりたるゆゑに、あな
いもしらす殿上人あるべし、^上文と見えたり、文
に「めなうはずむほら」のなきかはりにもちあるなり」とは、瑪瑙には巡方帯少なければ、其の代りに犀角の
巡方帯を用ゐるとの意なり、此の文注意せずば解し
難かるべし、近代云々とあるは、要するに鳥羽天皇の
頃よりは、瑪瑙多くなりたれば、古例を知らざる殿上
人は、臨時の祭に瑪瑙帯を着するものあるを非難せ
るなり、これ予が瑪瑙帯は、村上天皇以降後三條天皇
の御代に至るまでも、未多くはあらず、鳥羽天皇の頃
に至りて、漸く多くなりたりといふ所以なり、

巡方帯丸鞆帯の區別は、既に村上天皇の條下に、圖を
掲げて示せるがごとくなれども、未盡さざる所ある
を以て、此にも又いふべし、
巡方は上古より近代に至るまで、其の形状大畧同じ
といへども、丸鞆は古今少異あり、上古の丸鞆の形
は、既に掲げたる東大寺正倉院御藏なる、玉帯の丸鞆
にて見るべし、其の形は下部の方の直線長く、(これ
は楯上形ともいふ)後世の丸鞆は其の直線短し、しか
して共に全圓なるにあらず、左に其の圖を掲げて示



すべし、
圖中の黒點は、釘
の穴なり、後世の
は絲を以て帯に結
付くるなり、
前件に引ける朝野
群載なる角と雅亮
裝束抄なる「ツノ
ノオビ」とは、共に
角帯にて犀角をい

へるなり、犀角には鳥犀斑犀の別あれども、朝野群載
なるは二種を總括していひ、玉葉及雅亮裝束抄なる
犀角は、斑犀をいへるなるべし、斯くいふ故は、鳥犀
は特に鳥犀と記せればなり、
笏形状制
笏の形状は從來とは異なり、從來のものは、上は一寸
五分下は一寸六分許なれども、打見る所は上下殆同
じ程の廣さなり、鳥羽天皇以後のは、上廣く下狭く、

全體の長さは一尺二寸、上の廣さ二寸七分、下の廣さ
二寸四分、厚三分にして頭は半月形をなし、其の體は
少しくそるなり、斯くいふ徵は、朝野群載卷二なる裝
束進退傳にいはいく、笏長一尺二寸、<sup>上廣二寸七分、下廣二
寸四分、厚三分、全體令
笏是上廣下狭而已○以上文</sup>と見えたる是なり、
把笏式

笏を把るは東帯のときに限るにあらず、衣冠のとき
といへども、其の儀式により又身分によりて把るも
のなり、而してこれを把るに式あることなれども、古
くは見えず、大凡は鬚ある人は鬚を避けて持ち、鬚な
き人は口程に當て、持つなり、斯くいふ徵は、續世繼
物語卷四なる白川のわたりの巻にいはいく、能通のぬ
し、宇治殿^{○藤原}にまわりてあまへにめされてまゐる
とて、笏もちてまゐらむとて、藏人所のみづしきぐり
て、笏もちかれぬみづしかな、衣冠にてあまへにまゐ
るものは、とりてこそまゐることにてあるにと、つづ
やきければ、殿きかせ給て、かくつねにはぢしめらる
るなどおほせられける、笏はそくたいにてぞもつ
ことにて侍るを、とのゐさうぞくにもことにしたが
ひ、人によるべきにや、檢非違使などはつねにもち侍

るめり、又たかみつとかきこえし人、たれにあひたて
まつりたりけるとかや、車よりありてふところのみ
をたかくたゝみなして、笏になしてなむとれりける
とぞき、侍りし、そくたいにもかむだちめ、はなちて
は殿上にはもちてのほり給はぬとかや、大宮の右の
おと^{○藤原}つねすけの大納言、藏人頭にていさかひ
給ける時、笏してうち給たりけるより、とゞめられ侍
るとぞき、侍し、^上文と見え、又江家次第卷一内辨細
記にいはいく、又被^{○藤原}仰云、^{○藤原}有鬚人與無人、持笏
不^レ同也、凡笏以^レ頭當^ニ口程、頗避持^レ之也、而有鬚人
避持、無人頗寄持、^上文と見え、又朝野群載卷二なる裝
束進退傳にいはいく、取^レ笏之後不^レ顯^ニ兩手、先左手之
上覆^ニ其袖之端、側^ニ掌隔^ニ袖把^ニ笏、次以^ニ右袖之端
入^ニ左袖之内、各相又之後取^ニ定笏^ニ畢、以^ニ左手^ニ就^ニ
上、以^ニ右手^ニ就^ニ下、共舉^ニ左右之臂、從^ニ右手^ニ上^ニ出^ニ笏
七寸、直當^ニ胸上^ニ矣、笏頭不^レ及^ニ頤^ニ下一寸以^ニ還、令^ニ笏
摩^ニ兩乳之上、隨^ニ步履^ニ令^ニ有^ニ相動氣色^ニ之謂也、^上文と
見えたり、以て其把笏に故實の存せるを見るべし、是
は細事に涉ればいはずともありなむを、歴史書をか
かむには、必心得置くべきとなれば斯くいふ也、

着束帶式

鳥羽天皇以降、安徳天皇に至る頃の束帶着用の様は、是より先にありては、袍の長さは袴の襦を見はして、地に着くことを得ざるを程度としたれども、鳥羽天皇の頃は此の制は行はれず、即袍を着するには、前の襦は足の甲を衝き、後の襦は沓の踵の半に至らしむ、然れば前制のごとく袴の襦は見ざるなり、而して左右の腋の趨襷は、裁縫のときに作らずして、帯を結びて自然の襷を作る、襦は前後左右の四面を方ならしめて、左右に紐を付く、これを入紐といふ、袍の裏には橡染の生絹を用ゐるなり、左右の袖の端は三重に疊む、又腰帯を着すること、已前は體の前も後も、並に帯は見えたりしを、當時は後のみを見ゆるやうにして、前面は袍の胸部を引揚げて寛く垂らかしかくるが故に、帯は隠れて見えすなれり、石帯の材は巡方の石角等を通用す、斯くいふ徴は、朝野群載卷二裝束進退傳にいはく、令袍之前衝於足上、令袍之後半於沓踵、袍背不隱帶面、裁縫之時不勞龜尾并腋襷等、著用之時挿帶之後、左右之腋令有自然之襷、襦縫目以下令前後左右之四面各令方而已、左

右袖端各疊三重、襦之付黑色紐、其袍之裏用橡染生絹、徐步之時、不屆其體直立靜行、令兩足常重靜、帶必用純方、但石角等并以通用、亦勞鮮美、若勞便緣過著廊邊之時、不登壇上、從下道行、又風雨之時、蒙陣召之日、從非殊常之急事者、待晴參入、若不參省之日、從他所參之時、必



成範卿着束帶圖

入自待賢門、經春花門、著內記所、以省使部、令取案內於外記、待外記告乃參入了、雖有便宜不

用他門、選閑道之便門、古來所禁也、往還之間俄有雨降者、以人令捧笠、手自不扶、是尤口傳所重禁也、上文と見えたる是なり、

右に述ぶる所は、鳥羽天皇崇徳天皇の頃の、束帶着用の様の大略なり、以來安徳天皇の頃に至るまで、大方は變ることなし、故に高雄山神護寺に傳ふる所の、重盛公成範卿頼朝卿の畫像三幅の中に、成範卿束帶の圖を掲出して参考に供す、

上件に引用せる裝束進退傳の文意を按ずれば、衣服着用の様のみならず、其の歩行の次第、參入の順路等に至るまで、これを知了するを得べし、

過差禁制

人文の開くるに従ひて、驕奢の風の發生するは、何れの御代にも免かれざる所なり、故に古來屢禁制を出して、これを防遏せらるるといへども、年序を経るまゝに、又弛びて僭逸するに至る、鳥羽天皇のときのごときも亦驕奢の風あり、然れども驕奢は固より聽許する限にあらざれば、これを禁遏せられたり、斯くいふ徴は、朝野群載卷十一にいはく、太政官符檢非違使雜事七箇條、

- 一 五節相撲兩日間、不可故著裝束武具事、
 - 一 紅紫二色除昇殿者並女房外、不可著用事、
 - 一 錦繡二重織物衣服、一切不可著用事、
 - 一 上下諸人不可纏頭事、
- 右左大臣宣、奉勅、件五个條、○原本一條既先格後符、嚴制稠疊、大將代選、奢修競起、是則有司不加糺彈之所致也、自今以後殊加禁遏、無令更然者、

一 諸司諸衛官人以下不可乘車事、

右同宣、奉勅、聽乘車、蓋載在格條、而不憚憲章違犯爲事、况宿衛之人各遠兵仗、恣飛花軒、狼戾之至、職而斯由也、且任法決斷、因錄名言上者、

一 藏人所小舍人并官使部、王臣家已下雜色并使廳下部等、不可騎馬事、

右同宣、奉勅、騎馬之制所聽有限、宜任法條慎加督察、就中看督長防捨猥以控御、檢非違使等偏忘糺斷、還更積習、若見傍輩不中上、知所犯令隱容者、將處違勅罪者、以前條事下知如件、使宜承知依宣行之、符到奉行、○中永久四年七月十二日、○上文と見えたる是なり、永久は鳥羽天皇の御時なり、以て當時驕奢の風盛に行はれしを知るべし、然し

て此のごとく禁制を出されたれども、全く其の驕奢の止まりたるにはあらず、按ずるに、禁制の一なる紅色紫色のことは、既に一條天皇の條に掲げたる、長保二年六月の官符にも見えたり、但其の制は、淺紅色淺紫色を、アコメ鶴中袴直衣下襲等に用ゐるを得るなり、然るに此の永久四年七月の制は、其の色の深淺をいはず、又如何なる種類の衣服に用ゐるを得るにか詳ならず、れども、昇殿を聽されたるものと女房とに限りて、着用するを得ることは明瞭なり、

崇徳帝以降安徳天皇の朝

位色制

崇徳天皇以降、安徳天皇に至る位色の制は如何にといふに、大略前制と同じかるべし、但古來四位の位色は深緋なるに、三條天皇の頃に至りては紫(此の紫は白襦の葉を以て染む)を着用し、後一條天皇より以降鳥羽天皇の頃に至るまでは椽を着用す、是は既に前條に述べたるが如し、それより降りて、崇徳天皇より安徳天皇に至るまでの朝服の中、四位は深緋を着用せり、斯くいふ徴は、滋草拾露袍部に引く所の、深山記永萬元年七月二十七日の條にいはいはく、次著二小袖

用深緋其色如三位袍四位深緋と見えたるに據るなり、永萬云云、此色自然相叶也以上文

は二條天皇の御時なり、但これのみにては、未四位は體に深緋を着用したりといふべからざれども、行文の上より考ふるに、當時は四位は深緋を着用すべき制にして、前條に述べたる紫或は椽の制度を廢して、舊制に遵へる者なるべし、然れども、從來の椽を着用する者の、全く無くなれりといふにはあらねば、制を犯して着用せし者ありしならむとぞ覺ゆる、斯の如くなれば、崇徳天皇以降安徳天皇に至る迄の位色は、四位の深緋を除く外は、大略前制と同じとはいふ也、因にいふ、袍の染色は、一位以下初位以上皆從來に同じといへども、六位七位の當色の深綠色を、一に袖葉色といへりしことあり、是は綠色は袖の葉の色に似たるより呼べる俗語なり、而して此の深綠色を袖葉色といふことは、既に堀河天皇の寛治の頃にあり、斯くいふ徴は、滋草拾露袍部に引く所の寛治記に云く、少納言公衡、外記雅仲、仲信、袖葉色縫腋巡方著靴、○と見え、又其の次に、時範云、外記二人、三善雅仲、惟宗、仲信、各著深綠袍、俗稱袖葉色、○と見えたる是也、而して此袖葉色とい

ふ俗語は、鳥羽天皇の頃多く用ゐられたり、但此證を列擧せむは中々に煩はしければ此には省きつ、黄袍は、無位の人の着するものなることは、屢既に述べたるがごとし、而して其の色に、淺黄色薄黄色綠色青色等の説あり、各其の見る所を以て其の説を主張せしことは、一條天皇の朝服の條に引ける、台記保延五年十二月の文、同じく六年の文、并に續世繼物語のはらゝの御子の卷の文にて知るを得べし、是より後台記に記する所に據るに、近衛天皇の久安六年十月、重仁親王元服のときには薄黄色を用ゐ、又後鳥羽天皇の御代親王元服のときには、淺黄は青なりとし用ゐられたり、此のことは、山槐記建久二年十二月二十六日の條に見えたり、彼此參考すべし、

日本古代女子風俗

太古

古代の風俗

日本古代女子風俗

太古○神の女子の風俗は、詳ならざるもの多かり、故に其の詳ならざるものは、上古○神武天皇以下光仁天皇までを以て推すは、崇峻天皇以上なり、の風俗を以て推考して、太古に及ぼせり、其の理由如何といふに、男子の風儀は太古と上古と甚しく變ずることなければ、女子も亦變ずることなかるべしと推考して、以て論定するものなり、此のごとく論定するは何の爲ぞ、後生の讀史の參考のため、且歴史畫を作らむとする畫工の爲なり、

固有の美風

太古の風儀は、身體を顯露にせざるを美風とす、是は天國の風儀の我に傳はり來たりて、我が邦の風儀となれるものなり、其の微證をいはいはく、天地開闢して以來、伊弉諾尊伊弉册尊の二神に至り、其の二神の火神を生みたまふまでは、寒暖の運轉力も現せず、善惡の差別心も現せざれば、衣服を身に着れども寒暑の差別なかるべく、又善惡の差別もなかるべし、然して此の二神は衣服を以て身體を裝飾し給へり、是身體を露はさずして、衣服を裝ふ風儀の我が邦に起る根元なり、是より後、此の美風は唯身體を顯露にせざるを旨とするのみならず、夫婦の關係より、婦は殊に美服

を着て、夫に飽かれぬやうにと注意して、我が身を裝飾す、是男女の衣服の同じからざる根元なり、

上古夫婦の關係

上古の夫婦の關係は、後世のごとく必しも夫婦となりて、直に同居するものにはあらず、一年乃至十年にても、或は一生涯にても、夫婦自家にありて身を終ふるものあり、又は嫁して一二年の間に、婦が夫の家に同居するものあり、これは婦が夫を敬重親愛して、夫の家に移り住むなり、又は子供など多く、出生したるが爲に同居することもあり、然れども夫婦同居は普通一般の風俗にあらず、夫婦各自家にあるが普通の風俗なりしを、天武天皇文武天皇の頃には、夫婦同居するが多くなれり、事は戸令に見えたり、

男女風俗の差異

太古の女子の衣服は、男子と然のみ異なることなし、其の異なる所は、髪カミの風儀と裳カミの男子よりも長さとなり、古事記上卷、須佐之男命の天照大御神に見えまつらむとして、天國に至りませす條に、爾天照大御神聞驚而、詔ミコトノコト我那勢命之上來由者、必不善心欲ハクシ奪ハクシ我國ニ耳ナリ、即解トキ御髮ミカミ纏ミカミ御美豆羅ミカミ而、乃右右御美豆羅

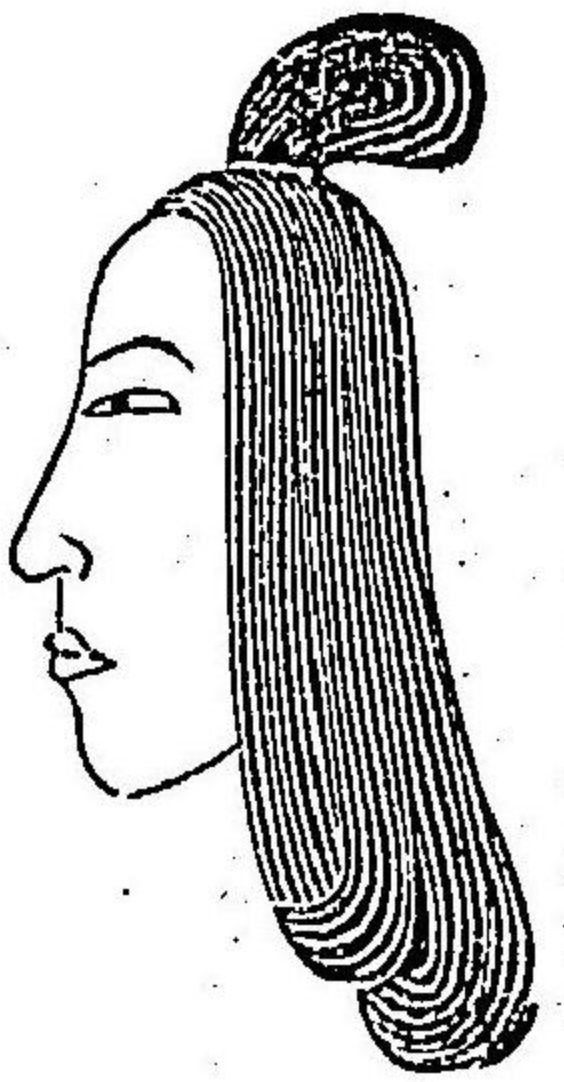
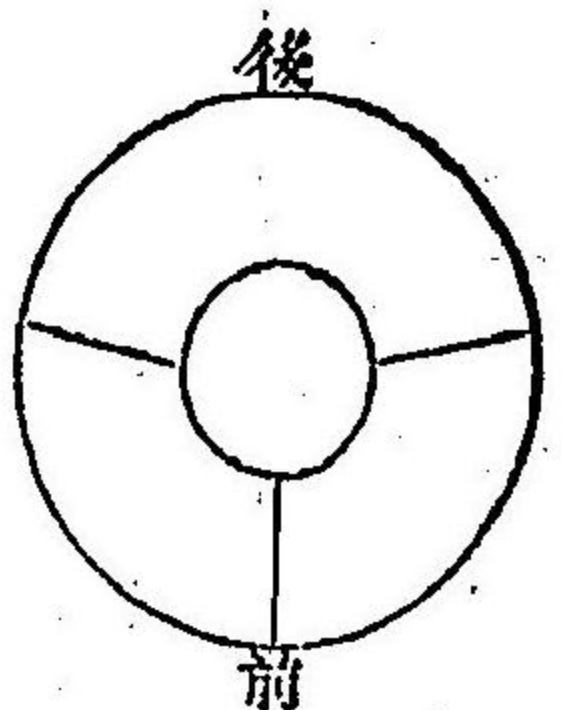
亦於御鬘、亦於左右御手、各纏ミカミ持八尺勾璉之五百津之美須麻流之珠ミカミ而、會ミカミ毘良邇者負ミカミ千入之鞞ミカミ、附ミカミ五百入之鞞ミカミ、亦取ミカミ佩伊都之竹鞞ミカミ而、弓腹振立而、堅庭者於向股蹈那豆美ミカミ、如ミカミ沫雪ミカミ、蹶散而、伊都之男建踏建而、ミカミ以上と見え、又日本書紀卷一神代上に、天照大神素知ミカミ其神暴惡、至ミカミ聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來豈以ミカミ善意乎、謂當ミカミ有奪國之志、歟、夫父母既任ミカミ諸子、各有ミカミ其境、如何棄ミカミ置當就之國、而敢窺ミカミ窺此處乎、乃結ミカミ髮爲ミカミ髮、縛ミカミ裳爲ミカミ袴、便以ミカミ八坂瓊之五百箇御統ミカミ纏ミカミ其髮及腕、又背ミカミ負千箇之鞞與ミカミ五百箇之鞞、臂著ミカミ稜威之高鞞、振ミカミ起弓彌、急握ミカミ劍柄、踏ミカミ堅庭而踏ミカミ股、若ミカミ沫雪ミカミ以蹴散、奮ミカミ稜威之雄詔、發ミカミ稜威之噴讓、而徑詰問焉、ミカミ以上と見えたり、是は二書共天照大御神の男子の装をせさせ給へるをいへるにて、古事記なる即解ミカミ御髮ミカミ纏ミカミ御美豆羅ミカミとは、女子の一髻の結髪を解きて、二髻の美豆羅となし給へるなり、又日本書紀なる縛ミカミ裳爲ミカミ袴とは、裳の長さをひき纏ひて、袴の代用とせさせ給へるなり、以て太古の勇健なる男裝のありさまを、大御神のせさせ給へるを見るべし、

女子の結髪すること、裳を着ること、又其の裳の長さことは、既に引用せる古事記、日本書紀の文に據りて掲焉なれども、其の他のことは未徵證を得ず、故に今予が上古の事實より溯りて、考へ定めたる説を述べべし、

結髪法

結髪、垂髮 女子の髪カミの結び様は、結髪と垂髮とあり、其の結髪には其の様種々ありて一ならずといへ

結髪分條



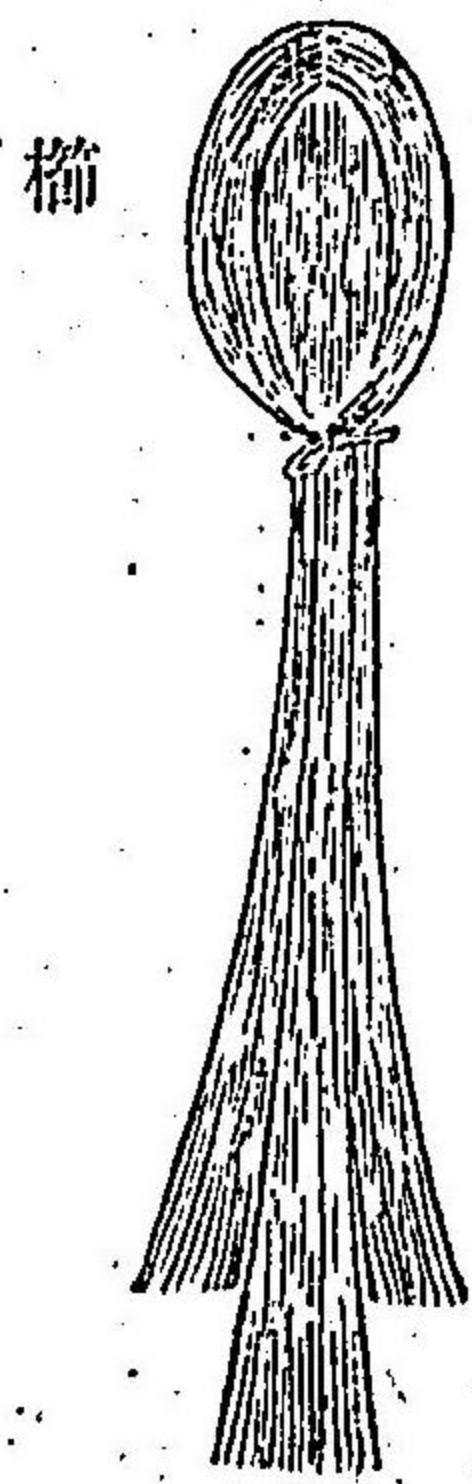
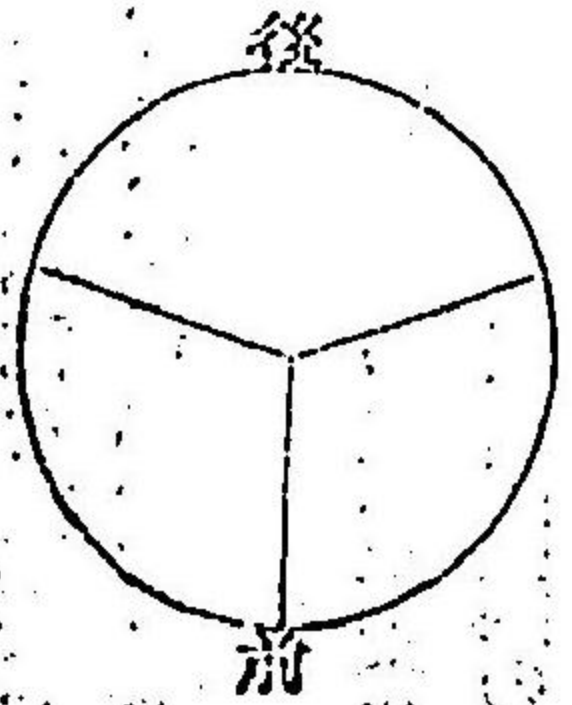
ども、其の一二をいはゞ、先前を左右に分けて二分とし、後を一分とし、すべての髪を三分にし、其の三分より平分して、中央に更に一分を作りて、三分の髪を結ふべき土代として、髻カミを爲りて髪を結ふ、是結髪カミの結び様なり、垂髮は左右と後と三分にし、中央の一分を爲らずして垂る、又背後にて亂れざらむ様に束ね

もす、左に其の圖を作りて示す、

髻

女子の髪を裝飾するには、男子のごとく髻カミを懸くるなり、髻カミには紫葛を用ゐることあり、玉を用ゐることあり、貴人は多く玉を用ゐる、

垂髮分條



太古は男女共に櫛カミを挿せり、男子は二髻なるが故に、櫛を二枚刺すとは、既に日本風俗説に述べたり、女子は一髻なるが故に、其用ゐる處の櫛は一枚なり、其櫛は竹にて造る、委曲は日本風俗説に就きて見るべし、

頸部裝飾

頸の裝飾は玉を以てす、古事記上卷なる、天照大御神の伊弉諾尊より賜はりし御頸珠も、天照大御神の用ゐさせ給ひしなるべければ、貴人は大概頸に玉を纏

ひて、皮膚を掩蔽せしなるべし、此の玉は、圓玉又は勾玉管玉等なり、中に就きて勾玉は殊に貴し、

手部裝飾

手頸の裝飾には玉を纏ふ、此の意も亦皮膚の顯露なるを掩ふ爲なり、

足部裝飾

足には履を穿く、是亦男子のものと同じ、

着衣服次第

太古女子の衣服着用順序は、男子に異ならざるべし、先、第一に頸玉、次に鬘玉、次に手玉を纏ひ、次に禪、次に衣、次に裳、次に帶、次に履なり、其の頸玉鬘玉手玉及履のことは、既に上件に述べたれば、次に禪衣裳帶のことを述べべし、

禪 禪は膚に着る袴なり、暑寒に従ひて一重二重、又は幾重も着るなり、禪の地は布を用ゐる、

衣 衣は禪を着したる後に着す、襟は上頸なり、袖は細くして行は手頸を限とし、丈は膝に至らず、都べて男子の衣に同じ、

裳 裳は腰部に纏ふものなり、男子は必しも着るべきものにあらざれども、女子は必着るものなり、斯

くいふ徴證は、既に掲ぐる所の神代卷上、天照大御神の條に見えたり、又一つの徴證あり、日本書紀卷二神代下一書に、天孫瓊杵尊降臨のとき、天鈿女命の禰神と問答の條にいはいはく、天鈿女乃露其胸乳、抑垂裳帶於臍下、而笑嚙向立、○以上文と見えたり、是は天鈿女命の戲に、襟の紐を解きて胸間を露はし、裳の紐を臍の下に結び垂れたり、常には裳の紐は左脇にて結ぶなるに、前にて結びたれば禪の裾露はるゝ様にしたるものなり、天鈿女命の此のごとき異様な容姿をなしたるは、皇孫の、禰に出て居る神は何といふ神なるかと、問はしめむとしたまふに、八十萬神皆これを問はむとせしかど、其の神の容貌の怪異なるに恐れて事を果さざる故に、特に天鈿女命に勅して問はしめらる、命因りて此の異様な容姿をなし、意を諧謔に用ゐて能く使命を遂げたり、亦以て女子は必裳を着する徴證とすべし、

因にいふ、天鈿女命の胸乳を露はし、裳の紐を前にて結びたりといふこと、日本書紀には天孫降臨の條に見えたり、古事記に據れば、天照大御神天窟屋に隠れますとき、此の條に見えたり、又古語拾遺に

は、天孫降臨の條に見えたり、今參考に便せむ爲に、其の文を次下に掲出すべし、

古事記卷上天照大御神窟屋に隠れまし、條にいはいはく、天守受賣命手次、繫天香山之天之日影、而爲鬘、天之眞折、而、手草、結天香山之小竹葉、而、於天之石屋戸伏、汗氣、而、踏登、杼呂許志爲神懸、而、掛、出胸乳、裳緒忍、垂於番登、也、○以上文と見えたり、古語拾遺天孫降臨の條にいはいはく、既而且降之間、先驅還白、有、一神、居、天八達之衢、其身長七咫、背長七尺、口尻明曜、眼如、八咫鏡、即遣、從神、往問、其名、八十萬神皆不能、相見、於、是天鈿女命奉、勅、而往、乃露、其胸乳、抑、下裳帶於臍下、而向立、咲嚙、○以上文と見えたり、日本書紀いへると同時なり、

日本書紀卷一神代上天照大神窟屋に隠れまし、條にいはいはく、猿女君遠祖天鈿女命、則手持、茅繩之稍、立、於天石窟戸之前、巧作、俳優、亦以、天香山之眞坂樹、爲、鬘、以、蘿爲、手纏、而火處燒覆、槽置顯、神明之憑談、○以上文と見えたり、古語拾遺同條にいはいはく、令、天鈿女命以、眞辟葛、爲、鬘、以、蘿葛、爲、手纏、以、竹葉、飲、木葉、爲、手

草、手持、著、鐸之矛、而於、石窟戸前、覆、誓槽、舉、庭燎、巧作、俳優、相共歌舞、○以上文と見えたり、右に掲ぐる所に據りてこれを觀るに、天鈿女命の事を行ふに當りては、殊更に此の諧謔の容姿をせられたるものなるべし、

帶 女子の帶は男子の帶のごとく、後より一重まはして前にて結びて、其の端を垂らすなり、

男子着衣服圖

女子着衣服圖



以上述ぶる所に據りて、太古に於ける男女の圖を作りて示す、但此に男子の圖を作るは、女子の圖と異同を比較せしめむが爲なり、

右の圖に示すがごとくなれば、太古に於ける男女裝飾の區別は、頭髮と裳の長短とにあるを見るべし、
上古

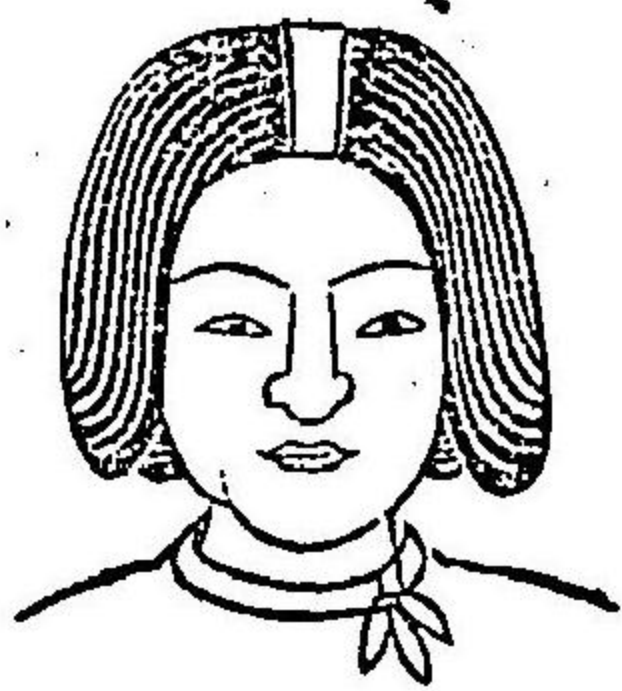
結髪法

上古の女子は、事に従ふときは髪を結び、事に従はざるときは髪を垂ること太古に異ならず、髪を垂るるを垂髪といひ、髪結をぐるを結髪といひて、以て之を別つ、先結髪より示すべし、

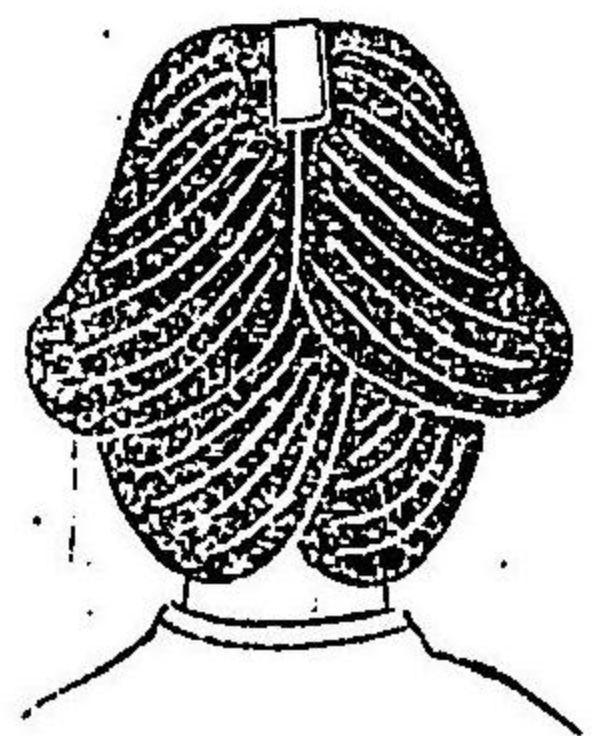
結髪 上古の女子は、髪を結ぐるに髻は一つにして、頭上に結ぐることも亦太古に異ならず、斯くいふ徴は、日本書紀卷九神功皇后の卷にいはく、皇后還詣樞日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之教、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭灌海水、若有驗者、髮自分爲兩、即入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻、^{上女}と見えたり、以て皇后の御髮の一髻なりしを、兩分して二髻の美豆良に結ひて、男子の容儀をさせ給ひしを見るべし、是上古の女子の結

髪は、太古と同じくして一髻なりし徴證なり、皇后の御髮を美豆良に結び給へるは、男子の狀をせ

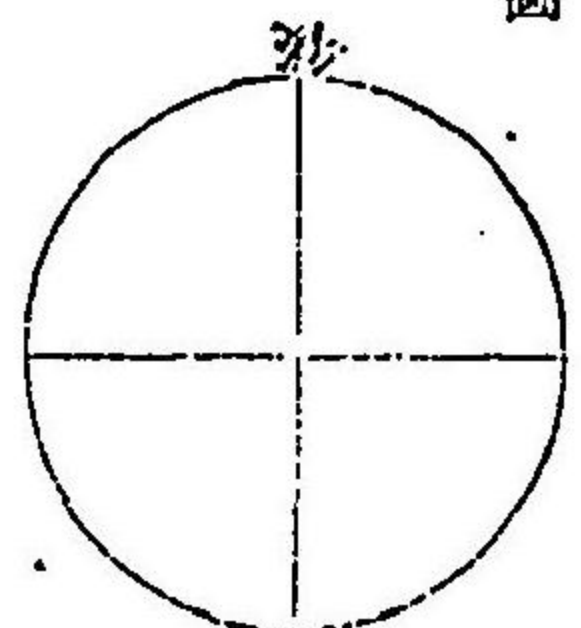
結髪(前面)



同上(後面)



頭髮四分圖

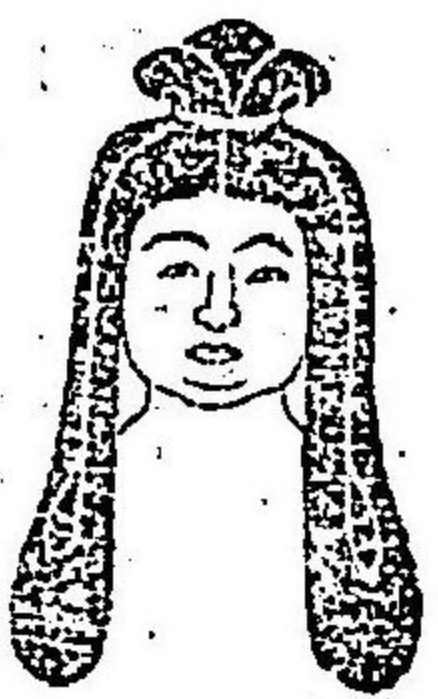


させ給ふなり、男子の美豆良の狀は、既に圖を掲げて述べたれば就きて見るべし、

上古の女子の結髪は種々ありて一ならず、左に圖を掲げて示すべし、其の形狀は各地より發掘して得たる埴輪、及繪畫彫刻の神像等に據りて、予が擬作したるものなり、

右の圖は頭髮を四分せるを上より見たる圖なり、此は髮の理を知らしめむが爲なり、此のごとくにして

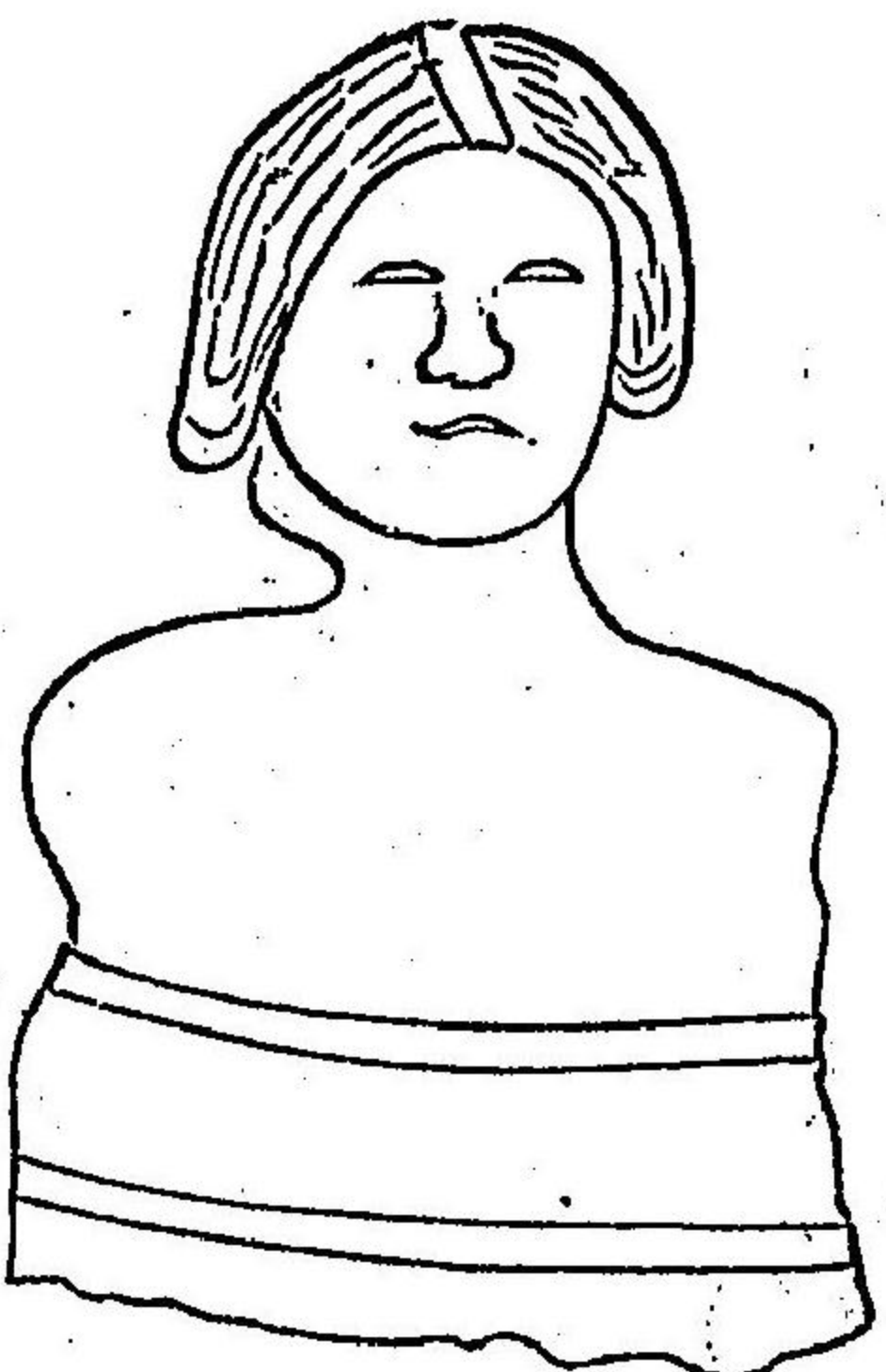
結髪(前面)



同上(後面)



之を結ぐ、右に掲げたるは此結髪の成れる圖なり、是れ常陸國平磯村より掘り出だしたる所の埴輪に據る、其の埴輪は左のごとし、
埴輪(前面)



同上(後面)



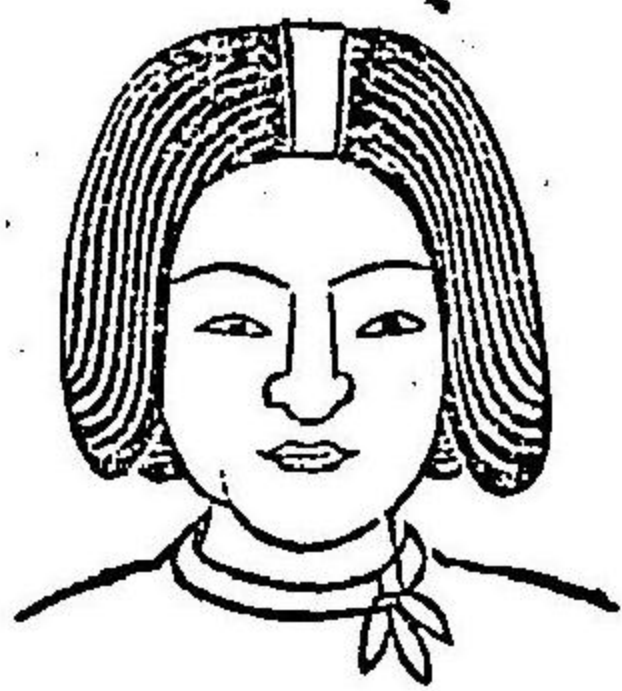
圖分三髮頭

次の圖は頭髮を四分せるを上より見る圖なること、上件の圖のごとし、中央の圓形は方今にいふ中株なり、

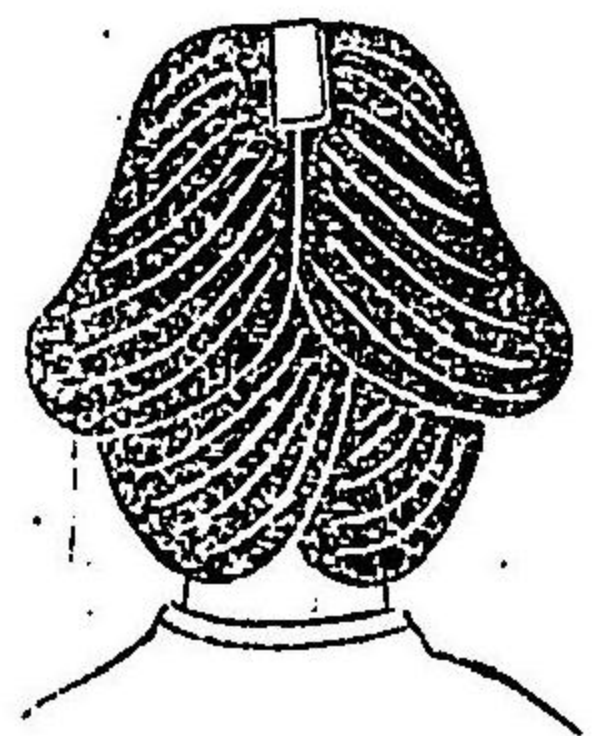
次の圖中髮の末を頭上に結びたる狀は、後世の株の如し、後世は株を作りて之に鍔子を挿す也、

髪は、太古と同じくして一髻なりし徴證なり、皇后の御髮を美豆良に結び給へるは、男子の狀をせ

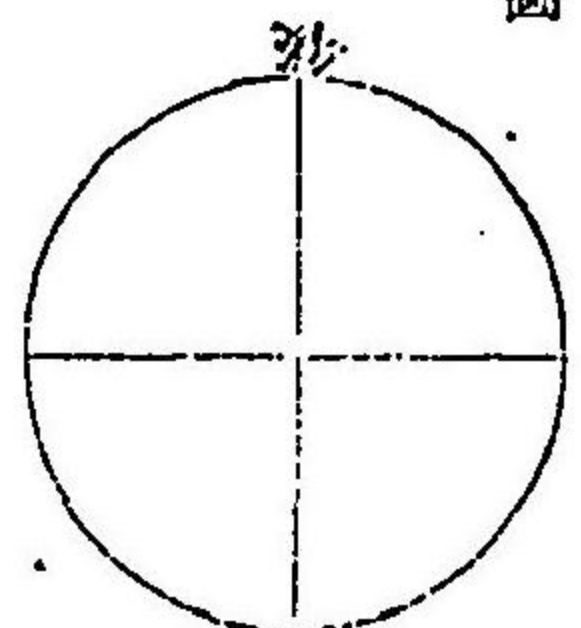
結髪(前面)



同上(後面)



頭髮四分圖



させ給ふなり、男子の美豆良の狀は、既に圖を掲げて述べたれば就きて見るべし、

上古の女子の結髪は種々ありて一ならず、左に圖を掲げて示すべし、其の形狀は各地より發掘して得たる埴輪、及繪畫彫刻の神像等に據りて、予が擬作したるものなり、

右の圖は頭髮を四分せるを上より見たる圖なり、此は髮の理を知らしめむが爲なり、此のごとくにして

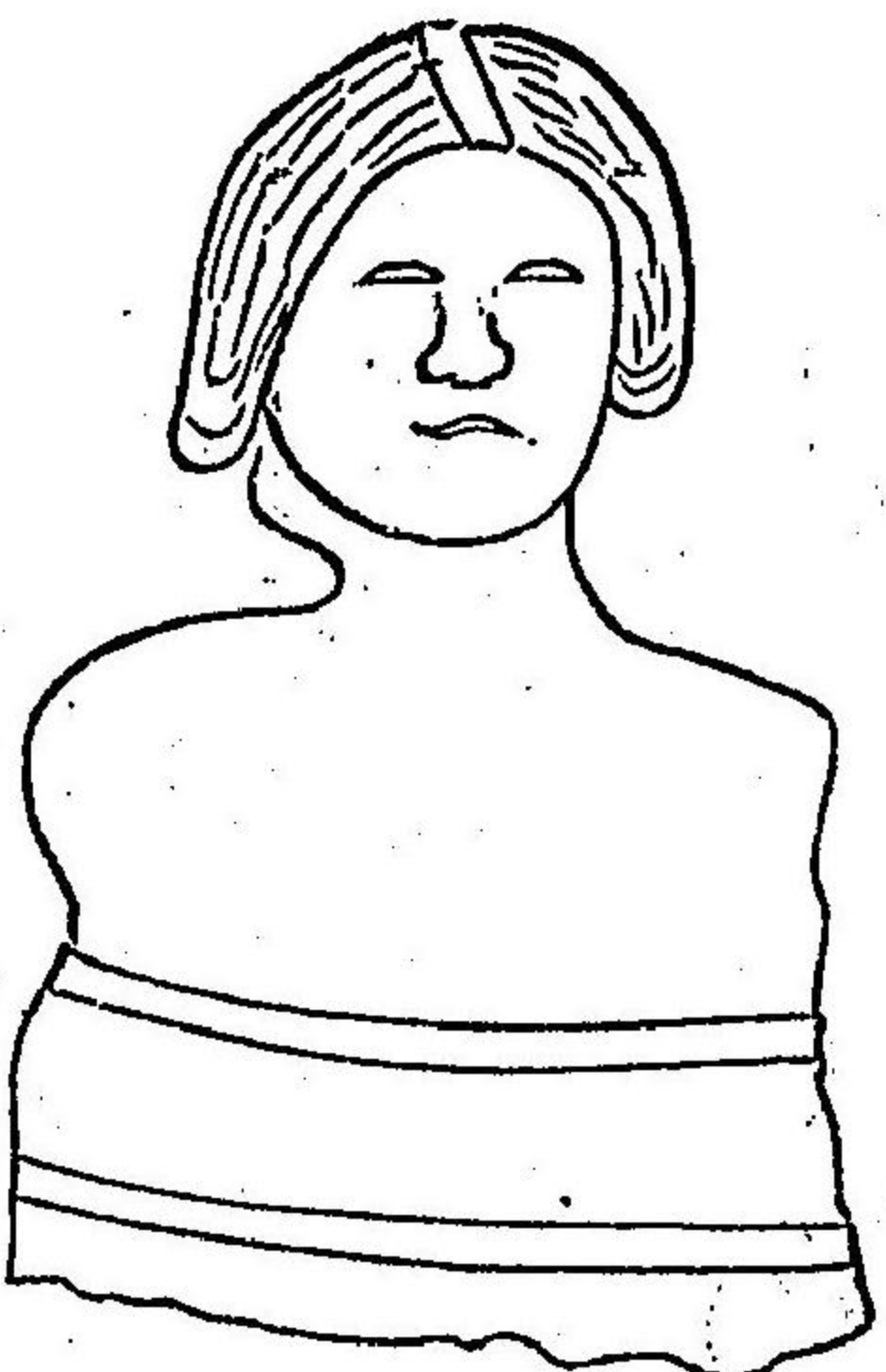
結髪(前面)



同上(後面)



之を結ぐ、右に掲げたるは此結髪の成れる圖なり、是れ常陸國平磯村より掘り出だしたる所の埴輪に據る、其の埴輪は左のごとし、
埴輪(前面)



同上(後面)



圖分三髮頭

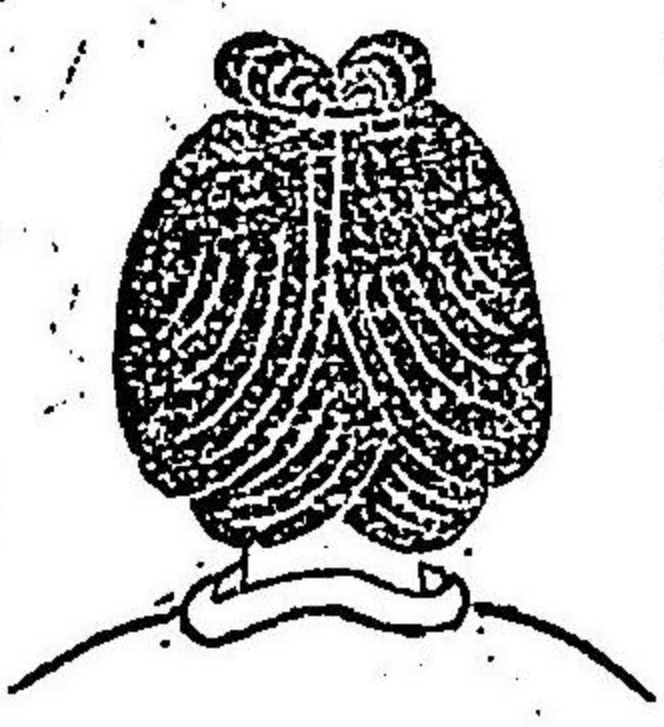
次の圖は頭髮を四分せるを上より見る圖なること、上件の圖のごとし、中央の圓形は方今にいふ中株なり、

次の圖中髮の末を頭上に結びたる狀は、後世の株の如し、後世は株を作りて之に鍔子を挿す也、

石座神社(神像)



結髮(後面)



右に掲ぐるものは、大和國法隆寺金堂安置の女子の像に據る、其の像は左のごとし、

法隆寺金堂安置女子像



結髮(前面)



樹下美人屏風圖の美人



結髮(前面)



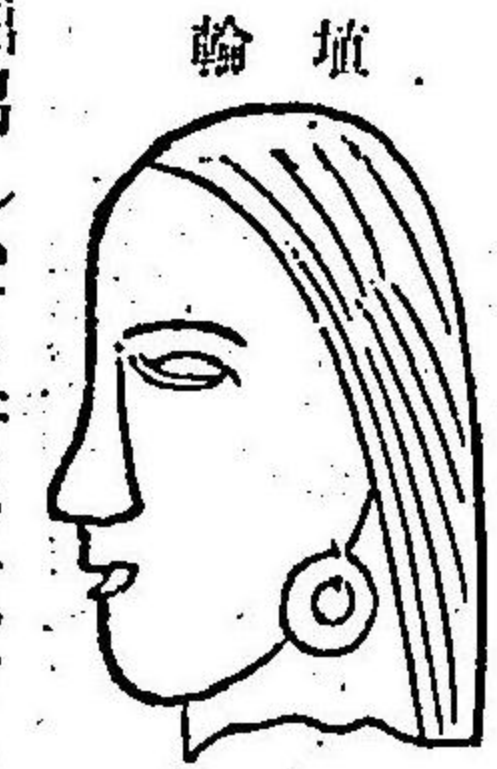
同上(側面)



右に掲ぐるものは、東大寺正倉院御藏なる樹下美人屏風の美人の圖に據りて擬作せり、但其の一を示すのみ、
上件に述ぶる處は、上古に於ける女子の結髮の一二なり、是よりは垂髮のことを述ぶべし、
垂髮 上古の女子の、事に従はざるとき、又居常人に而接するとき、又夜寝るときなどは髪を垂れたり、これ後世にいふ所の垂髮なり、垂髮にも亦數種あり、其の一二をいはし、梳り垂れたるあり、梳り垂れたるを亂れざらしめむが爲に、背にて結へるあり、上古の女子の常には、大方垂髮なりといふ徴は、萬葉集卷二なる仁德天皇の皇后磐姫の御歌に、在管裳、君乎者將待、打靡、吾黑髮爾、霜乃置萬代日○以上文と見えたり、これ後世にいふ所の垂髮なり、以て皇后といへども、

常には御髮を垂れておはしまししを知るべし、又同書同卷に三方沙彌が園臣生羽の女を娶りて、未幾時も經ぬに病床に臥したる時詠める歌に、多氣婆奴禮、多香根者長寸、妹之髮、比來不見爾、搔入津良武香○以上文と見えたるも、亦以て微證とすべき也、たげはぬれとは、手繰りて結げたるをいへるにて、結げたる髮のしなくとしなひ撻みたるをいふ、たがねはながしとは、結げずして髪を梳りて垂らしおけば長しといふなり、これ垂髮なり、かされとは、髪を梳らずして垂れておけば髪すお亂れて見にくくなる故に、垂れたるまゝを上衣の下に着籠むるを、搔入といふなり、此の歌は上古の女子の垂髮を證するのみならず、搔入のことまでも知らるゝなり、又搔入は垂髮なれども、常にいふ垂髮は美しく梳りて、背に顯露に垂るゝをいひ、搔入は梳らずして衣服の内に着こめて、見えぬ様にするをいふ、以て其の差別のあるを知るべし、又同書卷十一なる讀人不知の歌に、夜干玉之、妹之黒髮、今夜毛加、吾無床爾、靡而宿良武○以上文と見えたり、是にて女子は夜寝るときは、長さ髪を床上に靡かして寝しことを知るべし、此のごとくして寝たる髪は、

翌朝になればくたくたと亂るゝを、朝寝髮の亂るとはいふなり、
以上述ぶるがごとくなれば、上古女子の、事に従はざるとき、又夜寝るときは髪を垂れたるを了知すべし、而して此の風俗を、支那の書にも記したるものあり、崔豹が古今注卷下にいはく、墮馬髻今無復作者、倭墮髻、一云墮馬之餘形也○以上文と見えたる是れなり、倭墮髻とは我が邦の女子の垂髮を、支那にて稱したるなり、
輪 埴
右に掲ぐる者は、群馬縣佐位郡下植木村字飯玉山中より掘出したる所の埴輪に據る、其埴輪は上圖の如し、上古の女子の髪は、豐滿にして其の丈は極めて長し、
髮理を示さむが爲に、特に太くしたり、其の心して見るべし、



固より人に従りて長短はあれども、方今の女子の髪のごとく短くはあらず、鬘を過ぐるを尋常とし、身の丈に餘るを美人の相とせり、是を以て上件に示したる結髪の圖、並に垂髪の圖はいづれも豊満にして、其の丈の長さを知了すべし、古事記中卷に、應神天皇の日向國諸縣君の女髮長媛の容顏美麗なりと聞し召して、これを召し給ふことあり、其の髮長媛の名は、髮の非常に長かりしが故なり、これ心得べくべきことなり、又中古に至りても今の女子よりは、其の髮甚長し、事は中古の條に至りていふべし、

結髪制度

上古初世の女子の結髪垂髪のことば、既に述べたるがごとし、然るに年序を経るまゝに、結髪は行はるゝこと少くなり、垂髪は多く行はるゝこと、なれり、これ時勢の變遷に伴ふ所の結果なりといふべし、然るに天武天皇の十一年四月に至りて、詔ありて女子悉く結髪と定めらる、斯くいふ徵は、日本書紀卷二十九天武天皇十一年四月乙酉の條にいはく、詔曰、自今以後男女悉く結髪、十二月三十日以前結訖之、唯結髪日亦待勅旨、[○]と見えたる是なり、即當時垂髪にする

もの、多きを以て、これを禁じて男女共に結髪せしめむ爲に、期限を附せられたり、然れども是のとき、唯結髪すべき旨を令したるのみにして、其の結髪の様を示されず、然るに其の後に至りて、結髪の様を示されたることありけむ、同年六月に至り、女子髪を結げ漆紗冠を着ること見えたり、斯くいふ徵は、同書同天皇十一年六月丁卯の條に、男女始結髪、仍著漆紗冠、[○]とある是なり、然れども此の結髪の制、及冠を着るの制は、天下の女子の樂ふ所にあらずけむ、同天皇の十三年四月に至りて、此の制を改めて、女の年四十以上は結髪垂髪いづれにても隨意とし、巫祝の類は必垂髪とし、年三十九以下は前制に従ひて結髪すること、せられたり、斯くいふ徵は、同紀十三年閏四月の條にいはく、詔曰、[○]女年四十以上、髮之結不^レ結、及乘馬縱橫任意也、別巫祝之類不在^レ結髪之例、[○]と見えたる是なり、然れば當時の制は、年三十九までは結髪せざるべからず、故に年三十九までの女子の垂髪にするものは、禁制を犯すものとせられたり、此のごとく制せられたりといへども、當時の女子は多く垂髪を好みたりけむ、同天皇の朱鳥元年に

至りて、勅して前の十一年の制、並に十三年の制を廢して、更に女子は垂髪にすること、せられたり、同紀朱鳥元年七月の條に、勅、更婦女垂髮于背、猶如[○]故、[○]と見えたるに能く知られたり、

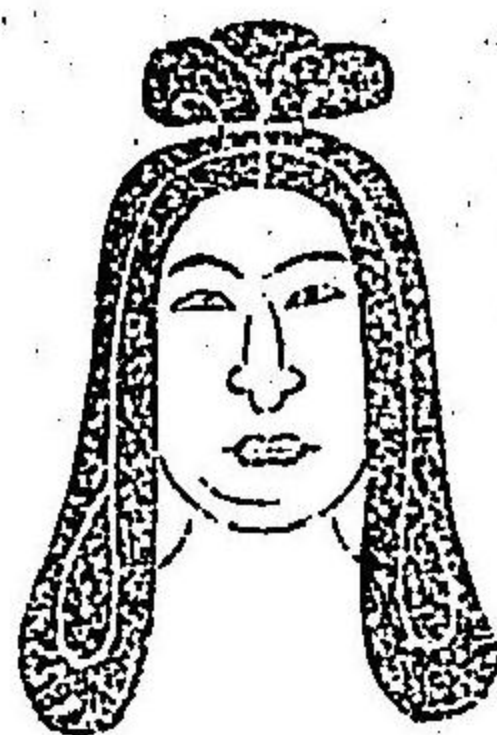
天武天皇朱鳥元年七月の勅に由りて、心得べきことあり、其は何ぞといふに、勅に婦女女子の髪を背に垂ること故のごとしとあるに由りて、爾來女子の結髪を制禁したりとは見るべからず、女子の年齢四十未満のものは、必結髪すべしと令せられたるを改めて、垂髪にせよと命令せられたるなり、然れば結髪したりとて禁を犯せるにはあらず、結髪も垂髪も、我が邦固有の風儀なれば、此の勅は、故のまゝといはむがごとし、此の詔を一篇に見なば心得たがふべし、所詮は結髪垂髪隨意の勅なりと心得べきなり、

前條にもいへるがごとく、當時結髪は女子の樂はざる所なれば、朱鳥元年七月以來、女子は多くは垂髪なりしことを知るべし、爾來持統天皇の御代を経て、文武天皇の御時に至りて、女子の髪は改制あり、

女子着漆紗冠

天武天皇の十一年六月、天下の男女並に結髪せしめ

られて、男子も女子も漆紗冠を着ること、せられたることは、上文のごとし、今其の圖を擬作して示すべし、



因にいふ、天武天皇の十一年六月の制に、男女の着する漆紗冠の區別あらざれば、女子の着する漆紗冠も、亦男子の着するものに同じかりしとは瞭然たり、予未女子の漆紗冠を着せる古き繪畫を見ず、故に男子の着用せる漆紗冠を女子に用ゐて、圖を擬作して示すべし、但漆紗冠の圖は日本風俗説に掲げられたれば就きて見るべし、

着漆紗冠圖(前面)

同上(後面)



女子の着する漆紗冠は、前纓を施さざりしなるべし、そは男子の文官にて繁劇ならざる職にあるもの、冠は、前纓を施さざればなり、

然れども此の制は、天下の女子の樂ふ所にあらずとや知しめしけむ、同天皇の十三年閏四月に至りて、女子の年齢三十九までは必結髪し、四十歳以上は結髪垂髪各其意に任じ、巫祝の類は別に垂髪とせられたれば、其の結髪にするもの限りて、漆紗冠を着すること、尙十一年六月の制のごとくなりしなり、此の後同天皇の朱鳥元年七月に至り、更に前制を廢して、婦女は都べて垂髪にすること、せられたり、此のときの制に、廢冠のことは見えざれども、垂髪とあれば其の冠は廢せられたるを知るべし、但冠を着するは、結髪の制に従りて制定せられたるものなれば、垂髪には自其の用なきを思ふべし、

禮服

文武天皇の大寶元年に至りて令を制し、女子の禮服朝服制服を定められたり、斯くいふ徵は、令義解卷六衣服令にいはく、内親王、禮服一品、禮服寶髻、玉飾也、結、故云、四品以上每品各有別制、中女王、禮服一位、禮服寶髻、五位以上每位及階各有別制、内命婦准此、中内命婦、禮服一位、禮服寶髻、上文とあるに據りていふなり、先内親王の御髪のおさまより述べし、

寶髻 寶髻とは、金銀珠玉を以てさまざまの物の像を造りて、以て髻を飾るをいふ、其の裝飾のおさまは、一品より四品に至りて制ありしかど、此の制は傳はらざれば、今にては詳に知ることを得ず、古繪古像に據りて、其の大畧を擬作すれば左のごとし、

寶髻(前面)



同上(後面)



此に圖せるは、内親王の御髪のおさまなり、女王及内命婦の寶髻のおさま亦準知すべし、次に掲載するものは、大和國なる奈良西の京藥師寺の吉祥天女の畫像なり、古代の寶髻のおさまを考ふべき一助なり、參考に資すべし、上古に禮服といふは、方今大禮服といはむがごとし、然れば禮服は、大禮を行ふときにあらざれば用ゐざる服なり、

吉祥天女
(奈良西)
御寺藏



此のあたり割落して詳ならず

朝服

次には女子の朝服のことを述べし、朝服とは常に参内のとき着用する服なれば朝服といふ、令義解卷六衣服令の女子の朝服の條にいはく、朝服、一品以下五位以上、去寶髻及褶烏、謂其飾機亦去爲、與烏同類也、以下並同禮服、六位以下初位以上、並著義髻、謂以他髻、飾百髮、是と見えたる是なり、此の文意を述べれば、一品より以下五位以上の女子の尋常の参内のときは、寶髻を着せずして結髪にして参内せよといへるなり、六位より以下初位以上の女子の参内のときは、義髻を用ゐるといへるなり、

因にいふ、女子の六位より以下初位以上のものは、禮服は用ゐられざるが故に、禮服の制なければ、令

義髻



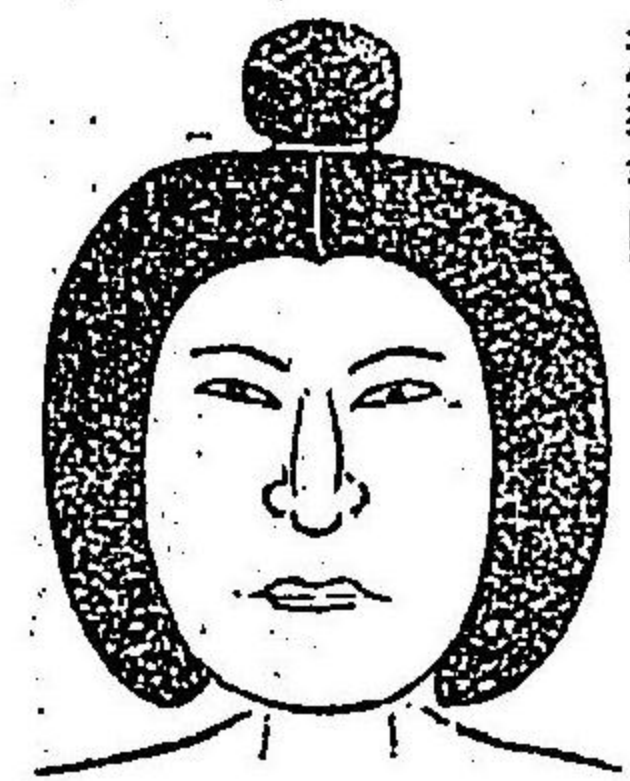
是は他髮を以て作れるものなり、

文の髻の制は朝服より起されたるものなり、因に又いふ、女子の五位以上の人々の寶髻を着する日は、其六位以下の人々はいかにといはく、義髻を着したるなるべし、予が斯くいふ故は、男子の五位以上と、六位以下との冠の制に據りていふ也、義髻 義髻とは、衣服令の義解に、謂以他髻、飾自髮、是爲義髻、とあるがごとく、他の髪を以て假に、自の髪の上に覆ひ着けて首飾とするが故に、義髻とはいふなり、又假髻ともいふ、倭名類聚抄卷十四容飾具に、假髮、釋名云假髮、和名以、此假覆髮上、也、以上と見えたる是なり、須惠とは頭上に居るの義なり、然して義髻は額上に蔽髪といふ者を用ゐて以て、頭上の髻の前面を蔽ひて裝飾とするなり、同書にいはく、蔽髮、釋名云蔽髮、和名比、蔽髮前、爲飾也、以上と見えたる是なり、

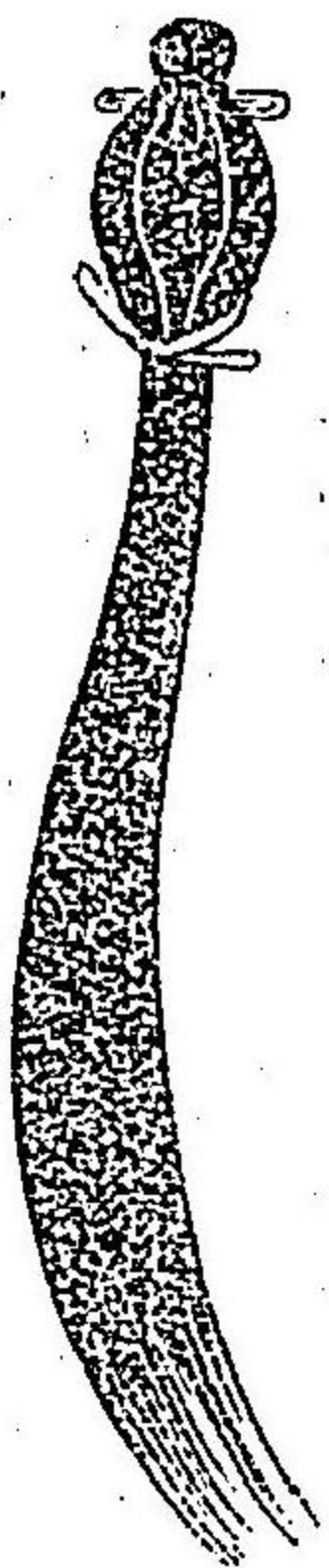
着釵子圖(前面)



着義髻圖



同上(後面)



次には、女子の制服のことを述べられ、女子の制服の條には髪カミの制なし、然れば女子の制服のときは、垂髪なることあきらけし、

因に衣服令集解の説を述べ、集解の寶髻の註には、穴云、寶髻時直如常耳、義髻之處亦如常也、如の下に常の字脱たり、今これを加ふ。以上文とあり、是は禮服のときは寶髻を着す、其の寶髻を着するときは髪は、尋常の結髪なり、朝服のときにも、亦五位以上は尋常の結髪なりといふなり、又義髻の註には、穴云、

六位以下著義髻、五位以上無髻而參耳、朱云、六位以下初位以上著義髻者何、若不得寶髻、代歟何、又五位以上、尋常之日用聽不何、答不聽者、額云、可聽者何、以上文と見えたり、是に穴のいへるは、六位以下初位以上は、朝服のときは義髻を着けて參内し、一品以下五位以上は、結髪カミのまゝに義髻を着せずして參内すとなり、然るに朱のいへるには、六位以下初位以上の義髻を着するは如何なる故か、六位以下には禮服の制なければ、従ひて寶髻を用ゐざる故に、其の寶髻の代に義髻を用ゐるにやといへり、又朝服のときは、五位以上は義髻を用ゐるを得ずとすれども、尋常の日は、五位以上も義髻を用ゐることを聽さずといへり、然るに額のいへるは、五位以上も尋常の日は、義髻を用ゐることを聽すといひて、其の説區々なり、予按ずるに、穴の説のごとく、朝服には一品以下五位以上は、尋常の結髪カミのまゝなり、六位以下初位以上は、義髻を用ゐる、六位以下の朝服のときは義髻を用ゐるは、謹慎を表するなり、五位以上となれば、禮服のときは朝服

のときも、義髻をもちゐるものにはあらずと定むべし、

因に又いふ、田安宗武卿の衣服令打聞女子朝服の條に、寶髻を去る時は櫛笄義髻カミなほあることは、櫛襪カミを去るといへども白襪カミあるが如し、以上文と見えて、一品以下五位以上も、朝服のときは寶髻を去るといへども、義髻を用ゐること、六位以下初位以上に同じきよしをいはれたり、一わたりはさもやともはるれど、衣服令の文に合はず、故に集解なる穴の説を是とす、

右に述ぶる所を概括していは、五位以上の禮服を着するときは、結髪に寶髻を施し、朝服を着するときは、結髪して寶髻を施さず、其の六位以下は、朝服を着するときは義髻を用ゐるなりと心得べし、上件に述ぶるがごとく、大寶元年に令を制定して、百般の制度を定められたる中に、女子の禮服朝服制服の制に従りて、結髪垂髪のことを定められたること此のごとし、然れども尙當時の女子、多くは結髪にすることを好まず、其の制令に従はざるものあるにぞありけむ、同天皇の慶雲二年十二月に至りて、更に天

下の婦女に結髪のとを令せられたり、斯くいふ徴は、續日本紀卷三慶雲二年十二月乙丑の條に云く、令天下婦女自非神部齋宮、宮人及老嫗、皆髻髮、至是重制也、以上文と見えたり、是に由りてこれを觀れば、當時女子は皆垂髪を好むもの多かりしこと知らるゝなり、

日本古代婦人粧飾

粉粧法

古代女子の容顏を粧ふに、額及頬に紅色を施し、又眉を作るに黛を以てせり、まづ額と頬とに紅粉を施すことを述べて、次に白土及鉛華のことに及ぶべし、

赤土

古代は女子はいふも更なり、男子とても顔色の赤きを賞美せり、所謂紅顔なり朱顔なり、殊に女子は性質赤き色の少きものは、赤色を施して容顏の裝飾とせり、其の赤色は何を以てするかといは、赤土を用ゐ

しなり、故に美人を稱して阿加良衰止免といへり、然れば性質の紅顔なるも、赤土を施したるも、其稱する所は並に皆阿加良衰止免といひて、即紅顔美女なれば、言語上にては別き難し、先阿加良衰止免の稱あるものは、美人なることの證を示すべし、古事記中卷なる應神天皇の段に、大雀命仁德天皇の日向の諸縣君牛諸井の女髮長比賣を愛してよめる歌に、阿迦良衰登賣と見えたり、而して又日本書紀卷十四雄略天皇七年の條に、吉備上道臣田狹が、己が妻稚媛の美麗なるを朋友に自負する言に、天下麗人莫若我婦、茂矣、綽矣、諸好備矣、暉矣、暉矣、種相足矣、鉛花弗御蘭澤無加、曠世罕儔、當時獨秀者也、と見えたり、文に暉矣暉矣とあるは、生質の紅顔をいひ、鉛華弗御とは、粉粧をもせざるをいへるなれば、稚媛は天然の紅顔にて、即天稟の阿加良衰止免なりといへるとよく知られ、又此の文に據りて、當時顔色のなきものは粉粧したりといふこともまた克く知られたり、

因にいふ、鉛華弗御蘭澤無加の文は、文選洛神賦に、芳澤無加、鉛華不御とある文と、同じさまに

見ゆるを以て、人或はいひ、是は唯文飾のみ、雄略天皇の時には鉛華は用ゐるべからず、凡べて婦人の粉粧のことなどはあるべからずと、是よく上古の景況を知らざるものなり、

是より支那の傳説を引きて、我が上古の粉粧のさまを示すべし、後漢書卷一百一十五東夷列傳に曰く、倭在朝鮮、使驛通於漢、漢者三十許國、國皆稱王、世々滅朝鮮、使驛通於漢、漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統、其大倭王居邪馬臺國、樂浪郡徼去其國萬二千里、去其西北界狗邪韓國七千餘里云云、其山有丹、土氣溫暖、冬夏生菜茄云云、男子云云、女子云云、竝丹朱粉身、如中國之用粉也、以上文と見え、又魏志卷三にいはいはく、倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣有屋室、父母兄弟臥息異處、以朱丹塗其身體、如中國用粉也、と見えたるは、我が邦の風俗をいへるなり、以て我が邦の風俗として、女子は勿論男子までも、丹朱を以て顔色とせし證とすべし、但文に溫暖の地といひ、冬夏食生菜とあるを思ふに、後漢書及魏志にいへるは、鎮西の中に於いて殊に溫暖の地の風俗のさまなり、是支那の漢魏の時代に、我が風俗を開

き傳へて記せるものなるが、彼の漢魏の代は、我が開化天皇より神功皇后攝政の時代に至る間に當れり、然れば我が邦の風俗として、男女並に身體に丹朱を塗りて裝飾とせしこと以て見るべし、

因にいふ、本邦上古の墳墓の今に存せるもの多し、人これを墳墓と知らずして穿つことあり、其の石槨中より丹朱の出づること往々これあり、予博物館に於いて諸縣より送致せるを見ること數回なり、いづれも千幾百年を経たるものなれば、朱色に黒色を帯たれど本色を失はず、是等の丹朱は、上古の人の粉粧に用ゐ、又器財に華文を施すに用ゐ、又衣服の彩色等に用ゐるものなるを、其の人の死せし時槨中に收めたるものなり、是は丹朱の上古にありしことを、現存物を以て徵證するなり、

因に又いふ、日本書紀卷二神代下一書にいはいはく、兄火酢芹命得山幸利、弟火折尊得海幸利、中火折尊歸來具邇神教、至乃兄釣之日、弟居濱而嘯之時、迅風忽起兄則溺苦、無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、願以救之、若活我者吾生兒八十連屬不離汝之垣邊、當爲俳優之民也、於

是弟嘯已停而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著幘鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃舉足踏行學其溺苦之狀、初潮漬足時則爲足占、至膝時則舉足、至股時則走廻、至腰時則捫腰、至腋則置手於胸、至頸時則舉手飄掌、自爾及今會無廢絕、以上文と見え、苦艱のありさまをまねびて、遂に火々出見尊を笑はしむるに至れり、是本邦に於いて男子の粉粧せしことの史冊に見えたる始なり、然れども是は赤土を以て粉粧とせしにはあらず、文に以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者とあるは、赤土を以て掌と面とに塗り身を汚して色どりたるにて、方今俳優者の義經に假粧し、辨慶に假粧するがごとくにして、火酢芹命の面と掌とに赤土を塗れば、高潮の頸までに至りしを視し、面と掌との赤きは潮の至らざるを視せる意匠なり、然れば此の條を以て男子普通の粉粧の始とはいひ難し、此の火酢芹命の子孫は日向大隅薩摩の隼人といひて、永く朝廷に奉仕し、時々祖先の例に従り面と掌とに

赤土を塗り、俳優の技をして天皇の微意を慰め奉りしなり、然れば火酢芹命の粉粧は、俳優者の假粧の始とぞいふべき。

又萬葉集卷七寄赤土歌に、山跡之宇陀乃眞赤土左丹著、曾許裝香人之吾乎言將成、上文と見えたるも、亦婦人の赤土を以て粉粧せし證なり、此歌の意は、大和の宇陀は、當時婦人の化粧に用ゐる眞赤土の出づる地にて、名産の者なるが、其の眞赤土が我が衣服などに着きたらば、それを見て人或は我と其女子と逢ひたりなどいひなさむかと、あやぶむ意の歌にて、是即赤土を婦人の顔色の具に用ゐし證なり、又眞赤土を色土ともいへり、萬葉集卷十六なる竹取翁の歌に、丹津蚊經色丹名著來、上文と見えたる丹著は、上文の眞丹著と同じく、赤土は物によく染著きて殊になつかしき色なるが故に、丹著ふ色土なつかしといひつゞけたるなり、以て赤土を色土ともいひしを見るべし、此の他同集に、さにづらふわが大君、さにづらふ妹、さにづらふ漢女、さにづらふきみ、などいへるさにづらふは、眞丹照にて、眞丹赤土と云の色の赤く照るをいひて、男女ともに赤土を以て裝飾せるうるはしき狀を

いへるなれど、此の中には既にいへるがごとく、男女ともに天皇の紅顔をも、さにづらふといへるもあれば、唯この言を以て、皆粉粧とは見るべからず、然れば粉粧と天皇とは、今日に於いては分け難し、但さにづらふといふは、眞丹照といふを延べたる言也、上古粉粧に用ゐし赤土といふものに、種類ありて一ならず、然れども並に皆赤土と稱して粉粧に用ゐたり、其一二をいはば、山より自然に出づる所の赤土、又は丹即鉛丹鉛を以て燒製すといふもの、又銀朱今朱銀などといふもの、又丹砂即辰砂等、並に皆赤土といへり、然してこれを用ゐる方法は、右の赤土、丹、銀朱、辰砂等を用て白粉を染て、適宜に赤からしめて頬に著け、又額に着く、此の着けやうは濃淡あり、時の風俗ありて種々沿革あり、

外邦より燕脂、即輕粉の渡來りしより輕粉を以て、赤土丹朱に加へて裝飾すると起れり、「ベニ」は上古の言にあらざ、中古に至りていひ出でし言也、中古に至りては赤土丹朱を用ゐずして、專燕脂を用ゐて顔色を榮あらしめしより、榮土を約めてベニといふ、燕脂

の我が邦に入りそめしは、何天皇の御時よりなるにか、今に於いては詳に知り難しといへども、恐らくは神功皇后攝政の頃なるべし、斯くいふ因據は、日本書紀卷九神功皇后の首條に云はく、爰新羅王波沙寐錦略賚金銀彩色及綾羅縵絹、載于八十艘船、令從官軍、上文と見えたる是なり、文に彩色とあるは、ウルハシキイロと訓みて、即今所謂繪の具又染種なり、此の彩色の中に燕脂なくばあるべからざればなり、當時新羅より貢獻せし燕脂は、其の始は支那の吳國より傳へしものなる故に、久禮奈爲といふ、吳藍の義なり、然れども當時燕脂は貴人の衣服など色どる料などにのみ用ゐて、顔色を粧ふ具には用ゐざりき、然れば外邦の燕脂の、古くより渡來することなきにはあらざれど、從來の風習を守りて、猶赤土丹朱を以て顔色を作りしが、後遂に之に加ふるに燕脂を用ゐること、なれり、其の徴は次下にいふべし、

の紂王なれば、支那に於いて燕脂を製することは甚久しきを知るべく、又燕脂の名も燕國の産物なりしが故なるを知るべし、又史記卷五十匈奴傳の索隱に、習鑿齒與燕王書云、山下有紅藍、足下先知不、北方人採取其花、染緋黃、採其上英鮮者、作烟脂、上文とあり、これもまた紅藍の燕國の産物なるを證するに足る、方今の紅藍を化學上に、其の赤色素をカーサミック、黄色素をカーキウミンといひて、色素の二種なるものと云へり、是史記にいへる所の、紅藍の色素の黄赤二種なるにかなへり、又太平御覽卷百十九には、西河舊事曰、祁連山焉支山宜畜養、匈奴失、此二山、乃歌曰、失我祁連山、使我六畜不蕃息、失我焉支山、使我婦女無顏色、上文とあり、是は燕脂の匈奴よりも出でたる證とすべし、然して又彼の匈奴の婦女も、燕脂を用て顔色とせしを知るべし、然れば本邦も支那も、赤き色を施して顔色とせしことは甚久しけれど、我に於いては赤土丹朱を以せり、

因にいふ、燕脂は紅藍花を採りて製したるものなり、後世畫工の用ゐる所の燕脂は、これと別物にて

コウゼニユルといふ虫の血液也、混すべからず、因に又いふ、丹朱を以て顔色を作るとは、本邦古代の風俗なれど、支那にも亦婦人の丹朱を施すと云ふにあらざらず、然れども是は粉粧にあらず、身の穢たる目標とせしなり、劉熙が釋名卷四にいはいはく、以丹注、面曰勻、勻灼也、此本天子諸侯羣妾、當以次進御、有月事者止而不御、重以口說、故注此於面、灼然爲識、女史見之則不書其名於第錄也、○以上文と見えたり、然れば支那にても、婦人の丹朱を顔に施し、ことはあれども、本邦のごとく粉粧とせしにはあらざるなり、

學士會會員細川君語りていはく、丹朱を以て顔色とすることは、予亞墨利加巡廻中其の土人に見たり、丹朱を以て額上に米の如き華文を作る、但此の華文を作るものは、勳功あるにあらざれば施さずと、亦丹朱を以て顔色とする類といふべしと、故に此に追加す、

本邦に於いて燕脂を製することは、何天皇の御代なるか詳ならず、然れども其の製法の精良に至りしは、推古天皇の十八年なるべし、斯くいふ因據は、日本書

紀卷二十二推古天皇十八年三月の條にいはいはく、高麗王貢上僧曇徴法定、曇徴知五經、且能作彩色及紙墨、○以上文とある即是なり、但燕脂は彩色の中に於いて、殊に要用のものなれば、是の時曇徴が百濟所傳の方注を以て製造して、燕脂は、我に乏しからずなりしならむ、其の乏しからずなりし徴は、法隆寺寶物中に、推古天皇時代の織物繡物染物等あるが中に、燕脂を用ゐたるもの多かり、史乘と實物とを併せ見ても、當時精良なる燕脂を、本邦に於いて製造せしこと疑なくとぼゆるなり、

因にいふ、今存する所の法隆寺金堂の壁畫は、元明天皇の和銅二年の再建なるものなるが、多く燕脂を用ゐたり、

古代粉粧圖

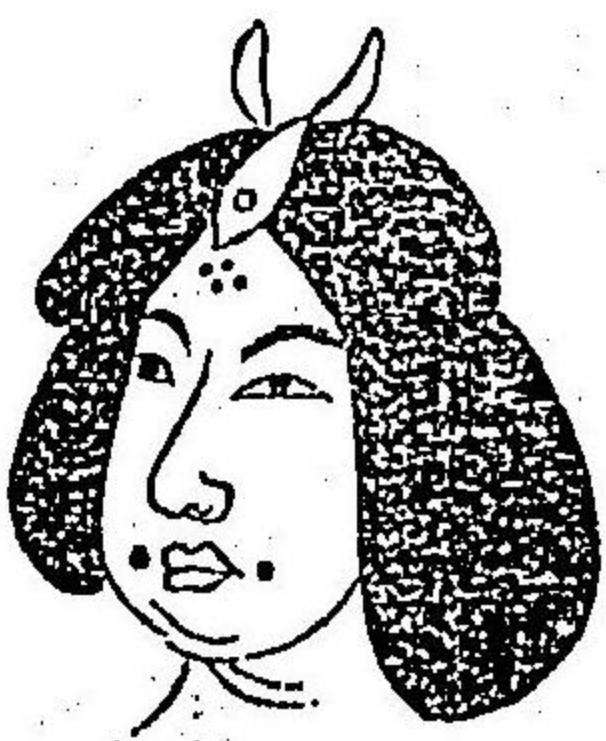
明治の今日に至りて、古代婦女の粉粧せる圖の傳はれるは、大和國奈良東大寺正倉院なる樹下美人屏風の繪と、同院なる阮咸の撥面の美人の繪となり、此の繪は奈良朝時代のものなり、然して其の裝飾せるありさまをいはいはく、丹朱を以て白粉を染めて淡朱色ならしめ、以て顔に施して、其の上に極めて濃き燕脂の

綠色を現せるを以て、額に四圓點、口脇の左右に一圓點を施せるあり、是本邦に於いて顔色に燕脂を用ゐるしさまを繪に作りしもの、最舊きものなり、略圖して此に示す、

燕脂粉粧



同上



古代婦人の燕脂を施すさまは圖のごとし、但、燕脂を唇に施すことははなはだ後世の風俗なり、是は別にいふべし、

丹朱燕脂等を以て顔色とせし風俗は、奈良朝を経て後一變せり、

白土鉛華

是よりは、所謂「おしろい」のとを述ぶべし、古代顔色に用ゐるしは白土といふものにて、天然の白土を精製せしものなり、然るを其の後、神功皇后攝政時代に至り韓地より彩色を貢す、此の中に鉛華もありけむと

いふ徴は、既にいへるがごとし、鉛華は即今の京おしろいなり、本草綱目にはこれに粉錫の字を用ひ、延喜式には胡粉の字を用ゐる、倭名類聚抄には粉の字を用ゐて、和名之路岐毛能とある即是なり、今の畫工の用ゐる胡粉は、蛤粉にしてこれと異なり、

古代の婦人の裝飾に、白土及鉛華を用ゐる方法は、其の白きまゝを用ゐるにあらず、赤土丹朱等にて染めて赤からしめて顔に施すが、本邦古代の風習なることは、亦既に上文にいへるがごとし、然れば後世のごとく、ひたすら顔色を白からしむるものにはあらず、故に古代に婦人の顔色を賞して、阿加良衰止女、又左爾豆良布妹などいひて、白少女といへることは見あたらす、

因にいふ、上文に述べたるは、上古の人の好む所をいへるなれど、これをあしく聞きたがへて、我が上古の人は赤面婦人を好めりと心得むは非なり、又色の白きを忌むなりと思ふも非なり、色白くして十分に赤色を帯たるを美人の相とせしなり、因に又いふ、本邦上古の風俗は、顔の赤きを好むといへども、體幹と四肢とは色の白きを好めり、其の

證は古事記下卷仁德天皇の段に見えたり、粉粧のことに用なければ此にいはず、

鉛華は古來外邦輸入のものなりしを、持統天皇六年五月に至りて、沙門觀成始めて鉛粉を製出せり、其の徴は、日本書紀卷三十持統天皇六年五月戊戌の條に、賜沙門觀成純十五匹綿三十屯布五十端、美其所造鉛粉、○以と見えたる是なり、これ鉛粉始めて成しかば、其の功を嘉賞せしなり、爾來外邦輸入の品は漸次に減じて、自國製のものも多く用ゐることなれり、然れども其のこれを顔に施す方法に至りては、従前に異なることなし、是古代より奈良朝に至るの間、鉛粉を用ゐしありさまなり、平安京以後となりて沿革あり、又方今の用法のごとく、唯白くのみ施しは甚後世の事なり、

黒川眞道
佐藤仁之助
神戸龍治

黒川眞頼全集第四 終

明治四十三年十二月十日印刷
明治四十三年十二月十五日發行

(黒川眞頼全集第四奥附)

非賣品

編輯者兼
相續者

東京市淺草區小島町廿八番地
黒川眞道

發行者

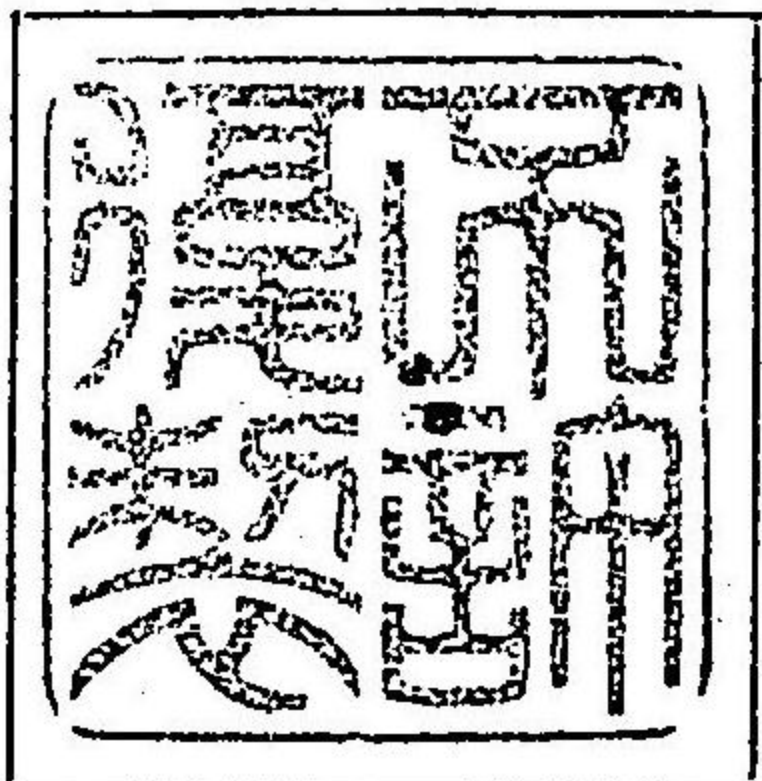
東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者
早川純三郎

印刷者

東京市神田區蠟燭町八番地
武木信賢

印刷所

東京市神田區三河町三丁目四番地
武木印刷所

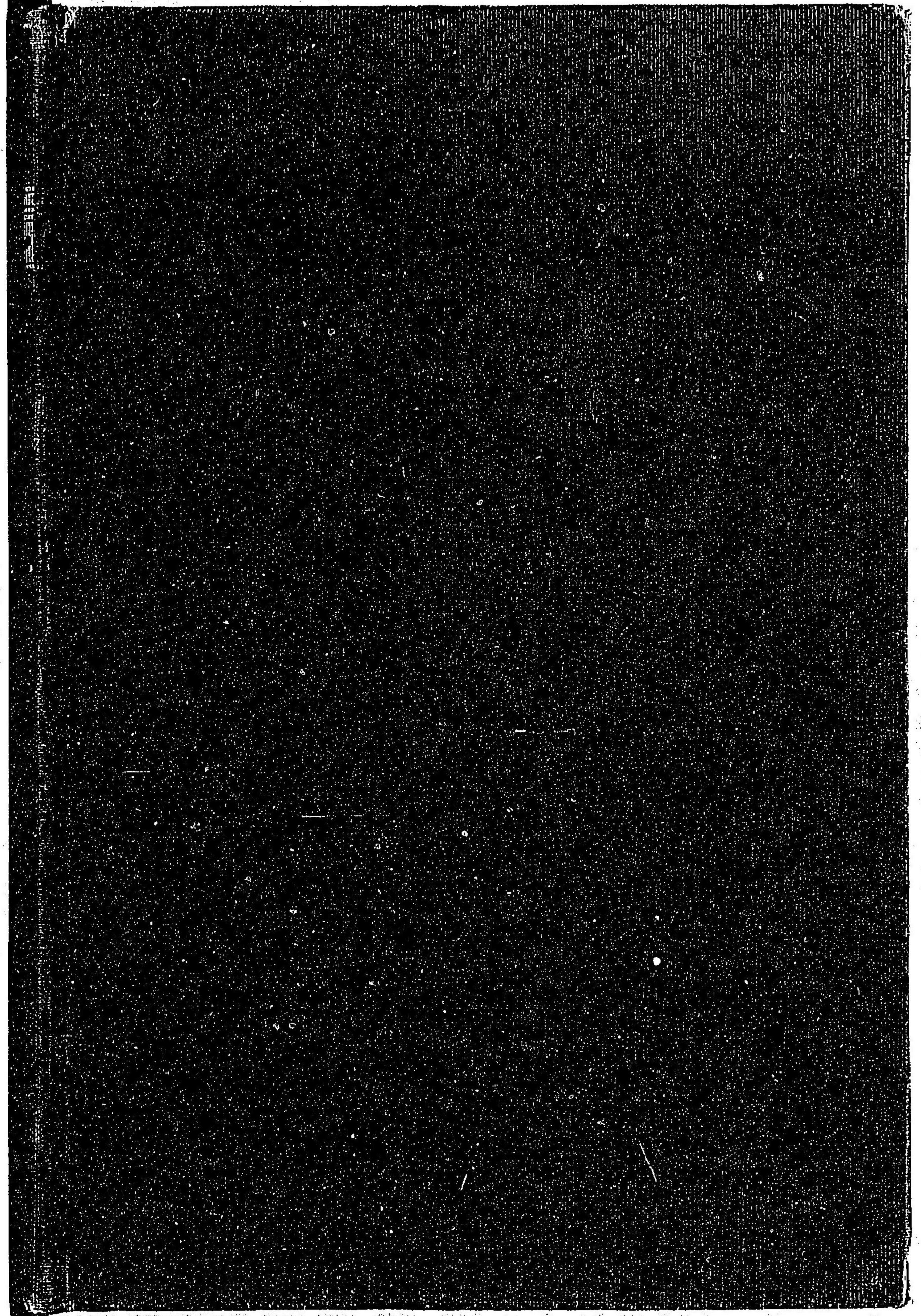


IT-3K-17

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

| | | | |
|----|----|-----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | 32 | 33 |
| 34 | 35 | 36 | 37 |
| 38 | 39 | 40 | 41 |
| 42 | 43 | 44 | 45 |
| 46 | 47 | 48 | 49 |
| 50 | 51 | 52 | 53 |
| 54 | 55 | 56 | 57 |
| 58 | 59 | 60 | 61 |
| 62 | 63 | 64 | 65 |
| 66 | 67 | 68 | 69 |
| 70 | 71 | 72 | 73 |
| 74 | 75 | 76 | 77 |
| 78 | 79 | 80 | 81 |
| 82 | 83 | 84 | 85 |
| 86 | 87 | 88 | 89 |
| 90 | 91 | 92 | 93 |
| 94 | 95 | 96 | 97 |
| 98 | 99 | 100 | |

3417



081.8

ku898k



東洋書局

東洋書局

